昭27.1.17.

官報

主要目次

告示
○公正取引委員会の各地方事務所別定数　二〇一頁
○無線局承認　二〇一
○海上保安庁所属徳山固定局の通信の相手方等変更　二〇五
○宮崎県上穂北村役場備付の戸籍の一部滅失　二〇六
○外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営むことについての認可　二〇六
○抗菌性物質製剤検定規則第六條に規定する試験品の数量を定める件の一部改正　二〇六
○漁業法に基き村を指定　二〇六
○狩猟の停止を認可した猟区　二〇六
○捕獲禁止区のうち解除した区域　二〇六
○猟区の設定認可　二〇六
○無効になつた海技免状　二〇七
○平塚航空燈台等点燈　二一一
○羽咋郵便局を特定郵便局長とする郵便局でないものとする件　二一一
○閉鎖中の横浜住吉町郵便局を移転、改称の上再開　二一一
○相馬中村郵便局保険分室廃止　二一一
○慶弔電報規則第一條第一号による文例指定　二一一
○千葉特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定　二一三
官庁事項
○職種及び職級の決定〔甲板作業、船舶機関作業、船舶運航(機関)、漁船甲板作業、医学(法医学)、工学製図、入国警備〕　二一四
郵政省公告
○お年玉つき郵便葉書の当せん番号　二三四

告示

◉公正取引委員会告示第一号

総理府職員定数規程（昭和二十四年総理府令第十九号）第二項の規定に基き、公正取引委員会の各地方事務所別定数を次のように定め、昭和二十七年一月一日から適用する。

昭和二十七年一月十七日

公正取引委員会委員長　中山喜久松

公正取引委員会の各地方事務所別定数

区分	定数	備考
大阪地方事務所	一五人	
名古屋地方事務所	七人	
福岡地方事務所	八人	

附則

昭和二十四年公正取引委員会告示第二号は、廃止する。

◉電波監理委員会告示第八十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一三五号
二　承認を受けた者の氏名又は名称及び住所　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。
五　通信の相手方の氏名又は名称及び住所並びに通信事項　国家公安委員会所属の島根県内の各固定局
警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
六　通信事項の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月二十九日
八　設置場所　島根県安濃郡大田町大字大田字神田口の九四九　東経一三二度三〇分　北緯三五度一一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おおだ　F三　三三・八三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一三六号
二　承認を受けた者の氏名又は名称及び住所　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。
五　通信の相手方の氏名又は名称及び住所並びに通信事項　国家公安委員会所属の島根県内の各固定局
警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
六　通信事項の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月二十九日
八　設置場所　島根県安濃郡大田町大字大田字神田口の九四九　東経一三二度三〇分　北緯三五度一一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いずも　F三　三三・八三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一三七号
二　承認を受けた者の氏名又は名称及び住所　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。
五　通信の相手方の氏名又は名称及び住所並びに通信事項　国家公安委員会所属の島根県内の各固定局
警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
六　通信事項の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月二十九日
八　設置場所　島根県安濃郡大田町大字大田字神田口の九四九　東経一三二度三〇分　北緯三五度一一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おおだ　F三　三三・八三Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第九十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月二十九日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一三五号
二　承認を受けた者の氏名又は名称及び住所　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。
五　通信の相手方の氏名又は名称及び住所並びに通信事項　国家公安委員会所属の島根県内の各固定局
警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
六　通信事項の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
七　承認の有効期限　昭和二十六年十一月二十九日
八　設置場所　島根県美濃郡益田町イの二六　東経一三一度五二分　北緯三四度四〇分

毎日文庫
明治二十一年二月三十一日　第三種郵便物認可

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ますだ F三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三八号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 島根県邑智郡川本町二八〇の二 東経一三二度三〇分 北緯三四度五九分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かわもと F三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一三九号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 島根県邑智郡川本町二八〇の二 東経一三二度三〇分 北緯三四度五九分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かわもと F三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四〇号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十六年十一月三十日
八 設置場所 島根県能義郡安来町大字安来一一三二 東経一三三度一五分 北緯三五度二五分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
やすぎ F三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四一号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 島根県大原郡木次町大字木次三七六 東経一三二度五四分 北緯三五度一七分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
きすき E三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四二号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 浜田市大字浅井一一七六の三六 東経一三二度〇五分 北緯三四度五四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
はまだ E三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 島根県安濃郡大田町大字大田字神田ロの九四九 東経一三二度三〇分 北緯三五度一一分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
おおだ F三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四四号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 出雲市今市町七四三 東経一三二度四六分 北緯三五度二二分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いずも E三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第九十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四五号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十六年十一月三十日
八 設置場所 島根県美濃郡益田町イの二六 東経一三一度五二分 北緯三四度四〇分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ますだ E三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第百号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月二十九日 第四一四六号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の島根県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 島根県邑智郡川本町二八〇の二 東経一三二度三〇分 北緯三四度五九分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かわもと E三 三三・八三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

昭27. 1. 17.　第7505号

◉電波監理委員会告示第百一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一四七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　松江市殿町一　東経一三三度〇三分　北緯三五度二九分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　しまねいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一四八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　島根県能義郡安来町　東経一三三度一五分　北緯三五度二五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　やすぎいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一四九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　島根県安来町　東経一三三度一五分　北緯三五度二五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　はまだいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五〇号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　大原郡木次　東経一三三度五四分　町大字木次三七六　北緯三五度一七分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　きすきいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　浜田市大字浅井一七七の三六　東経一三二度〇五分　北緯三四度五四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　はまだいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　出雲市今市町七四三　東経一三二度四六分　北緯三五度二二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いずもいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　島根県安濃郡大田町大字大田字神田ロの九四九　東経一三二度三〇分　北緯三五度一一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おおだいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県大田市今市町七四三　東経一三二度四六分　北緯三五度二二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いずもいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百九号

海上保安庁所属徳山固定局の通信の相手方、通信事項、電波の型式及び周波数は、昭和二十六年九月十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第四一一九号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属門司、下関及び呉の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　徳山市東浜崎町　東経一三一度四八分　北緯三四度〇三分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JNH　(注一)A一　六、三七五kc　水晶発振　吸收管式　一〇〇W
　JNH－31　(注二)A一　三、七八五kc　〃　〃　一〇〇W
　空中線の型式及び構成　ツェッペリン、傾斜型
十　運用許容時間　常時
十一　その他　(注一)の周波数の使用は、下関及び呉固定局との間に通信を行う場合に限る。
　(注二)の周波数の使用は、門司及び呉固定局との間に通信を行う場合に限る。

八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　島根県大田市大字大田字神田ロの九四九　東経一三二度三〇分　北緯三五度一一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　おおだいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県内及びその周辺
　常置場所　出雲市今市町七四三　東経一三二度四六分　北緯三五度二二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　いずもいどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　島根県邑智郡川本町二八〇の二　東経一三二度三〇分　北緯三四度五九分
　常置場所　島根県内及びその周辺
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　かわもといどう　F三　三一・七九Mc　水晶発振　リアクタンス管　位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第百八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第四一五四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日

◉**法務府告示第九号**

宮崎県児湯郡上穂北村役場備付の左記戸籍の一部は滅失した。

昭和二十七年一月十七日 法務総裁 木村篤太郎

宮崎県児湯郡上穂北村大字南方千三百九十九番地 野口 朝直

◉**大蔵省告示第八十九号**

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十四條第一項の規定により、両替業務を営むことについて次のとおり認可した。

昭和二十七年一月十七日 大蔵大臣 池田 勇人

名称	業務の内容	営業所名	所在地	業務開始期日	認可年月日
株式会社大阪銀行	外国通貨の売買及び外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手の買入れ	新居浜支店	愛媛県新居浜市乙一丁目一番地	昭和二十七年一月十一日	昭和二十七年一月五日

◉**大蔵省告示第九十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、一宮信用金庫割増金附第一回五福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十七日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 一宮信用金庫割増金附第一回五福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十七日から同年二月十五日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	三
三等	一〇〇	三〇
四等	五〇	六〇
五等	二〇	二、九〇六
計		三、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十四日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年三月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第九十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第三回千葉県漁協龍宮定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十七日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第三回千葉県漁協龍宮定期貯金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十七日から同年三月十五日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	四〇〇	二〇
四等	五〇	三〇〇
五等	二〇	九、六六九
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月二十八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年四月十一日

七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**厚生省告示第六号**

昭和二十六年六月厚生省告示第百三十一号(抗菌性物質製剤検定規則第六條に規定する試験品の数量を定める件)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月十七日 厚生大臣 橋本 龍伍

プロカインペニシリン、プロカインペニシリンG、ピリミジンペニシリンGの項を次のように改める。

プロカインペニシリン	小分包装	二本	一万本を超えるときは、一万本ごとに二本を加える。
プロカインペニシリンG	バルク形態	一〇万単位入二本	
ピリミジンペニシリンG	バルク形態	一〇万単位入二本	

コリスチン錠の項の次に次のように加える。

ペニシリンストレプトマイシン	小分包装	二本	五千本を超えるときは、五千本ごとに二本を加える。
ペニシリンジヒドロストレプトマイシン	小分包装	二本	五千本を超えるときは、五千本ごとに二本を加える。

緩衝ペニシリン錠、緩衝結晶ピリミジンペニシリンG錠、アルミニウムペニシリン錠、ペニシリントローチ、結晶ペニシリン錠、クロラムフエニコールカプセル、オーレオマイシントローチ、オーレオマイシンカプセル、オーレオマイシンパウダー、オーレオマイシン錠、テラマイシンカプセル及びテラマイシントローチについては、その基本数量の二倍以上の内容量を含む小分包装の場合には試験品数量を当該小分包装から採取するものとする。

◉**農林省告示第十八号**

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十六條第一項の規定に基き、市町村を次のように指定する。

昭和二十七年一月十七日 農林大臣 広川 弘禪

岡山県邑久郡豊村及び太伯村

◉**農林省告示第十九号**

狩猟法施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第三十一條第一項の規定により、次のように猟区における狩猟の停止を認可した。

昭和二十七年一月十七日 農林大臣 広川 弘禪

一 狩猟を停止する猟区の名称 岩手県九戸郡長内村猟区

二 停止の期間 昭和二十七年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで

◉**農林省告示第二十号**

狩猟法(大正七年法律第三十二号)第一條第三項の規定に基き、大正九年農商務省告示第二百五十七号(北海道における鹿及びテンの捕獲禁止に関する件)で告示した捕獲禁止区のうち、次の区域を解除した。

昭和二十七年一月十七日 農林大臣 広川 弘禪

一 捕獲禁止を解除した獣類の種類 鹿

二 捕獲禁止区を解除した区域 北海道様似郡様似村一円

三 捕獲禁止を解除した期日 昭和二十七年一月一日

◉**農林省告示第二十一号**

狩猟法(大正七年法律第三十二号)第十四條第一項の規定に基き、昭和二十六年十二月二十七日次のように、猟区の設定を認可した。

昭和二十七年一月十七日 農林大臣 広川 弘禪

一 猟区の名称 北海道南日高猟区

二 事務所の位置 北海道浦河郡浦河町日高支庁内

三 猟区の区域 北海道様似郡様似村一円

四 猟区の存続期間 昭和二十七年一月一日から昭和三十六年十二月三十一日まで

五 承認料 一人一承認期間二日間につき千円

六 狩猟に関する制限

(一)狩猟日は、毎年十二月一日から翌年一月三十一日までの間の土曜日及び日曜日(日曜日の翌日が休日であるときは、日曜日及び休日)の連続二日。但し、やむを得ない事情があるときは、管理者は、狩猟日を変更することができる。

(二)入猟者の員数は一承認期間四十名以内とする。

(三)捕獲することのできる鳥獣の種類及び数量は、オスジカは、一人一承認期間一頭、その他の狩猟鳥獣にあつては狩猟法施行規則に定められた通りとする。

(四)使用できる猟具は、口径十二番以下の小口径の銃器に限るものとし、且つ、オスジカに対してはSG以下の小型霰弾を用いることができない。

(五)予備銃を携帯してはならない。

(六)猟区管理者の承認した以外の案内者、勢子又は猟犬を用いて狩猟することはできない。

(七)随伴できる随従者は一人を超えることはできない。

◉**海上保安庁告示第一号**

次の海技免状は無効であるから船舶職員法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二十條の規定により告示する。

昭和二十七年一月十七日 海上保安庁長官 柳沢 米吉

免状種類	番号	本籍	氏名	出生年月日	登録年月日	発行年月日	備考
甲種船長	三七	広島	望月 繁一	明治四一、一、二七	昭和三、八、二〇	同上	紛失
甲種一等航海士	一、〇五三	埼玉	石原 邦彦	大正三、六、八	〃 二四、四、三〇	〃	焼失
〃	一、三七五	石川	桶 光男	〃 一四、二、一	〃 二四、六、一〇	〃	流失
〃	一、〇一一	千葉	植田 護	〃 三、三、一四	〃 二四、四、三〇	〃	遺失
甲種二等航海士	一二四	山口	尾崎 聖人	〃 一五、四、一五	〃 二〇、二、一〇	〃	焼失
〃	二、〇五三	広島	村上 朝則	昭和五、八、二〇	〃 二六、三、一〇	〃	〃
〃	一、二六四	鹿児島	川島 基	〃 二、七、三	〃 二四、六、二〇	〃	遺失
〃	横浜 四四一	福岡	山田 専太	大正三、三、一〇	〃 二〇、一二、五	〃	〃
〃	六八八	鹿児島	森山 盛二	昭和二、二、八	〃 二〇、九、二二	〃	盗難
〃	一、一八二	福島	宗形 健壽	〃 三、九、一八	〃 二四、六、二〇	〃	流失
〃	横浜 九六六	鹿児島	野崎 清秋	大正一五、八、一三	〃 二三、三、一五	〃	紛失
〃	七〇	千葉	笠川 勉	〃 一四、二、四	〃 二〇、一〇、二〇	〃	〃
〃	高松 二四	徳島	橋本 賢治	〃 一四、九、二四	〃 二一、七、一三	〃	流失
〃	一、八七八	山口	兼清 昭男	昭和二、一、二八	〃 二五、三、一五	〃	紛失
〃	三三〇	大分	藤崎 尚三	大正一四、八、一四	〃 二〇、三、二五	〃	滅失
〃	門司 三一	神奈川	伊藤 和夫	昭和二、二、九	〃 二一、三、六	〃	遺失
〃	近畿 一〇八	徳島	元木 完	大正三、三、五	〃 三、三、一	〃	〃
〃	神戸 六二三	石川	山下 弘	〃 一四、二、二二	〃 三、七、一	〃	流失
〃	一七〇	東京	西山 裕久	昭和二、三、九	〃 二〇、三、二五	〃	紛失
乙種一等航海士	横浜 二四三	神奈川	坪内 敏雄	大正五、一〇、一九	〃 三、二、五	〃	〃
〃	一七五	鹿児島	大迫 直三	明治四三、三、一	〃 三、四、二〇	〃	〃
〃	神戸 九一	富山	森田 良一	大正一四、一、一六	〃 三、三、一	〃	遺失
〃	門司 四五四	長崎	高橋 清人	〃 三、三、三	〃 三、六、一〇	〃	〃
〃	〃 三三〇	大分	若林 美登志	〃 三、三、三〇	〃 三、七、一〇	〃	流失
〃	一八四	岩手	三浦 忠兵エ	〃 一四、三、二	〃 三、六、一五	〃	盗難
乙種二等航海士	横浜 二九五	石川	横川 武雄	昭和二、九、一九	〃 三、三、三	〃	流失
〃	二、三四一	岩手	横石 勝己	〃 二、五、一五	〃 二五、四、一〇	〃	〃
〃	一、九四〇	兵庫	北脇 安勝	大正七、三、二九	〃 二四、九、一五	〃	〃
〃	中国 一〇三	福岡	坂本 徳栄	明治四〇、三、二四	〃 三、二、一五	〃	紛失
〃	門司 三九九	鳥取	山根 建太郎	大正一五、一、六	〃 三、一、一〇	〃	滅失
〃	〃 三五一	山口	坂下 京太郎	〃 三、三、二〇	〃 二、二、一	〃	〃
〃	二、八五二	兵庫	浅井 学	昭和二、二、一	〃 二六、一、二五	〃	流失
〃	二、一〇六	広島	若松 京造	大正二、八、二二	〃 二四、二、一五	〃	〃
〃	二、〇〇〇	新潟	横尾 政儀	〃 一四、三、二四	〃 二四、一〇、五	〃	焼失
〃	横浜 三二六	岩手	伊藤 長裕	〃 一〇、一〇、七	〃 三、一〇、一三	〃	盗難
〃	一、一四五	大阪	伊藤 博	昭和三、八、一三	〃 二四、四、三〇	〃	流失
〃	一、四八三	茨城	川崎 常夫	大正一五、二、七	〃 二四、五、二〇	〃	〃
〃	一、一六五	長崎	白井 一夫	〃 一五、三、三	〃 二四、四、三〇	〃	〃
〃	高松 二四	愛媛	岡田 荒夫	〃 三、九、六	〃 二一、六、一八	〃	焼失
〃	四四〇	茨城	薄井 政雄	〃 二、五、一五	〃 三、二、一〇	〃	〃
〃	八七五	福島	金成 子之造	〃 三、三、八	〃 二四、三、二五	〃	紛失
丙種航海士	門司 五六九	熊本	田脇 秀記	明治三七、六、一八	〃 三、五、三〇	〃	流失
〃	近畿 一三〇	青森	佐々木 政雄	大正一四、一〇、二九	〃 三、九、六	〃	焼失
〃	中国 七四	広島	戸田 忠雄	昭和三、三、二九	〃 二、九、一六	〃	紛失
〃	五、一八四	北海道	遊佐 英夫	大正九、一、二八	〃 二四、六、一〇	〃	〃
〃	二四三	静岡	松下 喜久治	明治四三、七、五	〃 二〇、三、二五	〃	流失
〃	六、四四九	長崎	田原 保之	昭和二、三、二〇	〃 二四、九、一〇	〃	紛失
〃	東海 三七四	静岡	久保山 友一	〃 二、一、八	〃 二三、三、二〇	〃	〃
〃	九、五四一	秋田	渡辺 一夫	〃 二、一〇、二	〃 二五、九、二五	〃	盗難
〃	高松 二五一	愛媛	阿部 淳一	〃 二、七、二〇	〃 三、五、二九	〃	焼失
〃	門司 九六六	長崎	吉川 勇	大正三、八、二九	〃 三、七、一〇	〃	紛失
〃	三、一六一	広島	花岡 実一	明治四三、六、六	〃 二四、四、五	〃	焼失
〃	横浜 一七三	茨城	根本 長吉	大正八、八、二六	〃 三、八、一五	〃	紛失
〃	東北 四二	岩手	中村 次郎	昭和二、二、一四	〃 二、四、一八	〃	盗難
〃	一九五	秋田	小坂 勇助	明治四四、一〇、一四	〃 二〇、三、二五	〃	紛失
〃	九、五三三	茨城	高橋 俊雄	大正一三、二、五	〃 二五、九、二〇	〃	滅失
〃	五二	岩手	小林 福三郎	〃 六、二、七	〃 二〇、六、三〇	〃	焼失
〃	三、八九七	鹿児島	木村 喜美郎	昭和二、二、二四	〃 二四、五、一〇	〃	紛失
〃	三、一三三	佐賀	川崎 熊一	大正二、二、二三	〃 二四、三、二五	〃	滅失
〃	二、二三三	愛媛	矢野 常久	〃 七、三、三一	〃 二六、六、二〇	〃	流失
〃	門司 九三	大分	橋本 熊夫	〃 二、二、二八	〃 三、三、一一	〃	〃
〃	七、八七六	広島	須賀 繁夫	〃 二、一〇、一〇	〃 二五、一、一〇	〃	紛失
〃	二〇三	北海道	山本 佐吉	明治三三、一、七	〃 二〇、三、二五	〃	流失
〃	一〇、四四四	山形	佐藤 安五郎	大正三、四、一三	〃 二六、一、一〇	〃	焼失
甲種船長	高松 一三	高知	太田 良太郎	明治三六、一、六	〃 二〇、一〇、一四	〃	盗難
〃	一、六一一	京都	辻 高二	〃 一六、四、二	大正六、三、三	〃	焼失
〃	二、八九六	三重	前田 耕作	〃 三、七、三〇	昭和二、一一、二五	〃	〃
〃	一、〇九一	東京	大倉 各司	〃 一四、一、一	明治四三、七、二五	〃	流失
〃	二、二五一	大分	元重 徳治	〃 一九、三、一六	大正一〇、九、六	〃	〃
〃	三、三〇二	香川	阿野 禁次郎	〃 三四、七、二五	昭和六、九、二	〃	紛失
〃	二、四〇一	愛知	河合 多助	〃 二四、二、五	大正二、八、二五	〃	流失
〃	二、三三八	〃	岩田 耕平	〃 二五、三、七	〃 一〇、八、二	〃	〃
〃	四、五三六	愛媛	伊藤 佳末	〃 三八、二、一	昭和一七、三、六	〃	〃
〃	三、七六七	宮城	菅田 竹治	〃 三五、五、三〇	〃 一三、二、二	〃	滅失
〃	四、三三三	茨城	和田 滋	〃 三九、九、二〇	〃 一六、三、三	〃	遺失
〃	二、八一八	静岡	白橋 興作	〃 二、七、二	〃 二、四、二二	〃	流失
〃	二、九三八	茨城	中島 三千三	〃 三、三、三〇	〃 三、四、一六	〃	滅失
甲種一等運転士	五、九三四	広島	吉本 季雄	大正三、三、一〇	〃 一九、二、三	〃	流失

昭27.1.17. 第7505号

甲種二等運転士	八、七七七	和歌山	滝本 広	〃 四、四、一四	〃 一三、一〇、一四	〃	焼失
〃	八、一六一	佐賀	持永 良雄	〃 三、八、七	〃 一一、一一、五	〃	紛失
〃	一〇、六六五	千葉	花沢 次郎	〃 三、七、七	〃 一九、一〇、七	〃	流失
〃	八、二六四	鳥取	山根 稔	〃 三、三、一九	〃 一三、一、二七	〃	〃
〃	四、五〇一	和歌山	中村 虎治	明治三六、一〇、二五	大正一三、一〇、三〇	〃	焼失
〃	九、四〇八	山口	金子 仁郎	大正 八、九、二	昭和一六、一〇、一三	〃	流失
〃	六、六六六	愛媛	好光 安定	明治三八、六、一三	〃 六、八、二七	〃	減失
〃	一〇、六一一	熊本	大城 正	大正三、二、二六	〃 一九、八、二三	〃	焼失
〃	一〇、六〇七	〃	椎 新	〃 一四、二、一八	〃	〃	紛失
〃	一一、一九四	北海道	川村 平八郎	〃 一三、四、一四	〃 一九、一一、一	〃	〃
〃	九、一三一	富山	六渡 久芳	〃 八、一二、二六	〃 一五、八、二九	昭和三、一一、二〇	遺失
〃	八、四九九	香川	乃村 定雄	〃 六、八、二三	〃 三、一〇、二〇	同上	〃
〃	六、六八五	岡山	天野 敬夫	明治四二、一〇、二五	〃 六、一一、一三	〃	減失
汽船甲種二等運転士	一、六〇五	福岡	渡辺 浅登	〃 四〇、三、三	〃 一七、三、二六	〃	流失
漁汽船甲種二等運転士	一四三	島根	岡野 重太郎	大正 三、三、三	〃 九、一〇、一〇	〃	紛失
〃	一三八	兵庫	佐藤 極	明治四三、三、一九	〃 八、八、一	〃	焼失
乙種船長	一、六七一	富山	北野 喜太郎	〃 二九、六、二〇	大正一〇、一二、二五	〃	流失
丙種船長	三〇三	栃木	長浜 弁一	〃 三、七、一四	〃 三、八、五	〃	焼失
乙種一等運転士	六、七〇五	愛知	藤井 富二	大正 二、一、一三	昭和一九、一二、一	〃	流失
〃	六、八〇二	宮崎	山崎 貞夫	〃 八、一、一六	〃 一九、一二、一	〃	紛失
〃	六、二七五	福岡	楠木 源市	明治三九、三、三	〃 一七、五、一三	昭和二、三、一	盗難
〃	六、〇〇一	岩手	元居 甚十郎	大正 五、三、一〇	〃 一六、五、二〇	同上	流失
〃	六、五〇一	長崎	岩島 仲次郎	明治四〇、五、二〇	〃 一九、二、一三	〃	減失
〃	二、三三三	香川	佐柳 源太郎	〃 二五、九、二二	大正 三、六、一三	〃	焼失
漁船乙種一等運転士	三三七	長崎	畠中 光好	大正 二、一〇、一六	昭和 三、一、一三	昭和三、三、一三	流失
乙種二等運転士	一〇、九三〇	香川	溝口 今朝太郎	明治二六、九、一五	〃 一九、一〇、二	同上	紛失
〃	六、八五〇	愛媛	中田 政吉	〃 三三、三、一	大正一四、五、二五	〃	焼失
〃	一〇、一六五	鹿児島	山下 仲之助	〃 四三、六、一六	昭和一八、八、一三	〃	盗難
〃	一〇、五八一	岡山	代々 正四	大正一三、三、一	〃 一九、二、一三	〃	紛失
〃	一一、二七五	三重	田岡 三代吉	明治三一、一〇、一	〃 一八、八、一八	〃	焼失
〃	一〇、六三六	北海道	小野 石三	大正一四、一、三〇	〃 一九、三、二八	〃	遺失
〃	三、一二九	愛知	榊原 新作	明治一八、三、二〇	明治四二、三、三〇	〃	焼失
〃	六、六〇三	鹿児島	河野 喜久哉	〃 三〇、三、三〇	大正 三、七、七	〃	〃
〃	一〇、五三〇	広島	亀井 修一	〃 三四、三、七	昭和一八、一二、三一	〃	流失
〃	九、三一九	石川	柴田 源一郎	〃 四四、三、三	〃 一五、四、一六	〃	〃
〃	四、五五六	山口	平野 喜作	〃 二八、七、二	大正 六、六、二	〃	紛失
丙種運転士	二、八八二	鹿児島	坂口 新吉	大正 二、五、一八	昭和一六、八、七	〃	焼失
〃	三、一三九	三重	浜口 功	〃 四、六、二〇	〃 一八、八、一八	〃	減失
〃	三、一四〇	和歌山	湊口 茂	明治四〇、二、二五	〃	〃	〃
〃	二〇、五〇七	佐賀	小島 金作	〃 三六、五、二七	昭和 二、二、一〇	〃	紛失

〃	二一、〇九〇	徳島	熊野 晴幸	大正 四、一、一三	〃 一〇、一〇、五	〃	流失
〃	三三、一三九	三重	小畑 清一	〃 三、九、四	〃 一八、八、一八	〃	減失
〃	二〇、一六五	富山	江尻 吉松	明治三三、四、一五	大正一四、三、一三	〃	流失
〃	二〇、九四八	広島	高田 幾太郎	〃 四四、三、一八	昭和 九、一、二六	〃	盗難
〃	一七、〇一八	高知	常盤 忠太郎	〃 三三、九、二	大正 八、四、二六	〃	流失
〃	一四、二六八	愛媛	矢野 佐市	〃 一一、一一、二	〃 五、六、七	〃	〃
〃	一八、七六一	福井	大和 三郎	〃 三五、五、二九	〃 一三、五、三一	〃	紛失
〃	一五、七九二	大分	植田谷 五郎	〃 三六、一、二九	〃 六、一、二九	〃	焼失
〃	二一、八七六	広島	浜田 円吉	〃 一九、一、一〇	明治四五、二、二六	〃	流失
小形船乙種二等運転士	二、六三〇	高知	松岡 茂壽	〃 三六、二、四	昭和一〇、五、一〇	〃	減失
〃	二、九二一	大阪	林 末吉	〃 三二、三、一六	〃 一一、三、一〇	昭和一六、四、一五	流失
〃	三、三八二	鹿児島	白沢 繁俊	〃 四四、一〇、二〇	〃 一三、六、八	同上	遺失
〃	二、八九三	兵庫	福島 清	大正 三、三、一	〃 一一、二、一〇	昭和二五、三、一〇	流失
〃	四、〇二七	千葉	高山 銀之助	明治三四、六、一三	〃 一六、六、一三	同上	紛失
〃	一、八七七	東京	信田 作造	〃 四一、六、三〇	〃 七、一〇、二七	〃	焼失
沿岸乙種二等運転士	六、九九五	鹿児島	松山 栄二	〃 四四、二、一五	〃 一七、三、二	〃	流失
〃	三、八二六	北海道	加治 勝次郎	〃 二九、一、一六	〃 一三、一、二六	〃	減失
〃	三、八二三	熊本	沢江 広松	〃 三〇、六、一	〃 一三、一、一〇	〃	流失
〃	五、三二八	愛媛	浜田 成夫	大正 三、五、一三	〃 一六、三、七	〃	焼失
〃	一三〇	千葉	斎藤 万吉	明治三二、二、一	〃 一五、八、一三	〃	盗難
〃	五、三三四	愛媛	清水 清隆	大正 四、六、一四	〃 一六、三、七	〃	焼失
〃	八、一二五	岡山	木矢村 久松	明治三七、八、一三	〃 一四、九、一四	〃	遺失
〃	三、九一一	愛媛	北川 正光	〃 四二、五、二〇	〃 一三、三、一七	〃	焼失
〃	六、六三三	山口	長野 務	大正 三、九、五	〃 一七、七、二〇	〃	減失
〃	四、二七六	熊本	海辺 一進	〃 七、一、一〇	〃 一三、八、二三	〃	焼失
〃	九、四三三	北海道	石見 勘太郎	明治三四、三、一三	〃 一九、四、二	〃	流失
〃	六、一〇一	愛媛	野間 次宜	〃 四五、二、四	〃 一七、四、一三	〃	〃
〃	七、二一五	北海道	加藤 與志雄	〃 三五、二、一	〃 一七、三、一五	〃	〃
〃	六、〇一九	山形	鈴木 俊雄	〃 四五、一、一八	〃 一七、四、一	〃	減失
〃	六、九三八	福岡	木下 三次	〃 四二、三、二一	〃 一七、二、二七	〃	盗難
〃	一〇、二〇五	高知	土居 一雄	大正一五、三、一八	〃 一九、一〇、一三	〃	紛失
〃	七、八六九	徳島	山田 隆雄	〃 一〇、三、五	〃 一八、八、一三	〃	焼失
〃	八、九四五	宮城	阿部 宏	〃 四、一、一〇	〃 一八、二、二〇	〃	盗難
〃	五、三三七	大分	大石 薫	〃 一〇、一〇、一四	〃 一六、三、八	〃	紛失
〃	五、三四六	山口	矢田 忠孝	〃 五、四、二九	〃 一六、四、一〇	〃	盗難
〃	六、五四六	〃	臼井 勝三郎	〃 三、三、二	〃 一七、六、二九	〃	減失
〃	一〇、九四一	兵庫	川上 時治	明治三六、三、一	〃 一九、二、一	〃	盗難
〃	四、五一〇	愛媛	和田 照男	大正元、一二、二五	〃 一四、三、一三	〃	焼失
〃	九、二八〇	大阪	中谷 三造	明治四三、二、二〇	〃 一九、三、三〇	〃	遺失
湖船港乙種二等運転士	一、一七九	島根	山本 善三	〃 三九、七、四	〃 六、二、六	〃	流失
小形船丙種運転士	一、〇一五	愛媛	村上 政一	〃 三八、三、一八	〃 六、五、三	〃	紛失
〃	二、八三〇	香川	三好 金平	〃 三一、一、一八	〃 七、三、二	〃	流失

〃	五、〇七九	愛知	稲垣 照之助	〃 二六、六、三〇	〃 一〇、八、二六	〃	減失
〃	五、三一一	島根	橋本 徹與	〃 二七、八、七	〃 一〇、三、二六	〃	〃
〃	一一三	香川	二宮 義明	〃 四一、一二、二	〃 五、一一、一五	〃	流失
〃	五、〇四七	福島	上野台 浅次郎	大正 二、三、二六	〃 一〇、七、二〇	〃	紛失
〃	二、八三六	香川	浅田 大三郎	明治三三、四、二五	〃 七、三、二	〃	流失
〃	四、四二五	大分	井本 五郎	〃 三一、七、二七	〃 九、九、五	〃	焼失
〃	三、二九七	宮城	鈴木 作太郎	〃 三八、一、一	〃 七、九、一三	〃	紛失
〃	三、四三六	広島	中村 松次	〃 三一、四、三	〃 八、二、二〇	〃	盗難
沿岸丙種運転士	四、四七六	高知	盛田 覚	〃 三五、一、三一	〃 三、七、四	〃	焼失
〃	一五、七〇一	愛媛	越智田 光義	〃 三五、一〇、一五	〃 一五、六、一七	〃	〃
〃	一、七九八	広島	脇舎 実夫	〃 三三、一一、一〇	〃 三、四、五	〃	流失
〃	一〇、八五〇	和歌山	丸谷 玄一郎	〃 四四、一、一三	〃 一一、五、一三	〃	盗難
〃	八、〇九一	高知	下城 菊松	〃 三四、二、一五	〃 五、三、八	〃	遺失
〃	一五、〇二三	徳島	落合 芳松	大正 四、二、九	〃 一四、九、二九	〃	紛失
〃	一三、四七五	鹿児島	和田 清志	〃 五、七、二六	〃 一三、八、一三	〃	焼失
〃	一、五四五	山口	船井 安五郎	明治三五、五、一五	〃 五、九、一	〃	減失
〃	一七、二〇八	静岡	中島 藤七	大正 六、一〇、八	〃 一六、六、一三	〃	〃
〃	一三、二九六	茨城	川畑 金次郎	明治三三、二、一八	〃 一三、九、一六	〃	流失
〃	一四、三三一	三重	中村 万吉	〃 三六、五、一五	〃 一四、六、九	〃	焼失
〃	一一、七九八	愛媛	松下 四郎吉	〃 四二、一、一八	〃 一三、六、八	〃	〃
〃	六、七〇八	和歌山	速水 良一	〃 三八、三、二〇	〃 六、五、一八	〃	紛失
〃	七、五七一	三重	小久保 金次	〃 三六、四、一六	〃 七、一、二六	〃	焼失
〃	一四、九六一	高知	山崎 伝	〃 四〇、四、二七	〃 一四、九、二	〃	流失
〃	一〇、三一三	〃	坂本 勝喜	大正 三、九、一〇	〃 一〇、九、二〇	〃	紛失
〃	一五、九六〇	大分	日坂 善次郎	〃 一一、二、二一	〃 一五、九、一三	〃	焼失
〃	七、九四二	徳島	品川 幸男	明治四二、一、一	〃 七、九、一六	〃	遺失
〃	八、二九一	静岡	鈴木 甲一郎	〃 三四、八、一四	〃 五、五、一	〃	流失
〃	八、六二七	千葉	堀井 伊三郎	〃 三八、九、一六	〃 八、九、一四	〃	焼失
〃	八、六三三	〃	工藤 末松	〃 四一、三、二〇	〃	〃	〃
〃	三、四二八	島根	林 松太郎	大正 三、七、四	〃 三、九、二九	〃	流失
〃	一四、八三六	高知	浜谷 増穂	〃 四、二、三	〃 一四、九、一八	〃	〃
〃	一四、五三五	大分	板井 秀夫	〃 二、五、一三	〃 一四、七、一八	〃	〃
〃	四、三九三	徳島	春木 松	明治三三、一〇、一〇	大正一五、八、九	〃	紛失
〃	一〇、三七七	北海道	中川 幸次郎	〃 三九、六、一三	昭和一〇、九、二〇	〃	減失
〃	一六、六四三	島根	大達 甚松	〃 三八、一一、九	〃 一六、二、一九	〃	焼失
〃	七、六八四	香川	和田 善六	〃 三三、九、二六	〃 七、五、六	〃	紛失
〃	一四、五九三	広島	桑原 繁夫	〃 四二、二、二五	〃 一四、八、三	昭和三、一一、一五	流失
〃	一〇、九七七	三重	浜口 徳一	〃 四〇、八、五	〃 一一、六、二五	同上	〃
〃	二、六七五	愛知	鈴木 福平	〃 三三、二、二六	〃 一一、九、二七	〃	紛失
〃	一四、五〇四	三重	和田 徳左衛門	〃 三八、五、二三	〃 一四、七、五	〃	〃
〃	一〇、五二六	和歌山	宮脇 金一	〃 三三、二、二一	〃 一〇、一〇、三〇	〃	流失
甲種機関長	四五六	山口	吉田 広次	大正一四、九、一四	〃 二六、一〇、一〇	〃	焼失
〃	三三三	東京	井垣 快彦	〃 九、四、一	〃 二四、九、一〇	〃	紛失
〃	三五九	静岡	今田 稔	〃 三、二、四	〃 二五、一、一〇	〃	流失

甲種一等機関士	横浜 一七八	大阪	藤尾 良邦	〃 一五、五、二九	〃 三、六、一五	〃	〃
〃	七四	石川	下村 芳弘	〃 一五、一、一六	〃 二四、六、一	〃	〃
甲種二等機関士	横浜 六二四	北海道	富田 巌	昭和 二、一一、二七	〃 三、三、一五	〃	焼失
〃	三七	鹿児島	宮原 清二	大正一五、三、一〇	〃 一九、三、三一	〃	遺失
乙種一等機関士	門司 一四六	長崎	高瀬 助治	〃 三、一、三〇	〃 二一、六、二五	〃	紛失
〃	神戸 三八	石川	川口 甚盛	〃 五、三、二一	〃 二一、八、一	〃	〃
〃	四三三	広島	秋中 実	〃 六、三、三一	〃 二四、六、二〇	〃	盗難
〃	門司 四九	愛媛	矢野 常久	〃 七、三、三一	〃 二一、五、一	〃	流失
乙種二等機関士	中国 一〇〇	徳島	野本 清重	〃 三、四、二六	〃 三、五、一五	〃	紛失
〃	一、一四八	広島	小伏 博己	〃 一四、八、一四	〃 二四、六、一	〃	焼失
〃	六三六	〃	三笠 菊男	〃 一四、三、二〇	〃 二四、二、二五	〃	紛失
〃	門司 三九九	鹿児島	四元 秋光	〃 七、九、一四	〃 二三、二、一	〃	減失
丙種機関士	七、三六五	新潟	有田 二作	〃 一五、五、八	〃 二五、二、二一	〃	流失
〃	四、〇二四	山口	磯部 五郎	〃 六、三、一四	〃 二四、五、二〇	〃	〃
〃	二八八	山形	池田 一彌	〃 一〇、二、七	〃 二〇、五、三	〃	〃
〃	二、〇八〇	三重	島田 宗一郎	〃 三、一、一六	〃 二四、二、一五	〃	紛失
〃	一、七九三	宮城	土井 利雄	〃 一四、一〇、一〇	〃 二四、二、一五	〃	流失
〃	五、五九一	長崎	木口 貞雄	〃 一四、五、三〇	〃 二四、九、一	〃	〃
〃	四、九〇一	熊本	平田 澄男	昭和 五、八、二六	〃 二四、七、二五	〃	紛失
〃	東海 三八五	静岡	山木 安信	大正 三、一、一九	〃 二三、三、三一	〃	流失
〃	九、八三〇	〃	増井 初彦	昭和 二、二、二五	〃 二六、一、一〇	〃	〃
〃	六二四	青森	佐々木 仁太郎	大正 六、一〇、一五	〃 二三、三、一一	〃	焼失
〃	五、〇七三	愛媛	村上 明	昭和 三、五、一四	〃 二四、七、二〇	〃	〃
〃	横浜 一四一	千葉	屋代 松夫	〃 二、二、一五	〃 三、三、二一	〃	紛失
〃	四九四	北海道	花田 敏男	大正 八、六、一四	〃 二〇、五、八	〃	盗難
〃	東海 一	愛知	大葉 秀	〃 一五、二、一七	〃 二一、七、八	〃	遺失
〃	三、一一三	富山	針山 清之	〃 一三、九、一	〃 二四、四、二〇	〃	流失
〃	東北 八七	宮城	本郷 喜一郎	〃 一四、三、一九	〃 二一、八、三〇	〃	盗難
〃	一〇、六八九	広島	浜本 博	昭和 七、一〇、一一	〃 二六、五、三〇	〃	流失
〃	一、九五六	石川	伊掛 国正	大正一二、一一、六	〃 二四、二、一五	〃	焼失
〃	五、二五四	山口	木村 勝美	昭和 五、一〇、二五	〃 二四、八、一	〃	盗難
〃	北海 三〇五	北海道	小杉 善吉	大正 三、一、一六	〃 二三、五、一五	〃	焼失
〃	九、八一九	愛媛	堺 文雄	昭和 五、八、一五	〃 二六、一、一〇	〃	流失
〃	二八五	北海道	工藤 義雄	大正一〇、一一、三〇	〃 二〇、五、三	〃	焼失
〃	一、一五三	長崎	入江 健一	〃 一三、一二、一二	〃 二四、一、一五	〃	紛失
〃	一、三六〇	兵庫	柿本 和弘	昭和 三、九、二六	〃 二四、二、一	〃	〃
〃	二、五一〇	広島	小船 美智子	〃 四、一、一二	〃 二四、三、一五	〃	〃
〃	六、七四一	千葉	石崎 秀雄	大正 二、二、二〇	〃 二四、三、一	〃	〃
甲種船舶通信士	北海 一三	新潟	町田 広	〃 一三、三、五	〃 二〇、七、一四	〃	〃
〃	門司 二四六	長崎	山下 雅敏	昭和 二、一、一九	〃 二一、七、二三	〃	減失
〃	横浜 三九三	香川	高崎 春夫	大正 三、三、二九	〃 二一、八、三	〃	流失

昭27.1.17. 第7505号

乙種船舶通信士	門司 一〇四	福岡	奥村久満彦	昭和二、八、一〇	〃 三、六、二七	〃	遺失
〃	横浜 四〇七	岐阜	坂東 佶	大正一四、一二、一五	〃 三、三、三一	〃	焼失
〃	門司 一〇一	福岡	田川幸一郎	明治四〇、一二、一〇	〃 二、六、二七	〃	遺失
〃	横浜 四九七	東京	石田 守	大正一四、五、一八	〃 二二、三、二六	〃	紛失
〃	中国 八一	徳島	高橋利治	昭和二、九、二一	〃 二、八、一五	〃	流失
〃	横浜 三二八	熊本	東 義盛	大正三、一二、二〇	〃 二、八、一〇	〃	紛失
丙種船舶通信士	〃 一七八	静岡	松本忠次	〃 三、三、二七	〃 二、六、一七	〃	流失
〃	〃 一六一	〃	久保山正一	昭和二、一〇、一七	〃 二、六、一三	〃	紛失
〃	門司 三三〇	山口	村山幸二郎	大正一三、七、三〇	〃 二、九、一〇	〃	滅失
〃	近畿 九〇	三重	庄司秀文	〃 三、八、二五	〃 三、一、三〇	〃	流失
〃	横浜 二九五	〃	奥村 茂	〃 二、一、一五	〃 二、八、二三	〃	紛失
〃	〃 二一六	茨城	薄井政雄	〃 二、五、一五	〃 二、七、一二	〃	焼失
〃	〃 三五一	岩手	津島勇治	〃 五、一〇、一三	〃 二、二、二五	〃	紛失
機関長	二、七七五	宮城	武藤隆夫	明治三一、一二、二九	〃 四、九、三〇	昭和二五、九、七	焼失
〃	三、七二一	佐賀	鈴木雅孝	〃 四二、一一、一六	〃 一五、七、五	同上	流失
〃	三、七八七	奈良	中野政治郎	〃 四〇、一〇、八	〃 一五、二、一一	〃	紛失
〃	二、七二四	鳥取	竹信 進	〃 三三、三、三〇	〃 四、四、一〇	昭和一九、一二、一	焼失
〃	三、八六三	香川	青井美則	〃 四二、九、二七	〃 一六、三、一三	〃 一九、三、二八	盗難
〃	二、三三三	大阪	萱葺慶次郎	〃 三八、六、二五	〃 一四、三、九	同上	滅失
〃	三、四三六	福島	渡部光男	〃 三七、七、一三	〃 一三、一、一九	〃	焼失
〃	二、二八五	兵庫	浜田寧夫	〃 三八、九、四	〃 一三、二、一五	〃	〃
〃	二、六九二	佐賀	今泉荒一	〃 三五、一、四	〃 四、一、一三	〃	紛失
一等機関士	八、六八六	石川	勝木安治	大正四、五、六	〃 一八、八、八	〃	流失
〃	八、八六一	香川	木太忠雄	〃 二、一、二	〃 一九、一二、一	〃	焼失
〃	四、一九三	山口	宮崎敏行	明治三五、二、四	大正九、三、二七	〃	流失
二等機関士	六、七七四	三重	伊藤英男	大正五、九、一	昭和三、七、二	〃	〃
〃	八、六一七	広島	今田甲子郎	〃 三、七、一三	〃 一九、一、八	昭和三、七、一〇	盗難
〃	九、〇〇七	石川	塚本 弘	〃 三、七、一	〃 一九、八、一三	〃 三、七、一〇	焼失
〃	七、五五六	香川	山地壽夫	〃 九、三、一五	〃 一六、一〇、一〇	〃 一七、三、二九	流失
近海汽船二等機関士	三八	神奈川	鬼塚末治郎	明治三五、一〇、一〇	〃 一五、八、二六	同上	焼失
〃	二九	佐賀	松尾吉春	〃 四三、二、一三	〃 一五、七、一	〃	紛失
近海発動機船二等機関士	二〇七	静岡	久保山友一	大正二、一、八	〃 一三、一二、二六	〃	〃
発動機船二等機関士	四二	宮城	本田嘉一郎	明治三〇、六、二	大正一〇、六、六	〃	焼失
〃	一七八	静岡	岩川増次	〃 三九、六、一五	昭和四、八、二九	昭和九、七、二	遺失
三等機関士	四、八〇	広島	酒井秀次	〃 三〇、四、二五	大正二、二、三	同上	盗難
〃	三、〇四九	〃	中村実一	〃 三一、七、三	明治四四、一二、二九	〃	流失
〃	五、六六〇	神奈川	佐野千松	〃 三四、四、一〇	大正一三、八、二	〃	盗難
発動機船三等機関士	一四、三七一	三重	浜口新一	〃 四三、七、二	昭和六、五、一八	〃	流失
〃	一六、二七一	愛媛	松本虎一	〃 四〇、四、六	〃 一四、六、三	〃	焼失

〃	四、三八一	福島	吉田軍司	〃 三五、三、五	〃 三、六、三	〃	紛失
〃	八、五七三	愛媛	酒井直正	〃 二七、一〇、四	〃 二、二、一七	昭和九、一〇、三	焼失
〃	二、三三〇	宮城	河野 栄	〃 四〇、一〇、三一	〃 四、七、八	同上	紛失
〃	一六、九二三	広島	桃原岩次郎	〃 四五、六、一九	〃 一六、八、四	〃	流失
〃	一七、三二二	和歌山	長島彌太郎	大正七、五、七	〃 一七、三、一五	昭和三、七、一〇	焼失
〃	七、七六九	島根	山本好一	明治三七、三、二六	大正一五、九、九	〃 三、七、一〇	紛失
〃	一六、三一八	兵庫	藤田光金	〃 四四、一、二九	昭和一四、九、七	同上	流失
〃	八、九六六	三重	小久保金次	〃 三六、四、二六	〃 二、七、二三	〃	焼失
〃	一〇、三〇四	茨城	川崎初太郎	〃 三四、三、一九	〃 三、一〇、二	〃	〃
〃	一七、一一〇	長崎	平 巖	大正三、二、二	〃 一七、三、三〇	昭和三、三、二五	流失
〃	九、七二八	愛媛	中野勝一	明治四一、一、三	〃 三、四、三	同上	盗難
〃	九、四一六	徳島	山村亀吉	〃 三九、二、一	〃 二、二、一八	〃	紛失
〃	一七、六八〇	〃	古本茂信	大正三、二、二五	〃 一八、九、一〇	〃	〃
〃	五、六二二	千葉	高山銀之助	明治三四、六、二三	大正三、一〇、七	〃	〃
〃	一三、三三一	山口	新川正雄	〃 三九、八、二三	昭和五、一〇、二	〃	流失
〃	一二、七一五	千葉	伊豆幸治郎	〃 三七、四、二六	〃 四、九、一七	〃	〃
〃	一四、六二七	高知	岩田信吉	〃 四三、九、三〇	〃 六、七、一四	〃	〃
〃	一四、四一九	東京	北奥誠司	〃 二七、三、一九	〃 六、六、一三	〃	焼失
〃	五、三三二	徳島	程野 栄	〃 三四、一一、五	大正一三、七、二六	〃	〃
〃	一〇、九七六	広島	福本立美	〃 三七、三、二七	昭和四、四、八	〃	流失
〃	一五、四八二	香川	片山家昌	〃 三六、三、三〇	〃 一〇、三、三	〃	紛失
〃	一七、八二〇	佐賀	南里三郎	〃 四五、二、一三	〃 一八、三、三〇	〃	焼失
沿岸発動機船三等機関士	四、八四〇	岩手	真下富造	大正一〇、三、三	〃 一六、六、一	〃	紛失
〃	六、九三六	鹿児島	浜田正義	明治三四、四、二〇	〃 三、二、二三	昭和二三、七、五	〃
〃	三、九九七	三重	森下 亮	大正七、三、二二	〃 一六、一、一三	同上	焼失
〃	一七、九六八	長崎	浜川市次	〃 三、八、一〇	〃 一七、一〇、一二	〃	紛失
〃	二、五七〇	広島	平井雅行	〃 三、六、一三	〃 九、三、二七	〃	流失
〃	一一、三六五	静岡	山本康雄	昭和九、四、二	〃 一四、三、一三	〃	〃
〃	八、四〇九	千葉	川 庄太郎	明治三一、七、三	〃 一九、一〇、三〇	〃	焼失
〃	一九、八九六	徳島	伊勢久男	大正一四、三、八	〃 一八、一〇、一	〃	遺失
〃	一六、〇四六	愛媛	浦川 悟	〃 一〇、三、六	〃 一六、一〇、九	〃	滅失
〃	二〇、七五八	北海道	端 善耕	明治四五、一、一二	〃 一八、三、三一	〃	遺失
〃	一七、七七一	愛媛	中田庄吉	大正九、二、一五	〃 一七、九、三	〃	焼失
〃	一〇、四七七	長崎	中山真太郎	〃 二、八、二〇	〃 一四、九、一八	〃	盗難
〃	二〇、八三六	島根	山下勝太郎	〃 三、一二、二五	〃 一九、二、八	昭和二六、三、二六	〃
〃	四、〇二九	青森	河村実助	明治三七、六、一	〃 一二、五、四	同上	紛失
〃	一一、二五七	広島	松下栄二	〃 四四、二、五	〃 一四、一二、一三	〃	流失
〃	六、四五二	三重	小久保辰男	大正五、一、九	〃 三、九、二九	〃	焼失
〃	六、三一八	福島	善方広次	明治三五、七、二	〃 三、九、二八	〃	紛失
〃	九、四六三	徳島	加藤嘉儀	大正七、三、一〇	〃 一四、五、一二	〃	焼失
〃	一五、八七二	宮城	松本倉之助	〃 一〇、四、三	〃 一六、九、一二	〃	紛失
〃	一四、九〇二	岩手	佐藤 力	〃 五、八、一五	〃 一六、六、一八	〃	〃
〃	三、八一五	大分	日高仲次郎	〃 一〇、四、二七	〃 一五、八、一三	〃	〃

〃	一〇、一〇九	和歌山	平瀬庄太郎	〃 四、二、一九	〃 一四、七、六	〃	盗難
〃	一、一二三	鹿児島	坂口新吉	〃 三、五、一八	〃 八、九、七	〃	焼失
〃	八、六二一	岩手	野沢正治	〃 元、八、三	〃 三、二、七	〃	流失
〃	一五、五一七	鹿児島	新山 貢	〃 三、三、一五	〃 一六、八、六	〃	焼失
〃	二〇、三九七	慶尚南道	松本 勇	〃 九、四、一八	〃 一八、一〇、二〇	〃	流失
〃	二〇、五〇二	三重	小久保利男	〃 一四、八、二六	〃 一八、三、三〇	〃	〃
〃	二〇、九六六	鹿児島	山下一夫	〃 六、二、一九	〃 一九、三、二〇	〃	紛失
〃	三、四四六	徳島	橋新正一	〃 四、四、三〇	〃 一〇、九、二五	〃	〃
〃	二、九七七	香川	合田市郎	〃 五、五、一〇	〃 一五、六、一	〃	流失
〃	一九、〇三一	山口	中谷善夫	〃 一四、三、二	〃 一八、六、三〇	〃	遺失
〃	一四、六七九	徳島	高井義貞	〃 二、一〇、八	〃 一六、五、二八	〃	〃
〃	一八、二二五	山口	岡田四郎	〃 六、四、一〇	〃 一七、一二、一九	〃	滅失
〃	一、四九〇	長崎	谷口伊八	明治三四、一一、三〇	〃 八、一〇、一四	〃	焼失
〃	一七、一五七	兵庫	中川みつゑ	大正九、三、一三	〃 一七、六、四	〃	紛失
〃	一〇、八九六	愛媛	菊沢新一	〃 七、一二、一三	〃 一四、一〇、三	〃	〃
〃	一九、七二三	香川	片山憲道	〃 五、五、二〇	〃 一八、八、一七	〃	〃
〃	一三、九三四	広島	若松京造	〃 二、八、二二	〃 一五、三、一三	〃	流失
〃	七、一六二	山形	佐々木伊助	〃 二、一、六	〃 一三、四、九	〃	〃
〃	二、五六三	広島	西林 稔	〃 三、二、一八	〃 九、三、二〇	〃	焼失
〃	一九、二二七	和歌山	谷野義文	〃 四、一、六	〃 一八、八、一三	〃	流失
〃	三、一一〇	高知	山崎絢三	〃 五、一、五	〃 一九、一〇、一三	〃	〃
〃	一三、六六四	広島	田中義明	〃 二、九、四	〃 一五、三、九	〃	紛失
〃	一、一三九	鹿児島	大里三善	明治四〇、三、一八	〃 八、九、七	〃	〃
〃	八、七一七	北海道	本間金策	〃 四一、一〇、二〇	〃 三、一二、一九	〃	焼失
〃	二一、七四二	〃	新山 勇	大正六、九、二九	〃 一九、一〇、一三	〃	〃
〃	八、七一九	〃	最上梅吉	明治三九、九、五	〃 一三、一二、一九	昭和三、二、一〇	盗難
〃	九、三四四	愛媛	山田新一	〃 四三、一〇、四	〃 一四、五、八	同上	流失
〃	一四、九七六	北海道	松本義美	大正二、七、一二	〃 一六、六、二〇	〃	紛失
〃	四、九六三	高知	松下貞一郎	〃 二、一、二五	〃 一一、一一、二	〃	〃
〃	一五、四四四	愛媛	横川秀一	〃 一〇、六、二〇	〃 一六、八、一	〃	〃
〃	九、七〇三	千葉	吉田徳三郎	〃 七、四、二	〃 一四、六、一三	〃	〃
〃	一四、七九九	長崎	村田兼久	明治三一、四、一三	〃 一六、六、一一	〃	焼失
〃	一〇、四一四	鹿児島	中川武義	〃 四〇、七、一〇	〃 一四、八、二九	〃	流失
〃	四、九〇六	熊本	竹部 馨	〃 四三、三、二〇	〃 一一、一一、二	〃	焼失
〃	一八、〇三八	高知	岡田 進	大正一一、三、一六	〃 一七、一〇、一四	〃	流失
〃	一九、三三三	熊本	野崎繁敏	〃 一三、八、三〇	〃 一八、八、一三	〃	〃
〃	九、七六五	〃	杉本 薫	〃 八、一、一五	〃 一四、六、一	〃	紛失
〃	一〇、六六六	鳥取	岡島監一	〃 六、三、一六	〃 一四、九、一三	〃	焼失
小型発動機船三等機関士	二、五一七	香川	二宮義明	明治四一、一二、一一	〃 六、三、一〇	〃	流失
〃	二、八三〇	千葉	滝口富吉	〃 三五、八、五	〃 七、三、一六	昭和二五、三、一五	紛失
〃	二、八四九	愛媛	幸田武一	〃 四四、二、九	〃 七、四、四	同上	〃
〃	二、七二一	熊本	小田峯介	〃 四三、六、二	〃 七、一、二九	〃	遺失
〃	六、五六一	岩手	大西米三	大正元、三、五	〃 一三、五、二	昭和一九、一二、一	紛失
〃	三、九七七	福島	渡辺今朝一	明治四一、八、九	〃 八、七、六	同上	焼失

◉航空庁告示第一号

昭和二十六年航空庁告示第一号で消燈の告示をした次の航空燈台を昭和二十六年十一月二十一日から点燈した。

昭和二十七年一月十七日 航空庁長官 大庭哲夫

名称	所在地
平塚航空燈台	神奈川県平塚市須賀町
戸田航空燈台	静岡県田方郡戸田村
藤枝航空燈台	同志太郡静浜村
浜松航空燈台	同浜松市葵町
西浦航空燈台	愛知県宝飯郡西浦町
河和航空燈台	同知多郡河和町
一身田航空燈台	三重県河芸郡大里村
笠取山航空燈台	同阿山郡阿波村
笠置航空燈台	京都府相楽郡笠置町
岩屋航空燈台	兵庫県津名郡野島村
津田航空燈台	香川県大川郡津田町
高鉢山航空燈台	同綾歌郡西分村
大谷山航空燈台	同三豊郡和田村
塩ヶ森航空燈台	愛媛県温泉郡川上村
大和村航空燈台	同喜多郡白滝村
大島航空燈台	山口県大島郡和田村
伊美航空燈台	大分県東国東郡伊美村
椎田航空燈台	福岡県築上郡椎田町
板付航空燈台	同福岡市金隈町

◉郵政省告示第九号

昭和二十七年一月十六日から次の郵便局を、特定郵便局長を長とする郵便局でないものとした。

昭和二十七年一月十七日 郵政大臣 佐藤栄作

名称	位置
羽咋郵便局	石川県羽咋郡羽咋町

◉郵政省告示第十号

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年一月二十一日から閉鎖中の次の郵便局を移転、改称の上再開する。

昭和二十七年一月十七日 郵政大臣 佐藤栄作

現名称	改称	現在位置	移転位置
横浜住吉町郵便局	横浜南太田郵便局	横浜市中区日本大通り布帛会館内(横浜局郵便区内)	横浜市南区南太田町一丁目(横浜中局郵便区内)

◉郵政省告示第十一号

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年一月十九日限り次の郵便局分室を廃止する。

昭和二十七年一月十七日 郵政大臣 佐藤栄作

名称	位置
相馬中村郵便局保険分室	福島県相馬郡中村町字新町

◉電気通信省告示第十七号

慶弔電報規則(昭和十一年逓信省令第五十二号)第一條第一号による文例を次のとおり定め、昭和二十七年二月一日から施行する。

なお、昭和十一年逓信省告示第二千七百七号(慶弔電報規則第一條第一号による文例)は、昭和二十七年一月三十一日限り廃止する。

昭和二十七年一月十七日 電気通信大臣 佐藤栄作

慶祝文例

	略号	文例
出産	ニイノ	御安産ヲ祝ス
	ニトヨ	御出産ヲ祝ス
	ニチカ	御安産オメデトウ
	ニタツ	御安産オメデトウゴザイマス
	ニネキ	男子御出産オメデトウゴザイマス
	ニラサ	女子御出産オメデトウゴザイマス
	ニウフ	御安産ヲ祝シ、御健康ヲ祈ル
入学	トイリ	御入学ヲ祝ス
	トチツ	御入学オメデトウ
	トヨネ	御入学オメデトウゴザイマス

P. 210

昭27.1.17. 第7505号

トタサ　御入学オメデトウ、ヨク学ビヨク遊ベ

合格　チハト　合格ヲ祝ス
チリネ　合格オメデトウ
チカニ　合格オメデトウゴザイマス
チラシ　栄アル合格ヲ祝シ、御勉学ヲ祈ル
チウタ　栄アル合格ヲ祝シ、御発展ヲ祈ル

卒業　リニチ　御卒業ヲ祝ス
リトタ　御卒業オメデトウ
リカツ　御卒業オメデトウゴザイマス
リヨイ　御卒業ヲ祝シ、御多幸ヲ祈ル

就職　カハセ　御就職ヲ祝ス
就任　カニイ　御就任ヲ祝ス
カトラ　御就任オメデトウ
カヨウ　御就任オメデトウゴザイマス
カツノ　御就職オメデトウゴザイマス
カネシ　御就任オメデトウゴザイマス
カクタ　御就職ヲ祝シ、御成功ヲ祈ル
カコマ　御就任ヲ祝シ、御健闘ヲ祈ル

結婚　ヨイハ　御結婚ヲ祝ス
ヨニヒ　御結婚オメデトウ
ヨチノ　御結婚オメデトウゴザイマス
ヨタセ　御令息ノ御結婚オメデトウゴザイマス

ヨネク　御令嬢ノ御結婚オメデトウゴザイマス
ヨラツ　御結婚ヲ祝シ、末長ク幸アレト祈ル
ヨウカ　新生活ノスタートヲ祝イ、幸多カレト祈ル
ヨマフ　華燭ノ盛典ヲ祝シ、御多幸ヲ祈ル

栄転栄進　タカネ　御栄転ヲ祝ス
タツク　御栄進ヲ祝ス
タラマ　御栄転オメデトウゴザイマス
タノト　御栄進オメデトウゴザイマス
タフニ　御栄転ヲ祝シ、御健闘ヲ祈ル
タサヨ　御栄進ヲ祝シ、御健闘ヲ祈ル

入選　ツニマ　御入選ヲ祝ス
ツトテ　御入選オメデトウ
ツヨタ　御入選オメデトウゴザイマス
ツネラ　御入選ヲ祝シ、一層ノ御精進ヲ祈ル

当選　ネイフ　御当選ヲ祝ス
ネチサ　御当選オメデトウ
ネタノ　御当選オメデトウゴザイマス
ネラリ　栄アル御当選ヲ祝シ、御健闘ヲ祈ル
ネウツ　盃ヲアゲテ、輝ク御当選ヲ祝ス
ネクコ　御当選、万才

優勝　ラハヒ　優勝ヲ祝ス
ラリコ　優勝オメデトウゴザイマス
ラカク　優勝オメデトウゴザイマス
ラツヨ　優勝ヲ祝シ、御帰閣ヲ謝ス

出発　ウイシ　御出発ヲ祝ス
ウハニ　晴ノ門出ヲ祝イ申シアゲマス
ウリク　御出発ヲ祝シ、御成功ヲ祈ル
ウカヨ　晴ノ鹿島立ヲ祝シ、一路平安ヲ祈ル
ウタラ　御壮途ヲ祝シ、御健闘ヲ祈ル
ウツヒ　ゴキゲンヨウ、行ッテイラッシャイ

帰朝　ノニシ　無事御帰朝ヲ祝ス
ノトマ　無事御帰朝オメデトウ
ノカハ　無事御帰朝オメデトウゴザイマス

誕生　フハノ　御誕生オメデトウ
フニテ　御誕生日オメデトウゴザイマス
フイト　御誕生日ヲ祝シ、御健康ヲ祈ル

寿賀　マイラ　還暦ノオ祝イヲ申シアゲマス
マハキ　喜寿ノオ祝イヲ申シアゲマス
マリニ　米寿ノオ祝イヲ申シアゲマス
マカヒ　銀婚ノオ祝イヲ申シアゲマス
マタチ　金婚ノオ祝イヲ申シアゲマス

全快　コイサ　御全快ヲ祝ス
コニク　御全快オメデトウ
コチハ　御全快オメデトウゴザイマス
コタリ　御退院オメデトウゴザイマス
コネト　御全快ヲ祝シ、御自愛ヲ祈ル

会合式典　テハヨ　御盛会ヲ祝ス
テチマ　御盛典ヲ祝ス
テリヒ　御盛会ヲ祝イ申シアゲマス
テカト　御盛典ヲ祝イ申シアゲマス
テノク　御盛会ヲ祝シ、今後ノ御発展ヲ祈ル
テフキ　御盛典ヲ祝シ、今後ノ御発展ヲ祈ル

落成開業　サニウ　新築落成ヲ祝ス
サトシ　新築落成ヲ祝イ申シアゲマス
サリフ　御開業ヲ祝ス
サヨチ　御開業オメデトウゴザイマス
サノカ　御開業ヲ祝シ、御繁栄ヲ祈ル
サコテ　御開店ヲ祝ス
サキイ　御開店ヲ祝シ、御繁昌ヲ祈ル

クリスマス　キイカ　クリスマスオメデトウ
キトコ　クリスマスオメデトウゴザイマス
キチセ　洋上遠ニ、クリスマスヲオ祝イ申シアゲマス
キタフ　メリー・クリスマス

共通　ヒイツ　オメデトウゴザイマス
ヒチリ　オ喜ビ申シアゲマス
ヒヨキ　謹ンデオ祝イ申シアゲマス
ヒタハ　オ喜ビノ報ニ接シ、心カラオ祝イ申シアゲマス
ヒラカ　佳キ日ヲ壽ギ、幸多カレト祈ル

弔慰文例　クイセ　謹ンデ哀悼ノ意ヲ表シマス
クチフ　謹ンデ御不幸ヲオ悔ミ申シアゲマス
クヨニ　御逝去ヲオ悔ミ申シアゲマス
クタカ　御逝去ヲ悼ミ、御冥福ヲオ祈リ申シアゲマス
クラハ　御尊父様ノ御逝去ヲ悼ミ、謹ンデオ悔ミ申シアゲマス
クマリ　御母堂様ノ御逝去ヲ悼ミ、謹ンデオ悔ミ申シアゲマス
クコキ　謹ンデ御主人様ノ御逝去ヲオ悼ミ申シアゲマス
クテツ　謹ンデ御令室様ノ御逝去ヲオ悼ミ申シアゲマス
クシサ　謹ンデ御令息様ノ御逝去ヲオ悼ミ申シアゲマス
シハネ　謹ンデ御令嬢様ノ御逝去ヲ悼ミ申シアゲマス
シカキ　御逝去ノ報ニ接シ、心カラオ悔ミ申シアゲマス

年賀文例　イハク　明ケマシテオメデトウゴザイマス
イチウ　謹ンデ新年ヲオ祝イ申シアゲマス
イリヨ　新年オメデトウゴザイマス、当方皆無事御安心下サイ
イカコ　新年オメデトウゴザイマス、相変ラズ御引立ヲオ願イイタシマス
イタテ　新年オメデトウゴザイマス、日頃ノ御愛顧ヲ厚ク御礼申シアゲマス
イツネ　新年オメデトウ、今年モ頑張リマショウ
イノキ　明ケマシテオメデトウゴザイマス、今年コソ最良ノ年デアリマスヨウニ
イフヒ　謹ンデ新年ノ御挨拶ヲ申シアゲ、益々御繁栄ヲ祈リマス
イサト　謹ンデ新年ヲオ祝イ申シアゲマス、早々年賀ヲヨイタダキ有難ウ存ジマス
イシマ　平和ノ新年ニアタリ、皆様ノ御健康ヲオ祝イシマス
イセニ　謹ンデ平和ノ新春ヲオ祝イ申シアゲマス
ハニラ　新年ヲオ祝イ申シアゲ、平素ノ御無沙汰ヲオ詫ビイタシマス
ハトウ　明ケ行ク年ノ初ニ当リ、皆様ノ御幸福ヲ祈リマス
ハリカ　ウルワシキ年ノ初春ヲ迎エ、皆様トトモニオ喜ビ申シアゲマス
ハヨマ　洋上遠ニ、新年ノオ喜ビヲ申シアゲマス
ハツサ　ハツピー・ニューイヤー

◉**建設省告示第一号**

千葉特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月十七日　建設大臣　野田　卯一

（一次のよう」は省略）

◉**建設省告示第二号**

千葉特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月十七日　建設大臣　野田　卯一

（一次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三号**

松戸都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び松戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月十七日　建設大臣　野田　卯一

（一次のよう」は省略）

◉**建設省告示第四号**

東金都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び山武郡東金町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月十七日　建設大臣　野田　卯一

（一次のよう」は省略）

◉**建設省告示第五号**

勝浦都市計画中島土地区画整理を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び夷隅郡勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月十七日　建設大臣　野田　卯一

（一次のよう」は省略）

◉**建設省告示第六号**

市川都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、千葉県庁及び市川市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月十七日　建設大臣　野田　卯一

（一次のよう」は省略）

国会事項

○参　議　院

◉**質問主意書提出**　一月八日議員から左の質問主意書を提出した。

青少年不良化防止に関する質問主意書（田中一提出）

◉**議員当選通知受領**　全国選挙管理委員会委員長より島根県選挙区の当選人について左記の通り公職選挙法第九十六條の規定により更正決定が行われた旨の通知を受領した。

島根県選出　一月九日当選　小滝　彬

○国立国会図書館

◉**辞令**

外務事務官　三宅喜二郎

国立国会図書館支部外務省図書館長を免ずる

同　吉川　重蔵

国立国会図書館支部外務省図書館長を命ずる

総理府事務官　片上　一郎

国立国会図書館支部特別調達庁図書館長を免ずる

同　沼尻　元一

国立国会図書館支部特別調達庁図書館長を命ずる（以上二十六年十二月一日）

叙任及び辞令

○内　閣

国務大臣秘書官　不破　直三

大橋国務大臣附を命ずる（一月一日）

◉**総　理　府**

◉昭和二十七年一月一日

警察予備隊本部部員　不破　直三

国務大臣秘書官に任命する

二級に叙する

○警察予備隊

◉昭和二十六年十二月二十五日

太宰白一郎　遠藤　信義　加藤悠太郎

（各通）

二等警察正に任命する

三ケ尻　清

警察士長に任命する

◉昭和二十六年十二月二十八日

宮崎　剛

警察予備隊本部部員に任命する

警察予備隊本部部員　楠目　亮

食糧庁へ出向を命ずる（二十六年十二月二十五日）

同　宮崎　剛

乙級二号俸を給する

人事局募集課勤務を命ずる（二十六年十二月二十八日）

同　雨森　和雄

願により本官を免ずる（二十六年十二月三十一日）

○法　務　府

◉昭和二十七年一月二日

大山　茂

法務府事務官に任命する

◉昭和二十七年一月十日

判事補　長谷川茂治

検事に任命する

二級に叙する

法務府事務官　大山　茂

特別審査局勤務を命ずる（一月一日）

広島地方検察庁検事に補する

広島法務局訟務部長心得に充てる

広島法務局訟務部長兼広島法務局長に充てる

法務府事務官　小俣喜一郎

東京法務局総務課長を命ずる（以上一月十日）

○印　刷　庁

大蔵技官　小林　栄一

製造部印刷課長を命ずる

同　中村　信夫

製造部印刷課長事務取扱を免ずる

同　鶴田　章次

製造部施設課長を命ずる

同　栗田　茂晴

静岡工場長を命ずる

同　三谷　励平

彦根工場勤務を命ずる

彦根工場長道上重雄病気療養中同工場長事務代理を命ずる

同　宝閑　信孝

滝野川工場次長を命ずる（以上一月十六日）

○農　林　省

◉昭和二十七年一月十一日

経済安定事務官　渡部　伍良

農林事務官に任命する

◉昭和二十七年一月十四日

農林事務官　丸山　文雄

農林事務官に任命する

農林事務官　渡部　伍良

農林大臣官房長に補する

同　寺内　祥一

農林省蚕糸局長に補する

同　戸島　芳雄

東京農地事務局長を命ずる

同　立川　宗保

大臣官房文書課長兼大臣官房企画室長を命ずる

同　大戸　元長

大臣官房調査課長兼大臣官房渉外課長を命ずる

昭27.1.17.　第7505号

同　伊藤嘉彦
大臣官房弘報課長を命ずる
同　河野恒雄
大臣官房厚生課長を命ずる
同　岡本貞良
大臣官房総務課長を命ずる
同　久宗高
農政局農業保険課長を命ずる
同　村田豊三
農政局農業協同組合部農業協同組合課長を命ずる

農林技官　水口宏三
農政局農業協同組合部農村工業課長を命ずる
農林事務官　鵜川益男
畜産局畜政課長を命ずる
農林技官　和田栄太郎
農地局計画部経済課長事務取扱を命ずる
農林事務次官　山添利作
農林大臣官房長事務取扱を免ずる
農林事務官　久保吉造
同　青柳確郎
（各通）
願に依り本官を免ずる（以上一月十一日）

同　野田哲五郎
大臣官房秘書課長を命ずる
農林省人事主任官を命ずる
同　大沢融
大臣官房企画室勤務を命ずる
農政局兼務を命ずる
農林省人事主任官を免ずる
同　丸山文雄
農地局管理部営農課長を命ずる（以上一月十四日）

○食糧庁

農林事務官　松任谷健太郎
食糧庁総務部長を命ずる
同　細田茂三郎
食糧庁業務第一部長を命ずる
同　奥田孝
食糧庁総務部総務課長を命ずる
同　斎藤誠
食糧庁総務部企画課長を命ずる
農林技官　寺田庄次郎
食糧庁業務第二部長を命ずる
同　長沢武
食糧庁業務第二部食品課長を命ずる
食糧庁長官　東畑四郎
食糧庁総務部長事務取扱を免ずる（以上一月十一日）

官庁事項

○内閣

◉退官　高等裁判所長官杉生紀は裁判所法第五十條に依り昭和二十七年一月十四日退官となつた。

○人事院

◉**人事院公示第43号**

人事院は、人事院規則6—0（職種及び職級の決定及び公表）に基き、職種及び職級に関し、次の通り決定した。

昭和27年1月17日　人事院総裁　浅井清

甲板作業職種を変更し、1級甲板員職級および2級甲板員職級を変更し、4級甲板員職級に5級甲板員職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**甲板作業**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）の一部を次の通り改正する。

職級の名称および記号の欄中「5級甲板員」および「0801—5」を削る。

職種の定義を次の通り改める。

この職種は、船舶に乗り組み、操舵(そうだ)、信号、見張、命令の伝達、錨(いかり)・端艇・積荷等の揚げ卸しおよび固縛ならびに船体・附属具の清掃・修理等の作業を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項(3)中「船長を補佐して」を「船舶の長を補佐して」に、「船長不在時には」を「船舶の長の不在時には」に改める。

1級甲板員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「約500トン以上の船舶」を「約1,000トン以上の船舶」に改め、同職級の特質第2項中「気象・海洋の観測等の業務」を「気象・海象の観測等の業務」に改め、同職級の特質第3項中「手引としてはその都度与えられる諸規定のほか、船員法・船舶安全法等が用いられる。」を削る。

2級甲板員職級の職級明細書の職級の特質第1項(1)中「総トン数100～500トン程度の船舶」を「総トン数およそ100トン以上1,000トン未満の船舶」に改め、同項(2)中「1級甲板員を補佐して」を「甲板作業の責任者を補佐して」に改め、同職級の特質第5項を削り、同職級の特質第4項の次に次の二項を加える。

上記のすべての型の官職は、以上のような仕事を行うとともに、作業日誌の記載、掃海、ケーブル敷設または気象および海象の観測等の業務を行う。

この職級に含まれる2級甲板員は、荒天作業等の特殊な作業を行う場合は直接具体的な指示を受け、通常の業務については船舶航海員から概略的な指示を受けて下級甲板員の監督を行い、結果についてのみ随時報告書または実地について検閲される。

3級甲板員職級の職級明細書の職級の特質第3項中「航海士または船長の指示に従い」を「船舶航海員の指示に従い」に、「水深・水温・航速・距離の測定」を「水深・水温・航速および距離の測定」に改め、同職級の特質第5項を削り、同職級の特質第4項の次に次の二項を加える。

上記のすべての型の官職は、以上のような仕事を行うとともに、作業日誌の記載、掃海、ケーブル敷設または気象および海象の観測等の業務を行う。

この職級に含まれる3級甲板員は、船舶航海員から作業の種類を指示されるが、作業方法についてはほとんど指示されることなく結果についてのみ検閲され、荒天作業等の場合には上級甲板員の指揮を受ける。

4級甲板員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「一般的監督のもとに」を「細部的監督のもとに」に改め、第2項中「気象・海洋の観測、海上公安等の作業」を「気象・海象の観測等の作業」に改め、同職級の特質第3項中「詳細な指示を受けるが、日常の業務の実施に当つてはほとんど指示を受けない。」を「上級甲板員から具体的な指示を受け、あらかじめ定められた日課表等によつて作業を行う際も、作業結果について必ず検閲される。」に改める。

5級甲板員職級の職級明細書を削る。

—1—

—2—

船舶機関作業職種ならびに1級船舶機関員職級、2級船舶機関員職級、3級船舶機関員職級および4級船舶機関員職級を変更し、1級船舶機関員職級、2級船舶機関員職級、3級船舶機関員職級および4級船舶機関員職級の名称をそれぞれ1級船舶機関作業員、2級船舶機関作業員、3級船舶機関作業員および4級船舶機関作業員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**船舶機関作業**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）の一部を次の通り改正する。

職種の定義中「各種船舶・作業船に乗り組み」を「一般船舶に乗り組み」に改める。

説明事項を次の通り改める。

総トン数5トン未満の船舶に乗り組み、主として機関部に関する作業を行うことを職務とする官職は、すべてこの職種に含まれる。

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 総トン数5トン未満の船舶に乗り組み、主として操舵(そうだ)を行うことを職務とする官職〔甲板作業職種〕

(2) 作業船(自航式または非航式の各種しゆんせつ船・起重機船・砕岩船・土運船等)に乗り組み、(イ)機関部に属する主機・主かん、補機の整備・運転・修理等を行い、または(ロ)しゆんせつ機械・起重機等を操作しながら附随的に機関の整備・運転・修理等を行うことを職務とする官職〔作業船操作(機関)職種または作業船操作(甲板)職種〕

—1—

(3) 船舶に乗り組み、もつぱら船内の電気配線・電気機器の整備・操作・修理等を行うことを職務とする官職〔電工職種〕

(4) 船舶に乗り組み、船舶機関に関する専門的知識に基いて、主機・主かん・補機の整備・運転・修理等を監督し、または実施することを職務とする官職〔船舶運航(機関)職種〕

(5) 船舶に乗り組み、海上の治安維持および海難救助の業務を行い、あわせて機関の整備・運転・修理等の業務を行うことを職務とする官職〔海上保安(機関作業)職種または海上保安(機関)職種〕

この職種の職級明細書の中で、「大型船舶」、「中型船舶」、「小型船舶」および「小艇」とは、それぞれ次の基準による。

大型船舶　総トン数1,000トン程度以上の船舶
中型船舶　総トン数100トン以上1,000トン未満程度の船舶
小型船舶　総トン数5トン以上100トン未満程度の船舶
小艇　総トン数5トン未満の船舶

1級船舶機関員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「大型の船舶・作業船の操機長または火夫長として、」を「大型船舶の機関作業部門の長として、」に改め、同職種の特質第2項中「大型の船舶」を「大型船舶」に改め、「(通常総トン数500トン以上の船舶)または作業船(自航作業船または主機の公称馬力500馬力以上の非航作業船)」および「操機長または火夫長として」を削り、「基づいて」を「基いて」に、「主機・主かん・補機の整備を行うなど機関の運転について」を「主機・主かん・補機の運転状態・整備状態を確認し、検査し、不良箇所の調整・小修理を行うなど機関の運転および整備について」に、「自らもこれらの作業を行い」を「自らもこれらの作業を行い」に、「蒸気圧水準」を「蒸気圧、汽かんの水準」に、「船舶機関士に報告する」を「船舶機関員に報告する」に改め、同職級の特質第3項中「船舶機関士等から作業方法・日程・下級船舶機関員」を「船舶機関員から作業の方法・日程および下級船舶機関作業員」に改める。

2級船舶機関員職級の職級明細書の職級の特質第1項(1)中「大型船舶の操機長の補佐として」を「大型船舶または総トン数500トン程度以上の中型船舶において、機関作業部門の長を補佐して」に改め、同項(2)中「中型の船舶もしくは作業船の操機長または火手長として」を「中型船舶の機関作業部門の長として」に改め、同職級の特質第2項中「通常総トン数500トン」を「総トン数500トン程度」に、「操機次長」を「機関作業部門の次長」に、「航海中における主機・主かん・補機の整備・運転を行い」を「航海中は主機・主かん・補機の運転もしくは整備を行い」に改め、同職級の特質第3項中「中型の船舶・作業船(通常総トン数50トン以上で且つ主機の公称馬力150馬力以上で500トン未満の船舶・自航作業船または通常主機の公称馬力150馬力以上500馬力未満の非航作業船)」を「中型船舶」に、「操機長または火手長として」を「機関作業部門の長として」に、「主機・主かん・補機等の整備・運転について監視する」を「主機・主かん・補機等の運転および整備について監督する」に、「船舶機関士」を「船舶機関員」に改め、同職級の特質第4項中「船舶機関士」を「船舶機関員」に改める。

3級船舶機関員職級の職級明細書の職級の特質第1項(1)中「小型の船舶・作業船の操機長または火手長」を「小型船舶の機関作業部門の長」に改め、同項(2)中「各種の船舶・作業船」を「各種船舶」に改め、同項(3)中「総トン数5トン未満の汽艇」を「小艇」に改め、同職級の特質第2項中「・作業船(通常総トン数50トン未満または公称馬力150馬力未満の船舶または通常主機の公称馬力150馬力未満の非航作業船)」を削り、「操機長または火手長」を「機関作業部門の長」に改め、同職級の特質第3項中「各種船舶・作業船」を「各種船舶」に、「上級船舶機関員」を「上級船舶機関作業員等」に改め、「応急処置を施す。」の次に「停泊中は、主機・主かん・補機等の各部を点検し、分解・清掃・すり合わせ・組立・調整、部品の取替え等を行う。」を加え、同職級の特質第4項中「各種船舶・作業船」を「各種船舶」に、「圧力計・水準器に注意し」を「圧力計・水準器に注意し、」に、

—2—

「各種機械への注油」を「各種機械の運転・整備・注油」に改め、「石炭の繰出し等の作業を行う。」の次に「航行中は、機関の運転作業を行う。」を加え、同職級の特質第6項を削り、同職級の特質第7項中「船舶機関士」を「船舶機関員」に改める。

4級船舶機関員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「各種の船舶・作業船」を「各種船舶」に改め、同職級の特質第2項中「運動各部への注油・燃料消費量」を「運動各部への注油、燃料消費量」に、「石炭庫から汽かん前までの」を「石炭庫から汽かん前までの」に改める。

この職種の定義および職級明細書中「1級船舶機関員」、「2級船舶機関員」、「3級船舶機関員」、「4級船舶機関員」をそれぞれ「1級船舶機関作業員」、「2級船舶機関作業員」、「3級船舶機関作業員」、「4級船舶機関作業員」に改める。

—3—

船舶運航(機関)職種ならびに1級船舶機関士職級、2級船舶機関士職級、3級船舶機関士職級、4級船舶機関士職級および5級船舶機関士職級を変更し、1級船舶機関士職級、2級船舶機関士職級、3級船舶機関士職級、4級船舶機関士職級および5級船舶機関士職級の名称をそれぞれ1級船舶機関員、2級船舶機関員、3級船舶機関員、4級船舶機関員および5級船舶機関員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**船舶運航(機関)**〕（昭和25年12月28日人事院公示第13号）の一部を次の通り改正する。

職種の定義中「附随的業務を監督する」を「附随的業務を監督し、または実施する」に改める。

説明事項第1項中「自航式しゆんせつ船・漁船等各種の船舶の機関の整備・運転・修理業務の企画、および」を「一般船舶および漁船の機関の整備・運転・修理等の業務の企画および」に改め、第2項(1)(イ)中「業務の企画および監督を行う」を「業務を監督し、または実施する」に改め、同項(2)中「または救難曳(えい)船等」を削り、「海上治安維持業務または海難救助に当り、」を「海上の治安維持および海難救助の業務を行い、」に、「〔海上公安(機関)職種〕」を「〔海上保安(機関)職種〕」に改め、同項中「(2)」を「(3)」に改め、(1)の次に次の(2)を加える。

(2) しゆんせつ船・起重機船・土運船等の作業船に乗り組み、各種機関の整備・運転・修理等の作業を監督し、または実施することを職務とする官職〔作業船操作(機関)職種〕

説明事項第3項中「500トン」を「1,000トン」に改める。

1級船舶機関士職級の職級明細書の職級の特質第2項中「数名(通常2～4名)」を「数名(通常2～4名程度)」に、「機関の検査・入渠(にゆうきよ)修理・燃料の積込および消費等の諸計画を立案し、機関の整備・運転・修理・燃料の積込」を「機関の検査、入渠(にゆうきよ)修理、燃料の積込および管理等の諸計画を立案し、機関の整備・運転・修理および燃料の積込」に改め、同職級の特質第3項中「入渠(にゆうきよ)・機関の大修理・燃料の積込等」を「入渠(にゆうきよ)、機関の大修理、燃料の積込等」に改める。

2級船舶機関士職級の職級明細書の職級の特質第2項中「数名(通常5～10名)」を「数名(通常5～10名程度)」に、「修理発注・燃料積込・燃料消費の計画」を「修理の発注、燃料積込、燃料管理、熱管理に関する計画」に、「自ら作業の日課割当表を作成し」を「自ら作業日程・日課・作業割当表を作成し」に、「仕事を割り当て作業を監督する。」を「仕事を割り当てその作業を監督する。」に改め、同職級の特質第3項中「主機冷却水ポンプ」を「主機冷却水ポンプ」に、「仕事を割り当て監督指導し」を「仕事を割り当てこれを監督・指導し」に、「機関の馬力・燃料の消費量の測定、機関日誌の記入」を「機関の馬力および燃料の消費量の測定、機関日誌の記入等を行い」に改め、同職級の特質第4項中「機関の運転計画・燃料の積込場所・機関修理完成期日等」を「機関の運転計画、燃料の積込場所、機関修理完成期日等の」に、「その他の管理的事項については一般的な監督を受ける。」

—1—

第7505号
昭和27年1月17日　木曜日　官　報　216

を「その他管理的事項については船舶の長から一般的な指示を受ける。」に、「機関の改造・修理・定期検査等」を「機関の改造・大修理・定期検査等」に改める。

3級船舶機関士職級の職級明細書の職級の特質第2項中「または操機長」を削り、同職級の特質第3項中「主機冷却ポンプ」を「主機冷却水ポンプ」に改め、同職級の特質第4項中「・電燈線電路」を削り、「重要な補機」の次に「および電燈線電路」を加え、「上級船舶機関士」を「上級および下級船舶機関員」に改め、同職級の特質第5項中「安全運転等」を「安全運転等の」に、「運転計画・燃料の積込場所・機関の修理完成期等」を「運転計画、燃料の積込場所、機関の修理完成期等の」に、「一般的な監督を受ける。」を「船舶の長から一般的な指示を受ける。」に改める。

4級船舶機関士職級の職級明細書の職級の特質第1項(2)(ロ)中「主機」の次に「および補機」を加え、同職級の特質第2項中「機関関係諸計画」を「機関部関係の諸計画」に改め、同職級の特質第3項中「または操機長」を削り、同職級の特質第4項中「揚錨(ようびよう)機」を「揚錨機(ようびよき)」に、「冷凍装置等」を「冷凍装置等の」に改め、同職級の特質第5項中「揚錨(ようびよう)機」を「揚錨機(ようびよき)」に、「機関部業務」を「機関部の業務」に改め、同職級の特質第6項中「機関修理完成期日・機関運転予定計画の立案等」を「機関修理完成期日、機関運転計画の立案等の」に、「細部的監督は受けることはない。」を「細部的監督を受けない。」に、「機関要部の修理等」を「機関要部の修理等の」に改める。

5級船舶機関士職級の職級明細書の職級の特質第2項中「船舶機関員」を「船舶機関作業員等」に、「機関の発停操縦・整備・修理・燃料の取得」を「機関の発停操縦・整備・修理、燃料の積込」に、「機関関係業務」を「機関部関係の業務」に改め、同職級の特質第3項中「揚錨(ようびよう)機」を「揚錨機(ようびよき)」に改め、同職級の特質第4項中「小艇においては技術的に」を「小艇においては技術的な事項について」に、「大修理の発注・行動予定計画の立案等」を「大修理の発注、機関運転計画の立案等」に、「定期検査前の修理・燃料の購入および使用計画」を「定期検査前の修理・燃料の購入および使用計画など」に改める。

用語の定義「主機」の項中「船舶推進の原動力となる機関」を「船舶推進の原動機械」に改め、用語の定義「補機」の項中「揚錨(ようびよう)機」を「揚錨機(ようびよき)」に、「炊事用汽かん」を「補助汽かん」に、「船舶にある主機・主かん以外の機械」を「船舶の推進に直接関係しない主機・主かん以外の機械」に改める。

この職種の定義および職級明細書中「1級船舶機関士」、「2級船舶機関士」、「3級船舶機関士」、4級船舶機関士」、「5級船舶機関士」、「船舶機関士」および「船舶機関員」をそれぞれ「1級船舶機関員」、「2級船舶機関員」、「3級船舶機関員」、「4級船舶機関員」、「5級船舶機関員」、「船舶機関員」および「船舶機関作業員」に改める。

水産作業職種ならびに1級水産作業員職級、2級水産作業員職級および3級水産作業員職級を変更し、水産作業職種ならびに1級水産作業員職級、2級水産作業員職級および3級水産作業員職級の名称をそれぞれ漁船甲板作業ならびに1級漁船甲板員、2級漁船甲板員および3級漁船甲板員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**水産作業**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔漁船甲板作業〕

職種の名称および記号		職群名
漁船甲板作業	0318	海事

職級の名称および記号	
1級　漁船甲板員	0318－1
2級　漁船甲板員	0318－2
3級　漁船甲板員	0318－3

職種の定義

この職種は、漁船に乗り組み、荷役、操だ、船体・船具の整備、記号、見張り等の各種甲板作業ならびに漁具の組立および漁ろう作業を監督しまたは実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 漁船に乗り組んでいても、漁具の組立および漁ろう作業を行わず、主として操だ、信号、見張り等の作業を行うことを職務とする官職〔甲板作業職種〕

(2) 漁船の船長または航海士として、漁ろう作業および甲板作業を監督することを職務とする官職〔漁船航海職種〕

(3) 漁船機関の操作および保守を行うことを職務とする官職〔船舶機関作業職種〕

(4) 水産各部門の一般的知識に基き研究者の補助として、水中動植物の採集・養殖設備の設置・維持、生態観察、各種測定作業等を行うことを職務とする官職〔研究補助(生物)職種〕

職級明細書

1級　漁船甲板員　　0318－1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)総トン数約100トン以上の漁船の甲板作業の長として、または(2)総トン数約500トン以上の漁船の甲板作業の長を補佐して、下級漁船甲板員を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級漁船甲板員は総トン数約100トン以上の漁船における甲板作業の長として、下級漁船甲板員に作業を割り当て、投びよう・抜びよう・操だ・見張りその他各種甲板作業および漁具の使用位置・使用方向・数量等の漁ろう法・漁獲物の処理、漁具の組立・整備等につき指示し、漁ろう作業実施の全般について監督する。時には、漁具の構成・手入・整備、操だについて学生を指導し、また自らの経験に基き、漁具の改良を行い、海象および気象を観測して漁場の推移・資源的価値を判断して報告することもある。

1級漁船甲板員は、総トン数約500トン以上の漁船に乗り組み、出入港時・荒天時等における甲板作業ならびに平常時における漁具の組立・整備、漁ろう船体内外の各種作業について、甲板作業の長を補佐して下級漁船甲板作業員を監督するとともに自らも実施する。また甲板部倉庫を管理し、漁具・索具・塗料等の備品・消耗品の出納・保管・記帳を行う。

第7505号
昭和27年1月17日　木曜日　官　報　217

この職級に含まれる1級漁船甲板員は、漁船航海員から荒天時の作業、出漁区域、漁獲物の処理等については概略の指示を與えられるのみで、作業についての細部的段取は自ら計画し、仕事の結果についてのみ現場においてまたは報告書によつて検閲を受ける。

2級　漁船甲板員　　0318－2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)総トン数約100トン未満の漁船の甲板作業の長として下級漁船甲板員を監督し、または(2)漁船の操だ作業を行うとともに漁ろう作業を行うことを職務とするすべての官職を含む。

2級漁船甲板員は総トン数約100トン未満の漁船における甲板作業の長として、下級漁船甲板員に作業を割り当て、見張り、船体・船具の保存・整備等の甲板作業、漁具の組立および補修、えさ・漁獲の処理等の漁ろう作業を監督する。時には、操だ等の作業を行うこともある。

2級漁船甲板員は、各種の漁船に乗り組み常時操だ作業を行い、出入港時・狭水道通過時、トロール作業中等の操だ作業に当つては特に海事法規、漁業の進行状態等に注意して漁船の安全な運航をはかる。また操だ器・航海用計器類の手入等の甲板作業を行うとともに延なわ(はえなわ)・流し網等の漁ろう・漁獲物の処理、漁具の組立・整理等を行う。

この職級に含まれる2級漁船甲板員は、上級漁船甲板員・漁船航海員等からはじめて行う漁業試験地における漁ろう計画・方法、または操だ、速力等については詳細に、その他の作業については通常そのつど概略の指示を受け、仕事の結果を現場においてまたは報告により検閲を受ける。

3級　漁船甲板員　　0318－3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、各種漁船に乗り組み、甲板作業および漁ろう作業を行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級漁船甲板員は、船体・船具の手入れ、見張り、操だ、出入港時における投びよう・抜びよう・荷役等の各種甲板作業および漁具の組立、漁網の展開・収容、漁獲物の貯蔵等の作業に従事する。時には機関の手入、見習としての操だ作業等を行うこともある。

3級漁船甲板員は、小型発動機船、和船等に乗り組み、またこれらを運転して、底刺網、小糸網、流し網等による漁ろう作業を行い、または教官の補助として実習学生に対する指導のため各種の漁ろう法を実地に行う。時には漁具・漁網の製作・修理等を行うこともある。

この職級に含まれる3級漁船甲板員は、上級漁船甲板員または教官から作業の目的・方法等について、そのつど指示を受け、作業中も随時さしずを受け、指示通り実施されているかを実地について検閲される。

用語の定義

総トン数　船内総内法容積(そううちのりようせき)をトンの単位であらわしたものである。1トンは $\frac{1000}{353}$ 立方メートルであり、100立方フイートに等しい。

医学(法医学)職種ならびに1級法医学医員職級および2級法医学医員職級を変更し、2級法医学医員職級を新設し、3級法医学医員職級を変更し、2級法医学医員職級および3級法医学医員職級の名称をそれぞれ3級法医学医員および4級法医学医員に変更し、職種の定義および職級明細書〔医学(法医学)〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔医学(法医学)〕

職種の名称および記号		職群名
医学(法医学)	2124	医療

職級の名称および記号	
1級　法医学医員	2124－1
2級　法医学医員	2124－2
3級　法医学医員	2124－3
4級　法医学医員	2124－4

職種の定義

この職種は、犯罪捜査等における証拠確立のため、法医学に基く鑑識について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職級明細書

1級　法医学医員　　2124－1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、科学捜査機関における法医学に関する業務全般を統括し、法医学に関するきわめて高度の技術に基き、法律上の各種証拠物の鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・生体検査および研究に関する業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級法医学医員は、科学捜査機関における法医学に関する組織の長として、その管理および業務全般の運営を行い、鑑定ならびに検証・検屍(けんし)および研究等の実施について方針を決定し、組織内の施設の管理および資材・備品等の整備・保管の責任を有し、会議に出席して機関全般の運営に参画する。法医学に関するきわめて高度の技術に基き、全国に発生した犯罪事件に関する各種証拠物の複雑困難な鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・剖検・生体検査および鑑定書類検査について下級法医学医員等を理論的・技術的に指導し、また、自らも行い、下級法医学医員等の作成した鑑定書および報告書を検閲してその結果を決定する。法医学に関する研究計画および犯罪捜査関係者に対して行う法医学に関する指導計画を立案し、主題を決定し、下級法医学医員の行う研究および指導を監督する。

この職級に含まれる1級法医学医員は、鑑定・検証・検屍(けんし)等の技術的事項については自己の判断と責任に基いて行うが、管理的事項については、科学捜査機関の長またはその他の組織の長から大綱方針を指示される。

2級　法医学医員　　2124－2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、科学捜査機関において法医学に関する高度の技術に基き、法律上の各種証拠物の鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・生体検査および研究に関する業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

第7505号
昭27.1.17.

第7505号
昭和27年1月17日　木曜日　官　報　第7505号　218

2級法医学医員は科学捜査機関において通常法医学に関する組織の長を補佐して、鑑定・検証・研究・指導等組織運営の諸計画立案に参画し、細部の実施計画を作成して下級法医学医員等の配置・仕事の割当等を行い、組織内の施設・資材の管理を分担する。法医学に関する高度の技術に基き、全国に発生した犯罪事件に関する各種証拠物の困難な鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・剖検・生体検査および鑑定書類検査について下級法医学医員等を技術的に指導する。自ら現場に出張して検証・検屍(けんし)・生体検査等を行い、下級法医学医員等の作成した鑑定書または報告書を検閲し、必要に応じ結果を決定する。また、法医学に関する研究を行うとともに犯罪捜査関係者に対して法医学に関する指導を行う。

この職級に含まれる2級法医学医員は、鑑定・検屍(けんし)・検証等の技術的事項についてはおおむね自己の判断で行い、特に困難な場合の他は指導・検閲を受けない。

3級　法医学医員　　2124－3

職級の特質

この職級は、一般的監督のものに、(1)科学捜査機関における法医学に関する一部・または(2)地方出先機関における法医学に関する業務を担当し、法医学に関する普通程度の技術に基き、法律上の各種証拠物の鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・生体検査および研究に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての官職を含む。

3級法医学医員は、科学捜査機関における法医学に関する組織の一部門の責任者として、法医学に関する普通程度の技術に基き、犯罪事件に関する各種証拠物の鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・剖検および生体検査について下級法医学医員等の技術上の指導を行うとともに自らも行い、鑑定書または報告書を作成する。また、法医学に関する研究を行うとともに犯罪捜査関係者に対して法医学に関する指導を行う。

3級法医学医員は、通常地方出先機関における鑑識に関する業務のうち法医学に関する業務の責任者として、鑑定・検証・研究等の諸計画を立案して組織の運営に参画し、被検物・証拠物・資材・備品等の保管の責任を有する。法医学に関する普通程度の技術に基き、各種証拠物の鑑定・検証・検屍(けんし)、生体検査等について技術員等を指導しつつ行い結果を判定して鑑定書または報告書を作成する。また、自ら主題を決定して法医学に関する研究を行い、犯罪捜査関係者に対する指導計画を立案して実施する。

この職級に含まれる3級法医学医員は、鑑定・検証・検屍(けんし)等の技術的事項についてはおおむね自己の判断に基いて行い、困難な鑑定・研究等の場合は上級法医学医員等から理論的・技術的に指導を受け結果について検閲を受ける。

4級　法医学医員　　2124－4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、法医学に関する基礎的技術に基き、法律上の各種証拠物の鑑定ならびに検証・検屍(けんし)・剖検・生体検査および研究に関する業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級法医学医員は、血液・体液・毛髪・加害兇器および着衣の附着物等の犯罪証拠物の鑑定、死者の死因、年令、特徴による個人鑑別および死後経過時間による犯行時刻の推定に関する検証・検屍(けんし)・剖検、被害者の創傷の程度、予後、堕胎等の生体検査を行い、鑑定書または報告書を作成する。また上級法医学医員から提示された主題に基き法医学に関する研究を行う。

この職級に含まれる4級法医学医員は、一般的な鑑定・検証・検屍(けんし)等については上級法医学医員の定めた一般方針に基いて行うが、比較的困難な鑑定・検証・検屍(けんし)・研究等については上級法医学医員に判定要素を提示して指導・検閲を受ける。

職種の定義および職級明細書〔**工学製図職種**〕(昭和25年12月28日人事院公示第13号)の一部を次の通り改正する。

説明事項中「〔工学補助(機械)職種、工学補助(電気)職種等の工学補助関係職種〕」を「〔機械職種、電気職種等の工学関係職種〕」に改める。

—1—

入国警備職種ならびに1級入国警備員職級、2級入国警備員職級、3級入国警備員職級、4級入国警備員職級、5級入国警備員職級および6級入国警備員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔**入国警備**〕を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書　〔入国警備〕

職種の名称および記号		職　　群　　名
入　国　警　備	8220	公　　安
職級の名称および記号		
1級　入国警備員		8220－1
2級　入国警備員		8220－2
3級　入国警備員		8220－3
4級　入国警備員		8220－4
5級　入国警備員		8220－5
6級　入国警備員		8220－6

職種の定義

この職種は、不法に本邦に入国した者および外国人登録令手続違反者に対する収容令書・退去強制令書の執行および収容所の警備等の業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 入国警備員に対して教養訓練を実地に指導することを職務とする官職
(2) 不法入国者・外国人登録令手続違反者の動向に関する調査を行うことを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 不法入国者・外国人登録令手続違反者の収容令書の発布、退去強制、在留嘆願の審査等の業務を監督し、または実施することを職務とする官職〔入国審査職種〕
(2) 犯罪の予防、捜査、鑑識、警備、警ら、交通の取締等の業務を行うとともに附随的に不法入国者・外国人登録令手続違反者の捜査・逮捕を行うことを職務とする官職〔警察職種〕
(3) 海上における治安の維持に当り、不法入国者を逮捕し、あるいは船舶による強制送還を執行することを職務とする官職〔海上保安(航海・機関)等の関係職種〕
(4) 刑の確定した不法入国者・外国人登録令手続違反者を刑務所に拘禁し、戒護教化を行うことを職務とする官職〔きよう正保護職種〕

第7505号
昭和27年1月17日　木曜日　官　報　219

この職種の職級明細書の中で「大きな地方機関」、「通常の地方機関」および「収容所」とは、それぞれ次の基準による。

大きな地方機関　　入国警備員の定員約30名以上を有する出張所
通常の地方機関　　大きな地方機関以外の出張所
収容所　　全国各地から送致されてくる不法入国者・外国人登録令手続違反者を、本国送還まで収容しておく機関

職級明細書

1級　入国警備員　　8220－1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、不法入国者・外国人登録令手続違反者の捜査・逮捕・収容・収容所の警備、強制送還の執行等の業務全般を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級入国警備員は、不法入国者・外国人登録令手続違反者の収容所において、秩序の維持・災害・騒擾(そうじょう)・脱走の防止、被収容者の護送、非常事態の際における警備計画、強制送還の執行計画などについて、下級入国警備員の研究し、立案したものを検閲・決裁する。騒擾(そうじょう)・火災等の非常事態発生の際は、収容所の全警備員を指揮して、鎮圧または消火等に当る。入国警備員の素質向上のため、自ら国際公法・私法・條約・協定・覚書・指令・一般法学等について講義する。必要のある際は、幹部会議を招集して警備・護送その他関係業務の改善すべき点について検討し、改善方針を決定する。

この職級に含まれる1級入国警備員は、収容所の長から収容所の警備を含む運営方針について一般的な指示を受け、自己の判断に従つて警備業務を遂行するが、非常事態発生の際の処置については詳細な検閲を受ける。

2級　入国警備員　　8220－2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)収容所における(イ)警備・護送などの業務の総合調整、(ロ)施設の警備、(ハ)被収容者の護送あるいは(ニ)不法入国に関する違反調査、不法入国者の捜査・逮捕または(2)大きな地方機関において、不法入国者・外国人登録令手続違反者の留置・護送を含む警備全般の業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

2級入国警備員は、収容所において部内の幹部会議を運営し、各担当部門で立案した警備あるいは護送に関する諸計画を、収容所警備業務の円滑な運営という立場からその業務量・必要度を勘案して調整し、また入国警備員の教養訓練計画・業務監察計画等について、下級入国警備員に主題・目的・期間等を示して立案させ、決定する。教養訓練の実施に当つては、自ら教官として関係法規の講義を行い、また治安関係機関と警備分担範囲について連絡・折衝する。

2級入国警備員は、収容所の警備に関する基礎的運営方針を決定する幹部会議に参画して、警備状況の説明、警備方針の立案に当り、決定した方針を下級入国警備員に示して具体的な警備計画を立案させ、決定する。警備実施状況については、常時報告を受け、警備上必要とされる施設の補修、人員の確保などについて担当部門と折衝する。

2級入国警備員は、全国各地で逮捕された不法入国者の収容所までの護送、強制送還の際の護送・沿道警戒等について、期日・被護送者数などを下級入国警備員に示して護送計画を立案させ、決定するとともに治安関係機関と沿道警戒の分担、応援の依頼等について折衝する。護送の実施に当つては、自ら総指揮をとり、護送書類の作成、送還作業を監督する

2級入国警備員は、不法入国に関する違反調査、不法入国者の捜査・逮捕、情報の収集などについて警察と情報の交換、逮捕の際の応援の依頼などに当り、下級入国警備員に調査項目・調査目的などを指示して調査計画を立案させ、それらを検閲・決定し、実施を監督する。

2級入国警備員は、大きな地方機関において、不法入国者・外国人登録令手続違反者の治安関係機関からの受入れ留置、収容所への護送、武器弾薬庫・留置場の警備、脱走船員の逮捕などの業務を総括し、下級入国警備員の立案した警備計画・護送計画を人員配置・予算上の見地から検討し、決定して実施させる。自ら治安関係機関と情報の交換、応援の依頼、留置場が収容定員を超過した際の留置の依頼を行い、脱走船員の引取について所属船会社と折衝する。留置場および運動場を適時視察し、警備上、施設の改善を認めた際は、担当部門とその予算措置について折衝する。また、外国官憲と当該国籍の脱走船員の処置について折衝することもある。

この職級に含まれる2級入国警備員は、1級入国警備員またはその所属する地方機関の長から、警備方針の大綱を示されるのみで個個の業務は自己の判断で行い、その結果を報告し、検閲を受ける。

3級　入国警備員　　8220－3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)収容所における(イ)警備・護送などの業務の総合調整、(ロ)施設の警備、(ハ)被収容者の護送、あるいは(ニ)不法入国に関する違反調査、不法入国者の捜査・逮捕、(2)大きな地方機関において、不法入国者・外国人登録令手続違反者の留置・護送を含む警備全般の業務について、上級入国警備員を補佐し、または(3)通常の地方機関において不法入国者・外国人登録令手続違反者の留置・護送を含む警備全般の業務を監督するすべての官職を含む。

3級入国警備員は、教養訓練計画・業務監察計画・人員配置計画などの立案に際し、上級入国警備員から示された主題・目的に従い、下級入国警備員に教養訓練課目・教科書の程度など具体的な方針を示して資料の収集および具体的細目の立案を行わせ、その結果を総合調整して計画を立案し、上級入国警備員に提出する。教養訓練の実施に当つては、逮捕術・救急法・緊急警備など主として衛科の教育に当る。

3級入国警備員は、収容所の警備について、立哨(りつしょう)の位置、動哨(どうしょう)の人数・間隔、警備上の主眼点、警備交代時間・交代方法など警備計画を立案して上級入国警備員の決裁を受ける。警備の実施に当つては、適時警備状況を監察し、改善すべき点を認めた際は、上級入国警備員に報告し、改善案を立案する。

3級入国警備員は、不法入国者の収容所への受入れあるいは強制送還の際の護送について、上級入国警備員から示される被護送者数・期日などにより、護送のための人員配置・護送経路・護送日程などを含む護送計画を立案し、上級入国警備員の決裁を受ける。強制送還の実施に際しては、2級入国警備員を補佐して数群の下級入国警備員を指揮して護送あるいは沿道警戒に当る。

3級入国警備員は、不法入国に関する違反調査、不法入国者の捜査・逮捕、情報の収集等の業務について、下級入国警備員をして不法入国および不法入国者に関する情報を収集させ、さらに治安関係機関からの情報、上級入国警備員から示される方針などを総合して、不法入国者の調査計画、被収容者の思想・経歴などの調査計画を立案し、上級入国警備員の決裁を受け、下級入国警備員に調査業務を割り当て、収集した情報の価値判断を行つて取捨選択を行い、被収容者の思想分類表・各個人別調書を検閲する。

3級入国警備員は、大きな地方機関において、留置場・弾薬庫の警備、不法入国者の護送等の業務について、上級入国警備員から示される基本方針に基いて警備方法の立案、護送人員の選定などを行い、下級入国警備員に警備要領、護送の際の逃走防止要領、脱走船員逮捕の際の注意等について指導し、適時警備状況を視察する。2級入国警備員が不在の際は、その職務を代行する。

3級入国警備員は、通常の地方機関において、不法入国者の警察機関への委託留置、収容所への護送、弾薬庫の警備などの業務を統括し、下級入国警備員に委託留置した場合の警備方針、護送者

昭27.1.17.　第7505号

の数など指示して警備計画・護送計画を立案させ全体の業務量を勘案して決定する。常時、治安関係機関と不法入国に関する情報の交換を行う。
この職級に含まれる3級入国警備員は、2級入国警備員またはその所属する地方機関の長から業務上の基本方針を示されるのみで、個個の業務については特に異例の場合を除いて指示されることはない。業務の結果については報告し、検閲を受ける。

4級　入国警備員　8220—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)収容所または大きな地方機関において、警備・護送・受入・捜査等それぞれの分野における業務の実施面を監督し、または(2)通常の地方機関における警備全般の業務について、上級入国警備員を補佐することを職務とするすべての官職を含む。

4級入国警備員は、収容所・留置場・弾薬庫等の警備業務を監督するに際し、上級入国警備員から示される警備計画に従い、下級入国警備員に警備分担範囲を指示し、人員の点呼、服装・装備の点検命令の伝達等を行い、常時警備状況を巡視し、警備状況報告を作成して上級入国警備員に報告する。また、非常事態の発生に備え、緊急警備計画に従つて下級入国警備員に非常事態の対策を指導し、訓練する。

4級入国警備員は、逮捕された不法入国者を収容所あるいは留置場まで護送する業務について、上級入国警備員から示される護送計画に基き護送者の人選を行い、護送に必要な被護送者の身上に関する調査書類を作成・整理し、護送の実施に当らせる。護送結果については書類および口頭をもつて報告を受ける。

4級入国警備員は、収容所において、全国各地から護送されてくる被収容者の受入について、所持品検査の際保管もしくは没収すべき物品および入所するとき興える注意事項などを立案し、上級入国警備員の決裁を受け、下級入国警備員に検査要領を指導し、実施を監督する。また、受入者の月別・逮捕地別・思想別の統計表を作成する。

4級入国警備員は、不法入国に関する情報の収集、不法入国者の捜査・逮捕・被収容者の思想動向および申立の真疑の調査などについて、下級入国警備員の分担を決め、調査方法・調査期間、逮捕の際の注意事項などを指導し、実施させる。不法入国者を逮捕した際は、自ら取調に当り、調書を作成し、不法入国に関する罪以外の犯罪事実があれば、上級入国警備員の指示を得て警察または検察庁に引き渡す。

4級入国警備員は、入国警備員の教養訓練について教養訓練課目・時間・場所などの細目の立案を行い、外来講師・教科書の選定を行い、上級入国警備員に報告し、決裁を受ける。また、主として術科の訓練の助教として、下級入国警備員の指導に当る。

4級入国警備員は、通常の地方機関において、不法入国者を警察機関に委託留置した場合の警備人員・警備方法などを含む警備計画の立案、護送者の選定・護送経路・期間などを含む護送計画の立案を行い、護送に必要な書類を整備し、上級入国警備員の決裁を受けて実施を監督する。また、3級入国警備員が不在の際はその職務を代行する。

この職級に含まれる4級入国警備員は、3級入国警備員から担当業務の運営方針の指示を受け、結果については検閲を受けるが、通常慣例となつている簡単な業務について指示を受けることはない。

5級　入国警備員　8220—5

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、不法入国者・外国人登録令手続違反者の収容所・留置場の警備、被収容者の護送などの業務について、1群の下級入国警備員を指揮することを職務とするすべての官職を含む。

5級入国警備員は、10名程度の下級入国警備員を指揮して収容所・留置場・武器弾薬庫等の各警備箇所に配置し、適時巡視して警備状態を監督する。被収容者が購入する物品を決定し、被収容者が外出する際は、警備員を選定して監視させる。逃走あるいは集団暴動などの非常事態発生の際は、非常警備計画に従つて下級入国警備員を警備配置につけ、事件の鎮圧に当る。

5級入国警備員は、下級入国警備員に護送経路・日程、護送中の諸注意、護送途中事故を生じた際の処置などを指示して入国審査員が発する収容令書・退去強制令書により収容所・留置場に収容すべき者の身柄を護送する業務を行わせる。

5級入国警備員は、収容所において全国各地から護送されてくる不法入国者・外国人登録令手続違反者を護送書類とともに受領し、本人に間違いないことを確認したのち護送者に受領証を発行し、所持品検査、検疫所・税関への連行を下級入国警備員に行わせ、3級入国警備員に報告する。被護送者から本邦在留嘆願書が提出されたときは、本人から事情を聞き、関係官庁に真疑を照会して報告書を作成し、4級入国警備員に提出する。

この職級に含まれる5級入国警備員は、4級入国警備員から警備護送業務の実施に関する原則を指示され、業務の実施結果について監督される。ただし、重要かつ異例の業務の際は、業務実施途上において、点検を受ける。

6級　入国警備員　8220—6

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、収容所・留置場の警備、不法入国者・外国人登録令手続違反者の護送・捜査・逮捕等の業務を実施することを職務とするすべての官職を含む。

6級入国警備員は、不法入国者・外国人登録令手続違反者を留置または収容する施設において、5級入国警備員から命ぜられた警備位置につき、被収容者の人員点呼を行い、備品の有無を調べ、たえず収容者の動静に注意し、収容所・留置場内の秩序維持に当る。また、被収容者の購入品を検査し、面会に立ち会い、嘆願書の受付・伝達、外出者の護送、武器弾薬庫の警備に当る。

6級入国警備員は、入国審査員が発する収容令書・退去強制令書による収容すべき不法入国者・外国人登録令手続違反者の留置場から収容所までの護送および沿道の警戒等について、上級入国警備員から示された経路・期間・要領に従つて護送業務を実施する。

6級入国警備員は、収容所において全国各地から護送されてくる不法入国者・外国人登録令手続違反者の身柄を護送書類とともに受領し、上級入国警備員に報告し、所持品・服装を点検し、収容所の秩序維持上有害な物品は保管し、検疫・税関検査に立ち会い、収容中の注意を興え、警備担当者に引き渡す。

6級入国警備員は、収容所において被収容者各人の思想動向を調査し、逃走・暴動計画などの共同謀議に関する情報を収集して上級入国警備員に報告し、暴動の防止に努め、暴動が起きた場合にはその鎮圧に当る。

6級入国警備員は、不法入国者・外国人登録令手続違反者に関する情報を収集し、捜査に当り、捜査報告書を作成し、被疑者を逮捕し、上級入国警備員の所へ引致し、取調べ、送検手続を補助する。また、被収容者から提出される在留特別承認嘆願書の真実性について、身元引受人の状況、家族の状況、本邦との縁故関係などの調査に当る。

この職級に含まれる6級入国警備員は、5級入国警備員から業務上細部に渡る指示を受け、業務実施中常に点検を受ける。

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
安芸区検察庁
○昭和二十三年第六一号（山本一雄物価統制令違反事件）
一、換価金　四百四十五円九十銭
○同第一一六号（木下信秀同）
一、同　百六円九十銭
○昭和二十四年第一九三号（沼本八重子同）
一、同　百七十二円六十五銭
○昭和二十五年第二一号（松田輝秀食糧管理法違反事件）
一、同　二千三百三十円
○同第五三号（朴寿鳳賍物故売違反事件）
一、同　三十円
○同第五四号（西本喜三七漂流物横領違反事件）
一、同　三十円
○同第五五号（谷田良一同）
一、同　二十円
○同押第二二号（竹内雪恵塩専売法違反事件）
一、白塩　八瓩
○昭和二十六年押第四三号（生田市枝窃盗事件）
一、罐　一個
二、袋切れ　四枚
三、袋　六個
○昭和二十三年押第四六号（池沢賢吉詐欺事件）
一、預り証　一枚
二、同　一枚
三、電信為替金額証書　一枚
四、電報　一枚
五、同　一枚
六、電信為替金受領証書　一枚
七、電報　一通
八、同　一通
九、同　一通
十、料金領収書　一枚
十一、領収書　一枚
十二、売上伝票　一枚
十三、仮領収書　一枚
○昭和二十六年押第二七号（山本福松窃盗等事件）
一、黒革製手提鞄　一個
二、茶色ジャンパー　一枚
三、薄色シャツ　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
浦和地方検察庁熊谷支部
○昭和二十二年押第四三六号（植野新平窃盗事件）
一、現金　千八百円
二、同　一万円
○昭和二十三年押第四〇七号（新つや賍物寄蔵事件）
一、バール　一本
二、自転車リューム　二本
三、同車休　一
四、同泥除　三個
五、同ハンドル　二本
六、同スタンド　一本
七、同サドル　一個
八、同チェン　一本
九、同ギヤー　一個
一〇、同チューブ　二本
一一、同タイヤ　一本
一二、ヂヤッキ　一個
一三、ドライバー　二本
一四、運動靴　一足
○昭和二十四年押第七二号（新井竹政外二名強盗事件）
一、麻裏草履　片足
二、藁草履　一足
三、金引鋸　三
四、ボート錐　一
五、金挺子　一
六、メリケン袋　一
七、布袋　一
八、包布地　一
九、黒ラシャ帽子　一
○同押第一二七号（鈴木正窃盗事件）
一、雑嚢　一個
○同押第三三一号（小林七郎外五名賭博開帳事件）
一、現金　三百七十二円
○昭和二十六年押第四一六号（細井定吉外三名強盗、窃盗事件）
一、中古自転車　一台
二、同　一台
○昭和二十五年押第三六二号（大桑喜市強盗事件）
一、懐中電燈の先端　一個
二、煙管　一本
三、駒下駄　二足
四、半袖シャツ　一枚
五、開襟長袖シャツ　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
熊谷区検察庁
○昭和二十三年押第一号（小川源三郎外八名賭博事件）
一、現金　七百六十五円
○同押第七五〇号（岡戸高窃盗事件）
一、ライター　二個
○同押第八四七号（山田国雄外五名賭博事件）
一、現金　百二円十銭
二、同　千五百一円
三、同　千九百五円
四、同　二十二円
○昭和二十四年押第二十一号（大西勲窃盗事件）
一、同　六十円
二、同　百二十円
○同押第二二号（大島浩遺失物横領事件）
一、赤皮靴　一足
○同押第一三三号（坂本一食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百六十八円十二銭
○同押第一三七号（小林一同）
一、同　三百七十四円五十銭
○同押第一五一号（田中好男窃盗事件）
一、布製財布　一個
二、現金　三百五十二円三十銭
○同押第二〇七号（太田義夫食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百十二円八銭
○同押第四二二号（大倉隆同）
一、同　三百五十円八十二銭
○同押第五三一号（木本良吉同）
一、同　七百円八十銭
○同押第六二五号（秋山利子同）
一、同　五百二十三円十八銭
○同押第六二六号（加藤光三同）
一、同　百四十三円六十一銭
○昭和二十三年押第二八〇号（堀越三郎物価統制令違反事件）
一、同　四百六円
○同押第三三七号（小林浅次郎遺失物横領事件）
一、うどん打機械　一台
二、うどん打機械　一台
三、木炭　三俵
○同押第六八一号（三志奈佐久窃盗事件）
一、モーター　一台
二、風呂敷　一枚
○同押第一〇三号（田島はつ食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百三十一円二十九銭
○同押第三一五号（武村よし子窃盗事件）
一、現金　三百八十七円九十銭
二、財布
三、風呂敷
四、手提袋
五、認印
○昭和二十四年押第一〇六号（谷政次臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金
○昭和二十五年押第一四四七号（松本孝二食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百六十五円五十二銭
○同押第一四四八号（松本孝二同）
一、同　六百八十円四十三銭
○同押第一六六四号（木村君子同）
一、同　三百九十円三十九銭
○昭和二十六年押第六二二号（石川庄作賭博事件）
一、うこし財布　一個
二、現金　六百二十五円
○昭和二十五年押第二五七四号（荻原要平傷害事件）
一、農具用スコップ　一
○昭和二十六年押第八〇九号（上野ハマ食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百五十三円
○同押第八一七号（松本かつ同）
一、同　八百七十三円
○同押第八五六号（中村春子同）
一、同　千二百七十五円
○同押第一〇四〇号（矢島久平窃盗事件）
一、同　十五円
二、蛇ノ目傘　一本
○同押第一〇五三号（中島ふく食糧管理法違反事件）
一、換価金　千百四十九円
○同押第一〇五五号（上野富蔵同）
一、同　六百一円
○同押第一一二九号（島田シズ同）
一、同　二百十五円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
高松地方検察庁
○昭和二十六年公領第一号（有元昭三詐欺事件）
一、紙片　四枚
○昭和二十六年公領第二号（梶一雄強盗事件）
一、煙草（鵬翔）　二箱
○昭和二十六年公領第三号（定才政一外一名窃盗事件）
一、ドライバー　四本
二、懐中電燈　一本
○昭和二十六年公領第四号（小林竹男覚醒剤取締法違反事件）
一、ネオパンブロン空瓶　五本
○昭和二十六年公領第五号（大前実公務執行妨害事件）
一、オーバ　一
○昭和二十六年公領第六号（松村昭佐自殺幇助事件）
一、青酸加里入瓶　一
二、風呂敷　一
○昭和二十六年公領第七号（木下菊子こと金義善詐欺事件）
一、ラックス石鹸　一
二、模造石鹸ラックス　八
三、〆ドリアン　三
四、石鹸スイトーバイエイ　二
○昭和二十六年公領第八号（西池繁雄銃砲等所持禁止令違反事件）
一、コルト式拳銃　一
○昭和二十六年公領第九号（清水昇詐欺事件）
一、革鞄　一
○昭和二十六年公領第十号（中田芳松強盗傷人事件）
一、白袋　二
○昭和二十六年公領第十一号（宮原等銃砲等所持禁止令違反事件）
一、十四年式拳銃　一
○昭和二十六年公領第十二号（川田勝義右同）
一、十四年式拳銃　一
二、右予備弾倉　一
○昭和二十六年公領第十三号（蒋淵幸窃盗等事件）
一、仕入張　一
二、金銭支出、収入簿　一
三、帳簿　一
○昭和二十六年公領第十四号（崔倫繡詐欺事件）
一、非農家用主要食糧購入通帳　一
○昭和二十六年公領第十五号（三辻栄一詐欺事件）
一、名刺　一
○昭和二十六年公領第十六号（吉村雅彦恐喝事件）
一、請求明細書　一
○昭和二十六年公領第十七号（望月栄也強盗傷人事件）
一、懐中電燈　一
○昭和二十六年公領第十八号（松本清康強制猥褻致傷事件）
一、鈴棒　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
相生区検察庁
○昭和二十六年押第一六八号（起塚三治遺失物横領等事件）
一、ねずみ色国民服　一着
○同押第一七二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　四万六千八百十八円
二、同　五百二十円

P.220

昭27.1.17. 第7505号

○同押第一七三号（同）
一、同 千五百五十六円
○同押第一八一号（同）
一、同 十一万八千百三十四円
二、同 三百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 土浦区検察庁

○昭和二十五年押第二〇〇九号（杉田孝吉食糧管理法違反事件）
一、米換価金 二百八十七円
○同押第二四二九号（岡野正雄同）
一、同 四百三十一円
○同押第二四五三号（大内みい同）
一、同 四百二円
○同押第二四七三号（山崎シゲ同）
一、小麦粉換価金 七百四十円
○同押第二五三四号（打越まさ同）
一、米同 二百四十六円
○同押第二六〇号（木村かつ同）
一、同 二百八十七円
○同押第二六〇一号（鮭川はな同）
一、同 二百八十七円
○同押第二六一四号（坂口吉夫同）
一、同 四百十一円
○同押第二七一四号（野口節枝同）
一、同 七百七十円
○同押第三三七一号（坂口正夫同）
一、同 八百二十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 三春区検察庁

○昭和二十四年押第八号（船田市郎外二名賭博事件）
一、現金 一千九十円
○同押第一四四号（高野春雄外二名食糧管理法違反事件）
一、南京袋 一枚
二、リックサック 一個
三、布袋 三枚
四、ボール箱 三個
五、紙袋 一枚
○同押第一六五号（被疑者不詳同）
一、風呂敷・布袋 各一枚
二、同
三、同
○同押第一七一号（同）
一、リックサック 一個
二、木綿袋 四枚
三、南京袋 一枚
四、木綿風呂敷 五枚
五、ニューム弁当箱 二個
○同押第一七五号（同）
一、雑のう 一個
○同押第一八三号（竹沢盛次窃盗事件）
一、古タイヤー 二本
二、古チューブ 二本
三、古リウーム 二個
四、古チエン 一個
五、古スタンド 一個
六、古荷付 一個
七、古サドル 一個
○同押第二一五号（高規トミ食糧管理法違反事件）
一、布袋 三枚
二、紙袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同押第二二一号（佐藤シゲ同）
一、布袋 一枚
○同押第二二三号（渡辺スイ同）
一、紙袋 一枚
二、手提 一個
三、布袋 一枚
○昭和二十五年押第一八号（被疑者不詳同）
一、リックサック 一個
二、小袋 一枚
三、弁当箱 二個
○同押第一九号（同）
一、縞木綿風呂敷 一枚
二、ビロード袋 一枚
三、背負帯 一本
四、弁当箱 一個
○同押第二五号（同）
一、リックサック 一個
二、袋 二枚
三、風呂敷 一枚
四、防寒帽 一個
五、ブリキ罐 一個
○同押第三五号（同）
一、手提籠 一個
二、風呂敷 一枚
○同押第三六号（同）
一、風呂敷 一枚
二、袋 二枚
三、手提籠 二個
四、手提袋 一枚
○同押第五二号（根本清作軽犯罪法違反事件）
一、ジャックナイフ 一個
○同押第八三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、ボール箱 一個
二、麻縄 一本
三、リックサック 一個
四、風呂敷 一枚
五、米袋 一枚
○同押第二一九号（同）
一、布袋 二枚
二、風呂敷 二枚
○同押第二二五号（高松宗夫外二名窃盗・軽犯罪法違反事件）
一、白ネル腰巻 一枚
○昭和二十四年押第一六二号（牧島四郎窃盗事件）
一、鉈 一挺
○昭和二十六年押第三四号（鈴木利和同）
一、女物財布 一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 土浦区検察庁

○昭和二十六年押第三八七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金 三百八円
二、風呂敷 一
○同押第三八八号（同）
一、米換価金 二百八十七円
二、風呂敷 一
○同押第三八九号（同）
一、米換価金 二百五円
二、木綿手提 一
○同押第三九〇号（同）
一、米換価金 二百六十六円
二、麻袋 一
○同押第三九一号（同）
一、米換価金 二百六十六円
二、手提 一
○同押第三九二号（同）
一、米換価金 二百五円
二、風呂敷 一
○同押第三九三号（同）
一、米換価金 三百五十八円
二、風呂敷 一
○同押第三九四号（同）
一、米換価金 四百四十円
二、紙袋 一
○同押第三九五号（同）
一、米換価金 三百五十二円
二、木綿袋 一
○同押第三九六号（同）
一、米換価金 四百四十円
二、紙袋 一
○同押第三九七号（同）
一、米換価金 二百四十六円
二、紙袋 一
○同押第三九八号（同）
一、米換価金 四百九十二円
二、風呂敷 一
○同押第三九九号（同）
一、米換価金 四百七十一円
二、風呂敷 一
○同押第四〇〇号（同）
一、米換価金 三百二十八円
二、風呂敷 一
○同押第四〇一号（同）
一、米換価金 二百八十七円
二、風呂敷 一
○同押第四〇二号（同）
一、米換価金 四百四十円
二、紙袋 一
○同押第四〇三号（同）
一、米換価金 四百十円
二、風呂敷 一
○同押第四〇四号（同）
一、米換価金 六百三十五円
二、紙袋 一
○同押第四〇五号（同）
一、米換価金 六百六十八円
二、木綿袋 一
○同押第四〇六号（同）
一、米換価金 四百二十七円
二、風呂敷 一
○同押第四〇七号（同）
一、米換価金 六百十六円
二、リックサック 一
○同押第五七〇号（同）
一、米換価金 七百二十六円
二、草製手提 一
○同押第五七一号（同）
一、米換価金 四百五十一円
二、風呂敷 一
三、綿袋 一
○同押第五七二号（同）
一、米換価金 七百四円
二、風呂敷 一
三、綿袋 一
○同押第五七三号（同）
一、米換価金 五百七十四円
二、風呂敷 一
三、紙袋 一
四、綿袋 一
○同押第五七四号（同）
一、米換価金 四百三十円
二、風呂敷 一
三、綿袋 一
○同押第五七五号（同）
一、米換価金 五百五十三円
二、風呂敷 一
○同押第五七六号（同）
一、米換価金 五百七十四円
二、風呂敷 一
三、綿袋 一
○同押第五七七号（同）
一、米換価金 五百七十四円
二、風呂敷 一
三、紙袋 一
○同押第五七八号（同）
一、米換価金 五百七十四円
二、手提袋 一
三、綿袋 一
○同押第五七九号（同）
一、米換価金 四百三十円
二、風呂敷 一
三、綿袋 一
○同押第五八〇号（同）
一、米換価金 三百四十八円
二、紙袋 一
三、風呂敷 一
○同押第五八一号（同）
一、米換価金 三百二十八円
二、リックサック 一
三、綿袋 一
四、弁当箱 一
○同押第五八二号（同）
一、米換価金 四百四十円
二、風呂敷 一
三、竹製手提 一
○同押第六三六号（同）
一、米換価金 二百八十七円
○同押第六七四号（鈴木きり同）
一、小麦粉換価金 三百五十円
○同押第六八一号（森田定雄同）
一、米換価金 二百五円
○同押第七〇六号（宮本梅子同）
一、同 百八十四円
○同押第七〇八号（鈴木きみ同）
一、同 六百九十八円
○同押第七〇九号（大山ふみ同）
一、同 四百五十円
○同押第七二〇号（鈴木まつ同）
一、同 五百五十一円
○同押第七三一号（鈴木好夫同）
一、落花生換価金 千八百九十八円
○同押第七四二号（小川はる同）
一、米換価金 五百七十四円
○同押第七四四号（飯村みつ同）
一、同 三百六十八円
○同押第八一〇号（山本すま同）
一、同 四百十円
○同押第八一一号（立谷忠同）
一、同 四百九十二円
○同押第八一五号（鈴木まさ子同）
一、同 三百六十九円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 秋田地方検察庁本荘支部

○昭和二十六年領第二二六号（熊谷孝蔵こと青田源次郎恐喝事件）
一、硝子製パイプ（破損せるもの） 二本
二、同 四十六本
三、規定書 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 栖岡区検察庁

○昭和二十六年押第二五三号（犯人不明食糧管理法違反事件）
一、米換価金 三千八百三十一円
二、風呂敷 五枚

三、木綿袋 四枚
四、竹製手提籠 一個
五、紙箱 二個
○同押第三〇七号（同）
一、米換価金 九百八十四円
○同押第三〇八号（同）
一、同 四百九十七円
○同押第三〇九号（同）
一、同 六百九十四円
○同押第三一〇号（同）
一、同 三百五十九円
○同押第三一一号（同）
一、同 三百十一円
○同押第三二七号（同）
一、同 三百七十三円
○同押第三二八号（同）
一、同 千四百二十一円
○同押第三二九号（同）
一、同 二百六十三円
○同押第三三〇号（同）
一、同 千二百四十五円
○同押第三三一号（同）
一、同 三百三十五円
○同押第三七六号（同）
一、同 千百九十七円
○同押第三七七号（同）
一、同 千六百二十四円
○同押第三七八号（同）
一、同 千四百十二円
○同押第三七九号（同）
一、同 千八百六十八円
○同押第三八三号（同）
一、同 六百七十一円
○同押第三九三号（同）
一、同 千五十四円
○同押第四五五号（同）
一、同 千六円
○同押第四五六号（同）
一、同 千六円
○同押第四六五号（同）
一、同 四百六十四円
○同押第四六六号（同）
一、同 四百九十三円
○同押第四六七号（同）
一、同 千二百七十六円
○同押第四六八号（同）
一、同 五百二十七円
○同押第四六九号（同）
一、同 三百二十三円
○同押第四六四号（同）
一、同 四百六十四円
○昭和二十二年押第一五七号（古沢よしえ同）
一、同 九十七円三十銭
○同押第一三九号（山木順司同）
一、同 八十八円四十六銭
○同押第八六号（高橋正勝同）
一、同 七十八円七十五銭
○同押第九九号（庄司正太郎同）
一、同 百一円七十二銭
○同押第一三一号（緒方謙次郎同）
一、同 九十七円三十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 滝川区検察庁

○昭和二十六年保第四四号（吉田吉蔵食糧管理法違反事件）
一、粳白米換価金 二、一一八円一五銭
○同保第四五号（同）
一、同 一、九六円五〇銭
○同保第一〇〇号（松前雄吉同）
一、同 二、七八二円
○同保第二〇八号（永野克己酒税法同）
一、同 一、〇六六円二〇銭
○同押第二六八号（松田千代治窃盗事件）
一、白エプロン 一枚
二、赤風呂敷 一枚
○同押第一七六号（森茂同）
一、リックサック 一個
二、懐中電燈 一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 登米区検察庁

○昭和二十五年押第四三号（田村はるゑ酒税法違反事件）
一、臼 一個
二、濁酒 二升五合
三、二合徳利 一本
四、濁酒 一合二勺
五、一斗甕 一個
六、焼酎 微量
七、漏斗 一個
八、桶 一個
○昭和二十六年押第五八号（今野正吾同）
一、四斗樽 一個
二、濁酒 四斗
三、桶 一個
四、濁酒 一斗
○同押第七三号（佐々木光雄同）
一、桶 一個
二、濁酒 八斗一升五合
三、攪棒 一本
○同押第七五号（亀川敞同）
一、焼酎甕 一個
二、濁酒 六升
三、一升壜 一本
四、濁酒 一升
五、一升壜 一本
六、濁酒 一升
○同押第八二号（山内きよせ同）
一、やかん 一個
二、三斗甕 一個
三、濁酒 六升五合
四、かご 一個
五、茶碗 一個
○同押第九二号（洪淳八同）
一、一升壜 一本
二、合成清酒 微量
三、一升壜 一本
四、桶 一個
五、合成清酒 五勺
六、二斗樽 一個
七、合成清酒 八升六合
○同押第二七七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金 九百五十六円七十六銭
○同押第二七八号（同）
一、米換価金 四百七十八円三十八銭
二、かご換価金 一円
○同押第二七九号（同）
一、米換価金 七百六十五円七十二銭
二、布袋換価金 一円
○同押第二八〇号（同）
一、米換価金 六百六十九円七十三銭
二、布袋換価金 二円
○同押第二八一号（同）
一、米換価金 六百二十一円八十七銭
二、かご換価金 一円
○同押第二八二号（同）
一、米換価金 三百三十四円八十六銭
二、かご換価金 一円
○同押第二八三号（同）
一、米換価金 二百六十三円十銭
二、布袋換価金 一円
○同押第二八四号（同）
一、米換価金 二百八十七円二銭
二、布袋換価金 一円
○同押第二八五号（同）
一、米換価金 三百三十四円八十六銭
二、布袋換価金 一円
○同押第二八六号（同）
一、米換価金 二百三十九円十九銭
二、風呂敷換価金 一円
○同押第一六一号（斎藤みよせ酒税法違反事件）
二、合成清酒 約一升
四、合成清酒 約一升

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 小林区検察庁

○昭和二十五年保第三〇号（松山文治食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金 八百八円二十六銭
○同保第七六号（同）
一、同 七百二十六円七十三銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 小倉区検察庁

○昭和二十六年保第六五四号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、白米換価金 一、六五七円
○同第六四四号（同）
一、同 三、四七七円
○同第六五二号（同）
一、同 三三三円
○同第六五三号（同）
一、同 一、一三三円
○昭和二十三年保第二一三五号（米田一男同）
一、餅米換価金 一五四円四八銭
○同第一八八八号（佐藤庫吉同）
一、稞麦同 二八三円六〇銭
○同第九〇九号（北島アキ物価統制令違反被疑事件）
一、食パン同 五六円三五銭
○昭和二十六年保第四六六号（古石光食糧管理法違反被疑事件）
一、白米同 一、六八四円
○同第七一号（氏名不詳同）
一、同 六、七三九円
○同第六八五号（同）
一、同 五七二円
○同第六八八号（同）
一、同 三三三円
○同第六八七号（同）
一、同 四二九円
○同第七三九号（同）
一、同 二、二六五円
○同押第七三八号（同）
一、同 一、九七七円
○同第六六八号（同）
一、同 三七九円
○同第六七五号（同）
一、同 一、〇〇〇円
○同第七三六号（同）
一、同 三八一円
○同第六七八号（同）
一、同 四七三円
○同第七四七号（同）
一、同 一、二八六円
○同第六七九号（同）
一、同 一、三四三円
○同第七四六号（同）
一、同 一、九〇五円
○同第六七七号（同）
一、同 七五七円
○同第六八〇号（同）
一、同 八五七円
○同第七三五号（同）
一、同 一、九〇五円
○同第六七六号（同）
一、同 一、九四〇円
○同第七三四号（同）
一、同 六、九〇六円
○同第七四〇号（同）
一、同 七、七六〇円
○同第七三七号（同）
一、同 八八一円
○同第六八六号（同）
一、同 四二九円
○同第六八一号（同）
一、同 三八六円
○同第六八二号（同）
一、同 五七二円
○同第六八三号（同）
一、同 五七二円
○同第六八四号（同）
一、同 三八一円
○同第四三三号（同）
一、粳白米換価金 四、〇四九円
○同第四三五号（同）
一、白米同 三、二五九円
○同第四三四号（同）
一、粳白米同 五、五三一円
○同第五六四号（白石良雄同）
一、白米同 四七七円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 柳河区検察庁

○昭和二十六年押第三二八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金 五百六十五円
○同押第三三〇号（同）
一、同 八百七円
○同押第三三一号（同）
一、同 四百四円
○同押第三三二号（同）
一、同 五百八円
○同押第三三三号（同）
一、同 九百十七円
○同押第三三四号（同）
一、同 六百五十九円
○同押第三三五号（同）
一、同 五百六十五円
○同押第三五二号（同）
一、同 五百十四円
○同押第九二号（川口コマヱ窃盗事件）
一、名古屋帯 一本
二、女物金紗羽織 一枚

三、女物半コート 一枚
四、女物銘仙給 一枚
五、女物絹セル単衣 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 三本松区検察庁

○昭和二十六年押第七五号（松下春吉食糧管理法違反事件）
一、換価金 四千六百三十八円
二、中古品肥料叺 一枚
三、中古品肥料叺 一枚
四、どんごろす袋 一枚
五、どんごろす袋 一枚

○同第七六号（橋本勝也同）
一、換価金 四千六百三十八円
二、中古品肥料叺 一枚
三、中古品肥料叺 一枚
四、どんごろす袋 一枚
五、どんごろす袋 一枚

○同第七七号（田中トメ同）
一、換価金 三千九百四十三円
二、木箱 一箇
三、木箱 一箇
四、黄色紙袋 二枚
五、木綿水色模様入布袋 一枚
六、木綿水色模様入布袋 一枚

○同第七八号（川田勇同）
一、換価金 千七百三十九円
二、木箱 一箇
三、木綿白布袋 一枚

○同第七九号（氏名不詳同）
一、換価金 五百五十一円 手提籠並布袋 各一枚
二、換価金 七百十円 布袋並風呂敷 各一枚
三、換価金 三百四十八円 布袋並風呂敷 各一枚
四、換価金 五百八十一円 布袋並風呂敷 各一枚
五、換価金 七百十円 布袋並風呂敷 各一枚
六、換価金 七百六十五円 布袋並ボストンバック 各一枚
七、換価金 三百十九円
八、換価金 三百八十二円 布袋並風呂敷 各一枚
九、換価金 五百四十六円 布袋 一枚
十、換価金 五百八十円 布袋並風呂敷 各一枚

○同第八〇号（同）
一、換価金 四千六百三十八円
二、中古品肥料叺 一枚
三、中古品肥料叺 一枚
四、どんごろす袋 一枚
五、どんごろす袋 一枚
六、合純メリヤス布袋 一枚
七、木綿紫色布袋 一枚
八、純毛杉模様袋 一枚

○同第八六号（同）
一、換価金 七百八十一円 色物布袋 一枚
二、換価金 五百五十七円 色物布袋 一枚
三、換価金 四百十円 赤人絹風呂敷 一枚
四、換価金 二百三十五円 赤人絹風呂敷 一枚
五、換価金 六百五十五円 赤人絹風呂敷 一枚
六、換価金 八百十九円 赤人絹風呂敷 一枚
七、換価金 七百三十七円 人絹風呂敷 一枚
八、換価金 八百十九円 紙袋 一枚
九、換価金 六百一円 木綿布袋 一枚
十、換価金 五百四十一円 木綿布袋 一枚
十一、換価金 一千二百六十七円 木綿布袋 一枚
十二、換価金 六百四十四円 木綿布袋 一枚
十三、換価金 七百二十五円 ファイバー製トランク 一箇
十四、換価金 五百二十二円 国防色手提袋 一枚
十五、換価金 八百十二円 木綿袋 一枚
十六、換価金 四百二十三円 人絹風呂敷 一枚
十七、換価金 千百二十五円 青色風呂敷 一枚
十八、換価金 千二百十二円 木綿風呂敷 一枚
十九、換価金 八百十二円 紙袋 一枚
二十、換価金 五百四十六円 木綿風呂敷 一枚
二十一、換価金 二百二十円 木綿袋 一枚
二十二、換価金 四百四十一円 木綿風呂敷 一枚
二十三、換価金 六百八十円 皺製手提袋 一枚
二十四、換価金 五百七十六円 人絹風呂敷 一枚

○同第八七号（同）
一、換価金 七百九十四円 井製手提袋 一枚
二、換価金 八百十二円 木綿風呂敷 一枚
三、換価金 七百九十四円 木綿風呂敷 一枚
四、換価金 八百十二円 人絹風呂敷 一枚
五、換価金 七百九十四円 木綿風呂敷 一枚
六、換価金 八百十九円 木綿風呂敷 一枚
七、換価金 八百十九円 木綿風呂敷 一枚
八、換価金 七百七十四円 木綿風呂敷 一枚
九、換価金 三百八十二円 人絹風呂敷 一枚
十、換価金 三百八十八円 人絹風呂敷 一枚
十一、換価金 四百四円 井製手提袋 一枚
十二、換価金 七百九十二円 木綿風呂敷 一枚
十三、換価金 千六百二十八円 木綿風呂敷 一枚
十四、換価金 四百六十四円 木綿風呂敷 一枚
十五、換価金 四百十円 木綿風呂敷 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 矢板区検察庁

○昭和二十六年保第六六〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、精米等換価金 千七百八十六円
○同保第六六一号（同）
一、同 五百七十九円
○同保第六六二号（同）
一、同 三千四百三十三円
○同領第六〇号（同）
一、同 六百十八円
○同領第六一号（同）
一、同 八百三十一円
○同領第六四号（同）
一、同 六百八十円
○昭和二十四年領第二二五号（高橋武次外一名同）
一、木綿袋 二枚
一、風呂敷 一枚
一、リックサック 一個
○同領第四号（季基斗外三名窃盗事件）
一、靴下どめ 一個
一、呂地袢の袖 一組
一、メリンス風呂敷 一枚
一、背広上衣 一着
一、白木綿ぼろ布 一枚
一、白ズック靴 一足
一、白木綿靴下 一足
一、風呂敷 一枚
一、白モク 一枚
一、ポート（三分） 一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 松江区検察庁

○昭和二十三年領置第一〇六八号（山本ユキ食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金 一百五十七円七銭（粳精米）

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 浜町区検察庁

○昭和二十六年領第四一号（甲斐秋吉窃盗事件）
一、地下足袋 一足
一、飯盒 一個
一、カミソリ 一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。 青梅区検察庁

○昭和二十六年押第一四二号（榎戸茂食糧管理法違反事件）
一、換価金 七四五円七〇銭

○工場財団追加

名古屋市昭和区江越町二丁目二十一番地石塚硝子株式会社より新たに名古屋市昭和区江越町二丁目二十一番地所在の同会社工場に属する土地建物工作物並に機械器具等に対して工場財団目録の追加変更登記申請があつたから右財団に属する動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属するものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年一月十七日 名古屋法務局広路出張所

大蔵省公告

○在外会社の整理完結報告書の承認

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第三十一條第一項の規定に基き、左記在外会社の整理完結報告書を承認したから、同條第三項の規定により公告する。

昭和二十七年一月十七日
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人

記

在外会社名
（満洲）
満洲電線株式会社
（華北）
華北房産股份有限公司
株式会社東興洋行
（台湾）
台湾興業株式会社
（朝鮮）
成歓鉱業株式会社
朝鮮切鈑販売株式会社
朝鮮食糧営団
朝鮮製鉄株式会社
朝鮮電業株式会社
（南洋群島）
南洋電気株式会社
（樺太）
樺太鉱業株式会社
東和鉱業株式会社

郵政省公告

○お年玉つき郵便葉書の当せん番号

お年玉つき郵便葉書の当せん番号は、一月十五日抽せんを行つた結果次のように決定した。

等	組	番号
特等A	奇数組	八九〇四六六
特等B	偶数組	八九〇四六六
一等	各組共通	〇七〇一四六　四三五六七七
二等	各組共通	五五六六三六　八六三二七二　七四六五四五
三等	各組共通	番号の下五桁 五二八九八
四等	各組共通	番号の下五桁 三三四二一　七四四二八　二二八六三　五九八一八
五等	各組共通	番号の下三桁 九四一

等	組	番号
六等	各組共通	番号の下二桁 三二　四八　九九

裁判所公告（●印は新料金）

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第二六四一号

本籍並びに住所 新潟県高田市本町三丁目四十番地
申立人 関 成雄
本籍出生の場所並びに最後の住所 新潟県高田市幸町七十三番地の一
死亡の年月日 昭和二十六年一月六日
被相続人 無職 伊藤 勘六 明治四年七月二十七日生

右申立人の申立により右被相続人の相続財産管理人に本籍並びに住所新潟県高田市大町三丁目百十四番地横尾義男を選任した。

昭和二十七年一月十一日 新潟家庭裁判所高田支部

本籍並びに最後の住所 敦賀市津内百七十八号九番地
出生の場所 敦賀郡松原村松島番地不詳
出生年月日 明治六年二月二十九日
死亡の場所 敦賀市津内百七十八号九番地
死亡年月日 昭和二十六年一月二十九日
被相続人 小林 清吉

右昭和二十六年（家）第三七一号相続財産管理人選任申立事件について利害関係人敦賀市三島十五号三十三番地河上せきの申立により左の者を右被相続人の財産管理人に選任する。

敦賀市結城百十六番地 畑守三四治

昭和二十六年十一月八日 福井家庭裁判所敦賀支部

本籍並びに最後の住所佐賀県佐賀郡中川副村大字早津江津一六五番地
被相続人亡 小林 茂

右昭和二十六年（家）第一四七四号相続財産管理人選任申立事件について利害関係人佐賀県佐賀市上多布施町二九番地青木為作の申立により左の者を右被相続人の相続財産管理人に選任する。

住所 佐賀県佐賀郡中川副村大字福富一一四七番地 西村 良二

昭和二十六年十二月二十八日 佐賀家庭裁判所

○禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第八六四号

本籍及び住所 栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田千六百九十九番地
本件本人 羽石 薫 大正四年三月二十八日生

右の者に対し同所同番地、実母羽石イネの申立に依り当裁判所は前記事件本人を心神喪失の常況に在る者と認め禁治産を宣告をした。

昭和二十六年十二月十三日 宇都宮家庭裁判所真岡支部

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第八三六号

埼玉県南埼玉郡岩槻町岩槻
申立人 岡本又一郎
右代理人弁護士 昌子 篤俊

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十二日 東京簡易裁判所 裁判官 津村 康

（別紙） 目録

新報国製鉄株式会社株券百株券五枚
記号、番号 い甲第一五五〇号、自甲第五五八号至甲第五六〇号、甲第八二八号
各額面金額 五千円一株金五十円拂込済
株券発行日 昭和二十四年十一月一日
最終株主 岡本又一郎
株券発行者 新報国製鉄株式会社

東亜燃料工業株式会社株券百株券二枚
記号、番号 C丙一二九一五、C丙一二九一六
各額面金額 五千円一株金五十円拂込済
株券発行日 昭和二十六年一月二十日
最終名義人 セントラル証券株式会社
株券発行者 東亜燃料工業株式会社
最終所持人 岡本又一郎

●昭和二十六年（ヘ）第八三七号

栃木県足利市家富町二一六三
申立人 山本 富夫

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十三日 東京簡易裁判所 裁判官 大竹 緑

（別紙） 目録

秩父セメント株式会社十株券十枚
株券額面 金五百円
一株拂込額 金五十円
記号番号 自新乙第二二八四号至新乙第二二九三号
発行年月日 昭和三年五月一日
最終名義人 山本富夫

●昭和二十六年（ヘ）第八三九号

愛知県岡崎市六供町三丁目十一番地
申立人 畔柳アサ子
福岡県福岡市桜木町四九番地
同 平位 節雄
右代理人 幾度 治

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日 東京簡易裁判所 裁判官 菅野 保之

（別紙） 目録

東洋レーヨン株式会社株式（イ）一百株券一枚（ロ）一百株券一枚
額面金額 （イ）（ロ）共金五千円也
記号番号 （イ）T第六二二八六号（ロ）T第五一四七四号
発行年月日 （イ）（ロ）共昭和二十四年十二月一日
最終株主 （イ）畔柳アサ子（ロ）平位節雄
最終所持人 （イ）畔柳アサ子（ロ）平位節雄

●昭和二十六年（ヘ）第八四〇号

申立人 別紙当事者目録記載の通り

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十四日 東京簡易裁判所 裁判官 菅野 保之

（別紙） 当事者目録

（一）東京都台東区谷中初音町四丁目一一四二 申立人 巷岡 信雄
（二）同都新宿区新宿二丁目三 同 石川 康雄
（三）京都市中京区壬生森町六五 同 山本 良一
（四）東京都墨田区寺島町四丁目一〇〇 同 千羽 鉄
（五）岡崎市柱町南屋敷四〇 同 西山八郎右ェ門
（六）下関市竹崎町八五 申立人 下関証券株式会社 右代表取締役 吉田 徳人
（七）大阪市東区北浜三丁目三九 同 三景証券株式会社 右代表取締役 杉本 悦治
武蔵野市吉祥寺八八三 右申立代理人弁護士 植谷 壽秋

（別紙） 目録

（一）東京海上火災保険株式会社株式一百株、一株額面金五十円全額拂込済
額面及枚数 五千円（百株）券一枚
記号番号 ろ戊一一二〇〇
最終名義人 大東証券株式会社取締役社長内田邦夫

（二）太平鉱業株式会社株式一百株同上
額面及枚数 五千円（百株）券一枚
記号番号 う四五二〇八
発行年月日 昭和二十五年四月十五日
最終名義人 石川康雄

昭和電工株式会社株式一百株同上
額面及枚数 二千五百円（五十株）券二枚
記号番号 ほ乙一五一二五、同一五一二六
発行年月日 昭和十九年十一月十三日
最終名義人 石川康雄

（三）（四）三井船舶株式会社株式（三）一百株（四）八百株同上
額面及枚数 （三）五千円（百株）券一枚（四）同上八枚
記号番号 （三）C丙四七五四七（四）B丙五〇八八、自C丙三四〇五四至同三四〇五七、自D丙四八六六三至同四八六六五
最終名義人 （三）日本証券金融株式会社取締役社長白根清香（四）千羽鉄

（五）日清紡績株式会社株式一百株同上
額面及枚数 五千円（百株）券一枚
記号番号 へ丁四二〇八
発行年月日 昭和二十三年十一月一日
最終名義人 西山八郎右ェ門

（六）八幡製鉄株式会社株式二百株同上
額面及枚数 五千円（百株）券二枚
記号番号 い丁一五六六三、同一五六六四
最終名義人 船津生男

（七）日本石油株式会社株式一百株同上
額面及枚数 二千五百円（五十株）券二枚
記号番号 仁戊二七二二、同二七二三
発行年月日 昭和十六年八月一日
最終名義人 水島逸夫

●昭和二十六年（ヘ）第八四三号

埼玉県大里郡吉見村大字箕輪一八〇
申立人 渡辺 祖道
右代理人 秋山 正也

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十五日 東京簡易裁判所 裁判官 大竹 緑

（別紙） 目録

神岡鉱業株式会社百株券二枚
記号番号 自い乙六五一〇七至い乙六五一〇八
最終名義人 雲井大順
同百株券一枚
記号番号 い乙六七五八
最終名義人 渡辺祖道

昭27．1．17．　第7505号

同百株券一枚
記号番号　い乙六七六四
最終名義人　渡辺まつの
株券額面　五千円一株金額五十円払込済
株券発行者　神岡鉱業株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第八四四号
愛知県名古屋市中区伊勢町四の十一　申立人　日本軽合金株式会社
右代表取締役　山田康太郎
右代理人弁護士　若林　清
同　三ッ木正次
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之
(別紙)　目　録
一証書　財八四七号約束手形
金額　一百五十万円也
振出人　昭光商事株式会社
受取人　日本軽合金株式会社
振出日　昭和二十六年十一月二十七日
支払期日　昭和二十六年十二月二十六日
支払場所　埼玉銀行日本橋支店
振出地　東京都千代田区
支払地　東京都中央区
最終の所持人　名古屋市中区伊勢町四丁目十一番地、日本軽合金株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第八四五号
長野県下高井郡平岡村大字竹原五七八　申立人　田中豊正
右代理人弁護士　小川益太郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十五日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑
(別紙)　目　録
信越化学工業株式会社株式十株券四枚
記号番号　同已込第一二〇号至同第一二三号
一株の金額　各五十円全額払込済
最終名義人　田中豊正

●昭和二十六年(ヘ)第八四七号
東京都中央区日本橋兜町二の三十
申立人　山崎証券株式会社
右代表取締役　山崎　種二
右代理人　菊島　金六
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
関東配電株式会社株式五十株一枚
記号番号　丙は四三九七号
発行月日　昭和二十三年二月十日
発行会社　関東配電株式会社
最終名義人　谷ヶ崎新一
最終所持人　山崎証券株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第八四八号
京都府京都市伏見区新町十一丁目三五二　申立人　坂井　政子
右代理人　石渡　克己
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
昭和石油株式会社(イ)五十株券五枚(ロ)十株券五枚
記号番号　(イ)い丙第一五五八号、第一五五九号、第二三五七号、第二三五八号、第三三七〇号(ロ)い丁自第三三九一号至第三三九三号、第三三九七号、第三三九八号
一株の金額　金五十円也
額面金額　(イ)二千五百円也(ロ)五百円也
発行年月日　昭和十七年九月三十日
発行者　昭和石油株式会社
最終名義人　大和証券株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第五五九号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
当事者目録
(一)京都市上京区大宮通上立売上ル花開院町　申立人　林　利春
(二)富山県西蠣波郡子撫村法楽寺一二九一　同　西野　豊作
(三)愛知県刈谷市大字刈谷字仲町三一　同　大竹　弘
(四)名古屋市中区鉄砲町一丁目一八　同　今井　富夫
(五)東京都中央区日本橋江戸橋一丁目一五　同　東京神栄証券株式会社
右代表取締役　武藤周太郎
(六)愛媛県喜多郡長浜町　同　小野　善広
(七)奈良県南葛城郡御所町　同　飯田　富恵
(八)埼玉県入間郡飯能町　同　小谷野太郎
(九)大阪市都島区毛島町一丁目三三　同　寺井　重行
武蔵野市吉祥寺八八三
右申立人代理人弁護士　植谷　壽秋
(別紙)　目　録
(一)平和不動産株式会社株式一百株、一株額面金五十円全額払込済
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　ち四二七七
発行年月日　昭和二十二年十一月一日
最終名義人　林利春
(二)神岡鉱業株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　乙二五八四八
発行年月日　昭和二十五年十月十四日
最終名義人　大谷証券株式会社
(三)豊年製油株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　丁波〇六三一三
発行年月日　昭和二十四年五月十日
最終名義人　三井照子
(四)日本光学工業株式会社株式二百五十株、同上
額面及枚数　(イ)五千円(百株)券一枚(ロ)二千五百円(五十株)券三枚
記号番号　(イ)五戊一〇一七(ロ)第四新丁八四〇、同八四一、五丁一三九
発行年月日　(イ)昭和二十四年十一月十五日(ロ)第四新丁号昭和十八年二月二十日、五丁号昭和二十四年十一月十五日
最終名義人　全部、水野富夫
(五)帝国製麻株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　二千五百円(五十株)券二枚
記号番号　い乙二七二〇、同二五二九
最終名義人　大堀登
帝国石油株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　ゐ号丁九三四二九
発行年月日　昭和二十五年三月一日
最終名義人　鈴木ふゆ
日本石油株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　あ已一四八六一六
発行年月日　昭和二十五年三月十一日
最終名義人　鈴木ふゆ
(六)三井船舶株式会社株式一百株、百株券一枚
額面及払込　五千円券全額払込済
記号番号　C丙五八七二一
発行年月日　昭和二十五年四月一日
最終名義人　牧野フジェ
(七)日本鉱業株式会社株式六十株、一株額面金五十円全額払込済
額面及枚数　五百円(十株)券六枚
記号番号　(イ)自D一二〇六至同一二〇八(ロ)と二一五六九(ハ)波七三〇九(ニ)る一五七六
発行年月日　(イ)昭和二十四年八月二十五日(ロ)昭和十年三月二十日(ハ)昭和八年九月三十日(ニ)昭和十六年十一月十三日
最終名義人　全部、飯田富恵
(八)飯野海運株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　ろ甲五六八〇
最終名義人　小谷野太郎
東京製綱株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　増は甲六五五
発行年月日　昭和二十四年五月一日
最終名義人　鶴田藤輔
大映株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　ュ丙一四七六
最終名義人　小谷野太郎
(九)苫小牧製紙株式会社株式二百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券二枚
記号番号　に四三八三〇、に四三八三一
発行年月日　昭和二十四年十月一日
最終名義人　寺井重行
本州製紙株式会社株式一百株、同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　に二五八二四
発行年月日　昭和二十四年十月一日
最終名義人　寺井重行

●昭和二十六年(ヘ)第八四六号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　当事者目録
(イ)東京都豊島区高松二丁目三三番地　申立人　本多　武雄
(ロ)東京都豊島区高松二丁目二八番地　同　堀田　吉治
(ハ)東京都杉並区井荻二の一二六番地　同　岩村徳一郎
(ニ)東京都目黒区東町七八番地　同　五十嵐四郎
(ホ)大阪府枚方市渚御殿山住宅地　同　萩原　四郎
(ヘ)千葉県夷隅郡西畑村出代　同　市原　卓爾
(ト)東京都豊島区巣鴨三丁目八番地　同　小林富次郎
(チ)東京都豊島区池袋二丁目一〇五〇番地　同　内堀慶三郎
(リ)埼玉県浦和市本太六四七番地　同　佐藤　雷三
(ヌ)東京都武蔵野市吉祥寺二六三五番地　同　平野　次郎
(ル)東京都品川区上大崎中丸四一九番地の三　同　向井　喜男
(ヲ)東京都杉並区和田本町八〇八番地　同　亀沢　省朔
(ワ)東京都杉並区和田本町八〇八番地　同　金子　健一
以上十三名
(別紙)　目　録
ライオン刷子株式会社株券(イ)一株券五枚(ロ)一株券五枚(ハ)一株券五枚(ニ)一株券五枚(ホ)一株券五枚(ヘ)一株券五枚(ト)十株券十枚、五十株券十五枚(チ)十株券十枚(リ)十株券二枚(ヌ)十株券二枚(ル)十株券二枚(ヲ)十株券二枚(ワ)十株券二枚
記号番号　(イ)一株券い自第六一号至第六五号(ロ)一株券い自第七六号至第八〇号(ハ)一株券い自第一一六号至第一二〇号(ニ)一株券い自第二〇一号至第二〇五号(ホ)一株券い自第二〇六号至第二一〇号(ヘ)一株券い自第二二六号至第二三〇号(ト)十株券ろ自第一四一号至第一五〇号、五十株券は自第一五一号至第一六五号(チ)十株券ろ自第一五六号至第一六五号(リ)十株券ろ自第一七〇号至第一七一号(ヌ)十株券ろ自第一七八号至第一七九号(ル)十株券ろ自第一八〇号至第一八一号(ヲ)十株券ろ自第二〇〇号至第二〇一号(ワ)十株券ろ自第二〇四号至第二〇五号
株券面額　一株券五十円、十株券五百円、五十株券二千五百円
株券発行者　ライオン刷子株式会社
最終名義人　(イ)本多武雄(ロ)堀田吉治(ハ)岩村徳一郎(ニ)五十嵐四郎(ホ)萩原四郎(ヘ)市原卓爾(ト)小林富次郎(チ)内堀慶三郎(リ)佐藤雷三(ヌ)平野次郎(ル)向井喜男(ヲ)亀沢省朔(ワ)金子健一

●昭和二十六年(ヘ)第八五〇号
京都府京都市上京区柴野下旅町四六　申立人　森野　務
右代理人　大塚　俊雄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目　録
京成電鉄株式会社株式一百株券一枚、十株券八枚、一株券二十枚
一株の額面金額　金五十円全額払込済
記号番号　(イ)第五新甲自第一四八六号至第一四九〇号、自第一四九六号至第一五〇〇号、自第一五〇六号至第一五一〇号、自第一五一六号至第一五二〇号、第五新乙自第八五八号至第八六一号、第八六六号、第八六七号、第八七〇号、第八七一号(ロ)第六新丁第九七八六号
発行日　(イ)昭和二十二年五月十五日(ロ)昭和二十三年七月二十七日
発行者　京成電鉄株式会社
最終株主　森田務
株券の最終所持人　森田務

●昭和二十六年(ヘ)第一六号
秋田県南秋田郡船川港町字芦沢百六十一番地　申立人　中根　喜治
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十九日
堺簡易裁判所
裁判官　松田伝治
(別紙)　目　録
大阪金属工業株式会社株式五十株券八枚
額面　各二千五百円
記号番号並発行年月日　新乙第〇六二四号、第〇六五五号、第〇六九八号、第〇六九九号(昭和十七年七月十五日発行)、新乙第〇三一七号(昭和十七年七月十六日発行)、新乙第〇八八九号、第〇九一七号、第一二八一号(昭和十七年七月三十一日発行)
発行者　大阪金属工業株式会社取締役社長　山田晁
最終株主　中根喜治

●昭和二十五年(ヘ)第一号
福井市御幸上町五五
申立人　吉岡　義孝
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十九日
佐野簡易裁判所
裁判官　豊田真三
(別紙)　目　録
一種類　東洋クロス株式会社株式
一数量　五十株券十枚
一株券額面　金二千五百円
一株に付払込　金五十円
記号番号　新甲自第二二三号至第三一号、甲第三一号
発行者　東洋クロス株式会社専務取締役大角卯之助
発行日　昭和三年十月一日
最終株主　吉岡義孝
最終所持人　吉岡義孝

●昭和二十六年(ヘ)第二三号
福井県坂井郡丸岡町谷五号十番地
申立人　松浦　清吉
福井市江戸下町三十八番地
右代理人弁護士　加藤　広国
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十五日
京都簡易裁判所
裁判官　西村悦蔵
株券目録
(別紙)
一株式銘柄　京福電気鉄道株式会社株式新株
一株券の種類、数量及び額面金額　一株券八枚金五十円、五株券三枚金二百五十円、五十株券三枚金二千五百円、後配一株券一枚金五十円
(いづれも全額払込済)
一株の金額　金五十円
記号及番号　は甲第一一八、は甲第一一九、は乙第四一、は丁第六四、ほ甲第七三九〇、ほ甲第七三九一、ほ甲第七三九二、ほ乙第一五〇〇、ほ丁第二九四六、ヘ甲第五七一三、ヘ甲第五七一四、ヘ乙第一四八〇、ヘ丁第三三五〇三、に甲第八八〇、計十五枚
発行年月日　は号昭和二十年三月一日、ほ号昭和二十一年十月十五日、ヘ号昭和二十二年十二月一日、に号不詳
発行者　京福電気鉄道株式会社取締役社長石川芳次郎
発行当時名義人　松浦清吉
最終名義人　松浦清吉
最終所持人　松浦清吉

●神戸市長田区御蔵通六丁目三番地
申立人　株式会社三俣鉄工所
右代表取締役　安田　林一
右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年九月十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と同時に約束手形を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十一日
神戸簡易裁判所
(別紙)　証券目録
(表)　第　号
約束手形
金一百五十万円也
支払期日　昭和二十七年一月二十二日
支払地　神戸市
振出地　神戸市
支払場所　株式会社神戸銀行本店
右金額貴殿又は貴殿の指図人へ此約束手形引換に支払可申候也
拒絶証書作成の義務を免除す
昭和二十六年十月二十二日
住所　神戸市長田区御蔵通六丁目三番地
株式会社三俣鉄工所
取締役社長　安田林一　(印)
殿
印紙
(裏)表書の金額　殿又は其指図人へ御支払相成度候也
(目的又は附記)
拒絶証書作成の義務を免除す
昭和　年　月　日
住所
同

●昭和二十六年(ヘ)第四号
神戸市長田区苅藻通五丁目三番地
申立人　株式会社細川工務店
別紙目録記載の株券に付申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし其の株券を提出され度し。若し期日迄に右の届出と提出せねばその株券の無効を宣言することがある。
右公告する。
昭和二十六年十二月二十日
西宮簡易裁判所
裁判官　庄田秀麿
(別紙)　目　録
約束手形
振出人　平和ゴム工業株式会社
支払場所　株式会社協和銀行西宮支店
振出日　昭和二十六年十一月五日
金額　十一万二千二百九十七円也
支払期日　昭和二十七年一月二十日
宛名人　日本染工株式会社
所持人　株式会社細川工務店

●昭和二十六年(ヘ)第二九号
大阪市東区今橋二丁目十九
申立人　日興証券株式会社大阪支店
別紙目録の株券について申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしなかつたら其の株券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十一日
尼崎簡易裁判所
(別紙)　目　録
大日本紡績株式会社株券一十株券十枚一百株券一枚
記号番号　十株券自丙第二七〇〇九号至丙第二七〇一一号、丙第三六一二号、丙第四六七九六号、丙第四六五九五号、丙第五〇一六六号、丙第五〇一六七号、丙第二五八〇五号、丙第二四七三四号、百株券A戌第三一三四五号
額面金額　十株券金五百円也、百株券金五千円也
一株の金額　金五十円也
株券発行者　大日本紡績株式会社

発行年月日　十株券大正十二年八月二十日、百株券昭和二十四年三月一日
最終名義人　十株券日興証券株式会社広島支店長川島紀雄、百株券黒田嘉一
最終所持人　日興証券株式会社大阪支店

●昭和二十六年(ヘ)第五号
岐阜市加納壽町一丁目三番地
申立人　岐阜菓糧工業株式会社
右代表者取締役　臼井　新一
別紙表示の証券につき右申立人から公示催告の申出をしたから其の所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時までに当裁判所へ権利を届出で且該証券を提出されたい。若し右期日までに届出及提出を為さない場合は其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月七日
岐阜簡易裁判所
裁判官　国本徳五郎

(別紙)　目　録
一　証券の種類　倉荷証券
証券番号　第四二七号
品名　砂糖十三箇　麻袋
品質　台湾糖中双記号二号砂白
保管場所　富士町一倉庫一番
保管料　十七円三十四銭
単量　一六六斤
総量　二、一五八斤
総額　九四、一三一円九六銭
入庫月日　昭和二十六年二月二十日
証券作成　昭和二十六年二月二十二日
保管期限　昭和二十六年五月十五日
証券名義人　岐阜菓糧工業株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第一一号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野
申立人　南里　昇
右訴訟代理人　塩原　敏雄
別紙目録に記載した株券について右の者から公示催告の申立があつたからその株券の所持人は昭和二十七年七月十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十二日
富山簡易裁判所
裁判官　藤田善嗣

(別紙)　目　録
不二越鋼材工業株式会社株式
但し百八十株此株券十枚
株券額面　金二千五百円也、金五百円也、金五百円也、金五百円也、金五百円也、金五百円也、金二千五百円也、金五百円也、金五百円也、金五百円也
一株の払込金額　金五十円也
記号番号　壬一三二三号、丙六七九三号、辛一一九〇二号、辛一一一九〇三号、辛一一九〇四号、辛一一一九〇五号、一八丁四七四一号、一一八丙一一一三七号、一八丙一一一三八号、一八丙一一一三九号
最終株主　南里昇

●昭和二十六年(ヘ)第二号
東京都千代田区神田松富町三番地
渡辺電業社こと
申立人　渡辺　正男
別紙表示の証書に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出でると同時に証書を提出されたい。若し右期日迄に届出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十八日
水沢簡易裁判所
裁判官　岡野保次

(別紙)　目　録
貨物引換証　一枚
発送日　昭和二十六年十二月三日
発、着駅　秋葉原駅発水沢駅着
扱別及支払別　小口扱現払
貨物通知書番号　第三八五号
貨物引換証　番号第四八号
荷造人　渡辺電業社
荷受人　東北電材合資会社
品名個数重量　電線三個口一三〇瓩

●昭和二十五年(ヘ)第二号
東京都港区芝田村町一丁目四番地
申立人　第一通商株式会社
右代表取締役　岡本　忠
札幌市南二條西一丁目三番地三洋物産株式会社内
右代理人　郡　健一
右の者より別紙目録表示の証券について、公示催告の申立があつたからその所持人は、昭和二十七年七月五日午前十時までに当裁判所に権利を届出且証券を提出されたい。若し右期日までに届出及提出のない場合はその無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十七日
札幌簡易裁判所
裁判官　安倍　武

(別紙)　目　録
一　約束手形　二通
番号　第四六号、第四七号
第四六号
額面　金三十万円也
振出日　昭和二十四年十二月二十二日
支払期日　昭和二十五年二月二十八日
第四七号
額面　金五十三万五千八百二十四円十七銭
振出日　昭和二十四年十二月二十二日
支払期日　昭和二十五年三月十日
支払地、振出地　札幌市
支払場所　株式会社帝国銀行札幌支店
振出人　三洋物産株式会社
名宛人　第一通商株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第一五号
札幌郡江別町三條六丁目十番地
申立人　石崎　よ志
右の者より別紙目録表示の証券について、公示催告の申立があつたからその所持人は、昭和二十七年七月五日午前十時までに当裁判所に権利を届出且証券を提出されたい。若し右期日までに届出及提出のない場合はその無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十日
札幌簡易裁判所
裁判官　安倍　武

(別紙)　目　録
札幌酒造株式会社株式一百株券一枚
額面　金五千円也
記号番号　い第二五七号
一株の金額　金五十円也（全額払込済）
発行年月日　昭和二十三年六月一日
最終名義人　石崎よ志

●昭和二十六年(ヘ)第二号
徳島市西船場町二丁目二十一番地
申立人　株式会社阿波商業銀行
右代表取締役　三木　寛治
右代理人弁護士　田中　義明
別紙表示の小切手に対し申立人より公示催告の申立を為したから其の所持人は昭和二十七年六月十四日午前十時迄に当裁判所へ権利の届出を為し且右小切手を提出せられたい。若し右期日迄に届出及提出を為さないときは其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十五日
徳島簡易裁判所
裁判官　松田熊次郎

(別紙)　目　録
一　種類　日本銀行小切手
振出番号　第七九五号
振出月日　昭和二十六年十月二十五日
金額　金八千八百六十二円也
振出地　小松島市
振出人　運輸省小松島港工事事務所資金前渡官吏運輸技官海保久雄
受取人　小松島電報電話局
支払場所　日本銀行徳島代理店

●昭和二十六年(ヘ)第一四号
東京都台東区谷中坂町四一
申立人　直井実代士
右代理人　岸川　政明
別紙表示の株券につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十三日
新居浜簡易裁判所
裁判官　沖小三郎

(別紙)　目　録
四国機械工業株式会社一百株、五十株券、計二枚
記号番号　へ丙九六、へ丙二六九〇
最終株主　直井実代士
株券額面　二千五百円也
一株の払込金額　五十円也
発行者　四国機械工業株式社
発行年月日　昭和二十四年七月十五日
最終株式所持人　直井実代士

●昭和二十六年(ヘ)第八二五号
申立人　当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

当事者目録
申立人　兵庫県出石郡資母村中山五八三堀漾子、東京都足立区南宮城町一三薄井繁次、福岡県大牟田市新地町三七堤誠三、北海道空知郡奈井江町東奈井江二六〇中野豊吉、北海道空知郡上砂川町字下鶉一六四の二、高橋太市、神奈川県横浜市南区日枝町二の三八秋山和之、福岡県田川市東区三井愛日寮塚原勝男、京都市東山区五條橋六の五四一藤田和哉親権者藤田邦子、鹿児島県串木野市羽島三五二五久保国雄
代理人　東京都中央区日本橋室町二の一の一三井鉱山株式会社総務部株式課中村勝理

(別紙)　目　録
三井鉱山株式会社株式十株券八枚
記号番号　(イ)ノ一ろ乙第一八三九四ー六号(イ)ノ二ろ乙第九三七一ー二号(イ)ノ三ろ乙第三二八五九ー六〇号(ロ)に乙第三三五五九号
額面　金五百円
一株の金額　金五十円
発行年月日　(イ)ノ一ー二昭和十五年五月一日(イ)ノ三昭和二十三年十月八日(ロ)昭和二十五年二月一日
最終株主名義人　(イ)ノ一堤誠三(イ)ノ二藤田和哉親権者藤田邦子(イ)ノ三久保国雄(ロ)塚原藤男
株券発行者　三井鉱山株式会社
三井鉱山株式会社株式五十株券十二枚
記号番号　(イ)ノ一ろ丙第六一八〇ー一号(イ)ノ二ろ丙第三六六二号、第六二七六号(イ)の三ろ丙第三一六四号、第一〇三三〇号(イ)ノ四ろ丙第二九七一ー二号(イ)ノ五ろ丙第一〇九八一号(ロ)ノ一は丙第四三九五六号(ロ)ノ二は丙第四四一二〇号(ハ)に丙第八五一〇号
額面　金二千五百円
一株の金額　(イ)金五十円
発行年月日　(イ)一ー四昭和十五年五月一日(イ)の五昭和二十三年十月八日(ロ)昭和二十年五月十五日(ハ)昭和二十五年二月一日

最終株主名義人　(イ)ノ一薄井繁次(イ)ノ二堤誠三(イ)ノ三中野豊吉(イ)ノ四藤田和哉親権者藤田邦子(イ)ノ五久保国雄(ロ)ノ一高橋太市(ロ)ノ二及(ハ)塚原勝男
株券発行者　三井鉱山株式会社
三井鉱山株式会社株式一百株券八枚
記号番号　(イ)ノ一は丁第五八二〇号(イ)ノ二は丁第六六一一号(ロ)ノ一に丁第六一八二一ー二号(ロ)ノ二に丁第一四〇一〇一号(ロ)ノ三ろ丁第一〇六七二号(ロ)ノ四に丁第一八四二四六ー七号
額面　金五千円
一株の金額　(イ)金五十円
発行年月日　(イ)昭和二十年五月十五日(ロ)ノ一、二、四昭和二十五年二月一日(ロ)ノ三昭和十五年五月一日
最終株主名義人　(イ)ノ一堀漾子(イ)ノ二及(ロ)ノ一中野豊吉(ロ)ノ二高橋太市(ロ)ノ三秋山和之(ロ)ノ四塚原勝男
株券発行者　三井鉱山株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第五号
札幌市北六條西十一の三九
申立人　長沼　寛
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月三日
松戸簡易裁判所
裁判官　川崎清太郎

(別紙)　目　録
野田醤油株式会社発行株券一百五十株券
記号番号　子己二八三六、子丙七四三七
額面金額　七千五百円也
最終の株主　長沼寛

●昭和二十六年(ヘ)第一〇号
水戸市袴塚町三丁目三六〇三の一
申立人　佐藤　修子
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
水戸簡易裁判所
裁判官　井上夏之介

(別紙)　目　録
小切手一通
金額　金三万四千二百円也
記号番号　NO一一八二（印刷番号TSOO七〇〇三）
発行年月日　昭和二十六年十二月十九日
発行者　茨城県国家地方警察隊長中野正幸
受取人氏名　国家地方警察本部教養課佐藤修子
渡人氏名　右同所岡部守
支払場所　日本銀行水戸代理店
最終所持人　水戸市袴塚町三丁目三六〇三の二佐藤修子

●昭和二十六年(ヘ)第一号
新潟県長岡市表町三丁目四二一番地
申立人　株式会社北越銀行
右代表取締役　松田　英次
右支配人　三島鋭二郎
右代理人　霜鳥　耕司
別紙目録表示の小切手につき申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十日
三條簡易裁判所
裁判官　堀内宗治

(別紙)　目　録
持参人払小切手一通
小切手番号　む〇四五八三
額面　一金十万円也
振出日　昭和二十六年十一月五日
振出地　大阪府北河内郡大和田村
振出人　宝スーパ株式会社取締役社長渡辺已之助
支払場所　株式会社三和銀行守口支店

●昭和二十六年(ヘ)第四五六号
奈良県宇陀郡三本松村三本松
申立人　井上　源七
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十八日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
近畿日本鉄道株式会社株式二百株
但し五十株券四枚
額面金額　金二千五百円
記号番号　子に第六一二九三号、同第二一一一四号、同第三四二一九三号、同第三四二九六号
一株の払込金額　金五十円全額払込済
発行年月日　昭和二十二年四月一日
発行者　近畿日本鉄道株式会社
最終株主　井上源七

●昭和二十六年(ヘ)第四五七号
岡山市上伊福九四九番地
申立人　中野英一郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十八日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
株式会社大阪銀行株式一千円券二枚
株券面額　金五万円
一株の金額　五十円
記号番号　E第七四六三号、E第七四六四号
発行日　昭和二十三年十月一日
当初株主　中野英一郎
最終株主　同人

●昭和二十六年(ヘ)第四五八号
豊橋市花田町字城海津十一番地
申立人　杉浦　篤次
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十八日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
一　種類　東洋紡績株式会社株式
数量　(イ)一百株券五枚
株券額面　(イ)金五千円
一株に付払込　金五十円
記号番号　(イ)Bは第五四五七一号第五四五七二号(ロ)Bは第五四五九六号第五四五九七号(ハ)Bは第五四六八三号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　(イ)福田嘉市(ロ)福田万平(ハ)福田克彦
最終所持人　杉浦篤次

●昭和二十六年(ヘ)第四五九号
岩国市錦見三五〇六
申立人　田中　正男
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十八日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
一　種類　東洋紡績株式会社株式
数量　一百株券一枚
株券額面　金五千円
一株に付払込　金五十円
記号番号　Aは第四六九八三号
発行者　東洋紡績株式会社
最終株主　広島証券融資株式会社専務取締役山口文吾
最終所持人　田中正男

●昭和二十六年(ヘ)第四六〇号
奈良県生駒郡生駒町谷田七八三
申立人　森　源次
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十八日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
日興証券株式会社第三回投資信託受益証券二十口券一枚
記号番号　OD二六三
券面金額　一十万円
発行年月日　昭和二十六年九月十四日
最終名義人　無記名式
最終所持人　森源次
受益証券発行者　日興証券株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第四六一号
神戸市兵庫区荒田町一丁目一番地
申立人　合名会社大西紙工所
右代表社員　大西甚一郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月十九日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
一　約束手形の表示
記号番号　第三六七号
金額　金二百万円也
支払期日　昭和二十六年十二月二十七日
振出日　昭和二十六年十一月二十六日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出人　大阪製鎖造機株式会社取締役社長鷲尾儁三
名宛人、裏書人　興国商事株式会社代表取締役能浦浅吉

●昭和二十六年(ヘ)第四六二号
広島市楠木町二丁目四二四番地
申立人　松尾　尚
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪簡易裁判所

(別紙)　目　録
大和紡績株式会社株券五十株券(A)二枚、一株券(B)二枚
株券額面　(A)二千五百円(B)五十円
一株の払込金　(A)十二円五十銭
(B)五十円
記号番号　(A)に甲第三七一六号、第三七一七号(B)い丁第三四六三号、第三四六四号
最終株主　沖村庫太郎
最終所持人　松尾尚

●昭和二十六年(ヘ)第四六三号
大阪市福島区下福島三丁目三八番地
申立人 大丸水産株式会社
右代表取締役 吉村 重輝
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録
約束手形一通
手形番号 (イ)第二〇八号、(ロ)第二〇九号
額面 各金五十万円也
支払期日 (イ)昭和二十六年十二月二十九日(ロ)昭和二十六年十二月二十三日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社千代田銀行中之島支店
振出地 大阪市
振出月日 —
振出人 大丸水産株式会社
受取人 (イ)山陰漁業株式会社(ロ)長尾漁業部
裏書人 —
最終所持人 大丸水産株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第四六四号
芦屋市打出滝町五七番地
申立人 江田謙治郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録
株式会社三和銀行株式一千株(百株券十枚)
株券の額面 金五千円
一株の払込金額 金五十円
記号番号 ほ第一一三九四二号至ほ第一一三九五一号
最終株主兼所持人 江田鎌治郎
発行年月日 昭和二十三年十月一日
発行者氏名 株式会社三和銀行取締役頭取渡辺忠雄

●昭和二十六年(ヘ)第四六五号
豊中市豊中本通三丁目五番地
申立人 仁田順三郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録
敷島紡績株式会社株式一千八百株
但し
額面 百株券は二千五百円、五十株券は千二百五十円
一株の払込額 金二十五円也
記号番号並に株券数 百株券A自一八六二八至一八六三一計四枚、か自六〇五九八至六〇六〇九計十二枚、五十株券春二〇六八、二〇六九、二〇九八、二〇九九計四枚
発行年月日 A昭和二十三年十二月一日、か同二十四年九月一日、春同十二年九月一日
発行者 右会社取締役社長宝賀国威
仁田順三郎

●昭和二十六年(ヘ)第四六六号
大阪市港区市岡浜通四丁目四一番地
申立人 港燃料販売株式会社
右代表取締役 横井清之助
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録
約束手形一通
額面 金八万三千円也
支払期日 昭和二十六年十一月三十日
支払場所 株式会社千代田銀行九條支店
振出地及支払地 共に大阪市
振出日 昭和二十六年十一月十四日
振出人 大阪市港区市岡浜通四丁目四一、港燃料販売株式会社
宛名人 松沢常次

●昭和二十六年(ヘ)第四六七号
大阪市東淀川区元今里北通二丁目五四番地
申立人 田村 猛雄
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十五日
大阪簡易裁判所

(別紙) 物件目録
大阪工業株式会社株式六百二十株
但し
五十株券 三枚 自第十一号至第十三号
十株券 四十二枚 自第四号至第十二号、自再新第二十一号至第二十五号、自再新第一九一号至第二三〇号、自再新第二三一号至第二三四号
以上最終株主 小林紀夫
五十株券 一枚 第十六号
以上最終株主 小林さだ
十株券 一枚 第八号
以上最終株主 小林和
一株の払込額 金五十円也

●昭和二十七年(ヘ)第一七号
豊中市豊中本通り三丁目五番地
申立人 仁田順三郎
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十四日
堺簡易裁判所
裁判官 村瀬泰三

(別紙) 目 録
大日本セルロイド株式会社百株券(イ)四枚五十株券(ロ)二枚十株券(ハ)二十枚
株券額面 (イ)五千円(ロ)二千五百円(ハ)五百円
一株の払込金 五十円
記号番号 (イ)合甲第二〇六号、な自第一〇一八七号至第一〇一八九号(ロ)れ第七一号、と第九二七号(ハ)ち第三九〇号、第三九一号、自第一四七九号至第一四八三号、自第二五八六号至第二五九〇号、そ自第三三七四号至第三三七六号、む自第五四八八号至第五四九〇号、自第五四三二号至第五四三三号
最終株主 仁田順三郎
最終所持人 仁田順三郎

○破産手続に関する除斥期間
破産者 亡小島幸吉相続人小島千尾
右の者に対する昭和十九年(フ)第一号破産事件について当裁判所は破産法第二百七十三條により配当に関する除斥期間を配当の公告あつた日より起算して二週間と定める。
昭和二十七年一月十日
千葉地方裁判所民事部

○債権者集会期日
破産者 島田才一郎
右に対する昭和二十五年(フ)第二六七号破産事件につき当裁判所は破産管財人の破産廃止の申立に因り債権者集会を当庁に於て左の通り招集する。
一、日時 昭和二十七年一月二十五日午後一時
一、会議の目的 破産財団不足に因る破産廃止の意見
右公告する。
昭和二十七年一月十日
大阪地方裁判所

○特別清算開始
神戸市生田区海岸通五丁目二十二番地
中山実業株式会社
申立人新井進より右会社に対する昭和二十六年(ヒ)第五二号特別清算開始申立事件につき当裁判所は昭和二十七年一月九日次の通り特別清算開始を決定したから公告する。
一、中山実業株式会社に対し特別清算の開始を命ずる。
昭和二十七年一月九日
神戸地方裁判所

日本銀行公告

日本銀行営業毎旬報告
(昭和二十七年一月十日)

資産の部	千円
金地金	五〇一、二八七
現金	七二一、八三九
割引手形	六六、二三三、〇四九
貸付金	一四三、六四七、三一六
外国為替貸付	一三六、二四四、五〇九
政府貸付金	三九、三六七、九五五
国債	一〇九、九八〇、七三〇
内国為替集中決済立替金	一五、六〇六、五二四
代理店勘定	九〇二、二六五
雑勘定	五七、三一九、五九二
総計	五七〇、五二五、〇七〇
負債の部	
発行銀行券	四六九、七〇〇、八一六
金融機関預金	三、三四九、〇九三
政府預金	五五、七六一、三三三
其他預金	三、七三三、三六三
内国為替集中決済預り金	一五、一二五、三五三
準備金	七、三四七、七四六
雑勘定	一三、七七七、一〇七
資本金	一〇〇、〇〇〇
積立金	二、六三〇、二五六
総計	五七〇、五二五、〇七〇

昭和二十七年一月十四日
日本銀行

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月八日
埼玉県行田市大字忍百五十五番地
富士被服販売株式会社
清算人 味野和幸司

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十月十六日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月八日
埼玉県行田市大字谷郷百十七番地
丸互足袋製造株式会社
清算人 味野和幸司

資本減少公告
当社は昭和二十七年一月六日の臨時株主総会に於て資本の額金三百万円とあるを金百五十九万五千円に又発行済の総数六万株を三万一千九百株に減少する事を決議し其の方法として新株式二万八千一百株を額面価額で買入れ消却する事を決議しました。この資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年一月十二日
大阪市旭区大宮北之町二丁目七百六十番地の十
株式会社沢田商店

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月十三日臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月十七日
久留米市東町一八二
株式会社花市場
清算人 後藤 庄吾

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月二十五日総社員の同意による書面決議を以て解散致しましたから当会社に債権を有せらるる方は本公告日より二箇月以内に其の旨御申出なきときは清算から除斥されます。
昭和二十七年一月十七日
埼玉県北足立郡与野町大字上落合七七七番地
有限会社武蔵ゴム商会
代表清算人 茂木 喜助

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月十七日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十二月二十日
下関市大和町三十番地
関門水産物貿易株式会社
清算人 谷 五郎

会社組織変更に付異議申出公告
当会社は昭和二十六年十二月二十九日開催の臨時社員総会に於て此の組織を変更し株式会社となすことになりたるに付当会社の債権者にして右組織変更に対し異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に其の旨申述べられたし。
昭和二十七年一月十日
下関市大字西細江町三十八番地
下関文具有限会社
代表取締役 岩田 文一

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十月十日の社員総会で総社員の同意で組織を変更して株式会社伊藤鉄工所とすることに決議した。この組織変更に異議ある者は本公告掲載の日から二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十七年一月十七日
秋田市土崎港壱騎町字郷社通四二
有限会社伊藤鉄工所
代表取締役 伊藤 福次

資本減少公告
当会社は昭和二十六年十二月十日の株主総会に於て資本金三百万円を百五十九万七千五百円に減少することの決議を致しましたから之れに対し異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に其の旨当会社に申出下さい。
昭和二十六年十二月二十日
下関市大字竹崎町四十八番地
小田物産株式会社

資本減少公告
当会社は昭和二十七年一月二日の社員総会に於て資本金三十万円を金二十万円に減少することの決議を致しましたが之れに異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に其の旨当会社に申出下さい。
昭和二十七年一月八日
下関市大字岬之町四五番地八
有限会社岬組運送店
代表取締役 丹下 亀市

株式会社資本減少異議申述公告
当会社は昭和二十六年五月二十日の株主総会において資本額一百万円を六十五万円に減少することの決議を致しましたが、之に対し異議のある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内にそのお申述をお願い致します。若し右期間内にそのお申述がないときは右資本減少を御承認になつたものと看なします。
昭和二十六年五月二十五日
小樽市高砂町一丁目一番地
高砂倉庫株式会社

新株式発行公告
昭和二十六年十二月二十五日取締役会の決議に基き左記に依り新株式を発行致しますので公告致します。
一、新株式発行数 額面株式十万株
二、発行価額 一株に付金五十円
三、割当方法 発行株数十万株の内五万株は昭和二十七年二月十八日午後五時現在の株主に対し、その所有株式三株に付一株の割合で新株を割当てる。
四、申込期限 昭和二十七年二月二十日
五、払込期日 昭和二十七年二月末日
六、申込証拠金 一株に付金五十円(払込期日に新株払込金に振替充当する)。
七、申込取扱銀行其の他必要事項は追て株主各位に通知する。
◎御注意
前記の通り発行新株の内五万株は昭和二十七年二月十八日午後五時現在の株主に割当てられますので、名義書換未済の方は至急御手続き願ひます。
昭和二十七年一月十七日
東京都北区東十條二丁目二番地
株式会社白光舎

整備計画実行完了公告
当社は昭和二十七年一月九日整備計画の実行を完了いたしましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告いたします。
昭和二十七年一月十七日
神奈川興業株式会社
(元北辰航空兵器株式会社)
清算人 清水 茂樹

株式名義書換停止公告
昭和二十七年二月一日より同年二月下旬開催予定の定時株主総会終了の日まで株式の名義書換、質権の登録及びその抹消を停止致します。
昭和二十七年一月十日
大阪市東区淡路町三丁目二十番地
東洋アルミニウム株式会社

株式併合公告
昭和二十六年十二月二十四日第三回定時株主総会に於て本会社の定款を変更し従来一株五十円の株式を一株五百円に改めた結果商法第三百七十七條に依る株式併合を行う事になりましたについては来る昭和二十七年四月十七日までに各位御所有の株券を本会社に御提出の上新株券を御受取り願い度く此の段公告致します。
昭和二十七年一月十七日
東京都千代田区内幸町二の十八
株式会社電通印刷所

株券提供公告
株主各位
臨時株主総会の決議に依り下記両会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議されましたので就而株式併合の必要がありますので乙会社の株券を御所持の方は本公告掲載の日より三箇月以内に御提供相成度右公告します。
昭和二十七年一月五日
和歌山市納定九五番地
甲 弘国染工株式会社
大阪市東区本町四丁目四六番地
乙 日本染業株式会社

株主総会決議公告
去る十二月二十八日開催の定時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。
東京都品川区西大崎一の三二六
星製薬株式会社
取締役社長 星 親一
株主各位
第一号議案 第二次資産の再評価及其評価額の合計額承認の件は原案通り承認可決
第二号議案 自昭和二十六年六月一日至昭和二十六年十一月三十日、営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書並損失金処分案承認の件は原案通り承認可決
第三号議案 取締役及監査役改選の件は取締役に星親一、長幡保良、日村豊蔵、若松只一、根岸寛一、内山良治、宮永孫康、内藤半次郎、佐川正多賀、監査役に花井忠、下山田政経、野口秀雄各々選任せられ就任す。
第四号議案 株式併合の件は延期希望の株主多数のため留保と決す。
第五号議案 商法改正に伴う定款変更の件は第四号議案の留保により第五條第七條を修正して原案通り承認可決、但し決議の趣旨に反しない限り一部字句の修正を取締役会に一任す。

貸借対照表
昭和二十六年十一月三十日現在

借方	
土地建物	一七、三三六、五七一・三九
構築物	三一、六七七・七五
機械装置	一、六五〇、五七三・三四
器具備品	四四五、二六五・三六
特許権	一、〇六四、七三四・〇一
出資金	四六、〇〇〇・〇〇
現金及預金	二四三、四三九・二五
受取手形	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛金	三、五六四、七一六・六二
有価証券	一三三、五五〇・〇〇
棚卸資金	一、八九七、九一〇・〇一
仮払金	六一、七八九、五四九・七七
協和薬品株式会社	一、八一四、〇四九・二八
繰越損失金	八四、〇五六、二九五・二九
当期欠損金	二四、〇六二、九九八・〇九
合計	三一二、一一六、三三〇・一六
貸方	
払込済資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	八、二六四、〇二五・〇〇
支払手形	三一、八〇七・四四
買掛金	二、七〇〇、七九二・〇八
短期借入金	三三、五三六、二〇三・一四
未払金	二五、六三三、七三四・九三
長期借入金	二六、二六三、〇三七・五七
再評価積立金	一六六、四〇七、七三〇・〇〇
合計	三一二、一一六、三三〇・一六

尚繰越欠損金及当期損失金は再評価差額を以て塡補致しました。

第二期決算公告
(昭和二十六年九月三十日現在)
貸借対照表

資産の部	
預金及現金	二、二三一、〇五八・八九
未収入金	二、八九三、八五六・〇〇
商品	三、三一四、八七〇・三〇
未着商品	二八三、二〇五・七二
仮払金	七八〇、七四四・〇〇
保証金	四五、九二〇・〇〇
什器工具備品	一、一七三、〇八七・四二
土地	一、三五〇、〇〇〇・〇〇
創業費	一、七〇五、三二七・二〇
合計	三、七七八、〇六九・五三
負債の部	
支払手形	一八、七五二、七七七・七三
未払金	一、一三一、八〇三・四二

第7505号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

借入金　一、六〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金　七〇五、九九〇・〇〇
預り金　三、八五九、四二四・二一
資本金　五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金　六、〇〇〇・〇〇
納税準備金　一、五六〇・〇〇
前期繰越金　六一、八六七、四八

当期利益金　一、六五八、六四六・六九
合計　三二、七七八、〇六九・五三

昭和二十六年十二月
協和自動車株式会社

Aspeed タイム・スタンプ
電報、書留、送り状、伝票の発受に遊技場、競技場の出入に
一触！公平な時分を明確に印字する
全国電報局御指定
［カタログ送呈］

FEB 6 AM 4-36
東京・杉並・堀ノ内
中島精密工業株式会社
電話中野(38)1467・3406・4291・4068番

貸借対照表
（昭和二十六年十月三十一日現在）

資産の部

土地　一、一一六、四八〇・九六
建物　四、一五五、六七〇・〇四
建物附属設備　四四、一六九・〇〇
機械装置　二、六二三、二〇九・九五
構築物　七九二、五〇八・八〇
運搬具　一、八九四、二五五・〇〇
工器具備品　六三六、八六〇・〇〇
電話加入権　三五七、九八三・五八
長期出資　三九、二〇三・〇〇
有価証券　一三、〇〇〇・〇〇
原料材料　四六一、六八六・〇〇
貯蔵品　一、九九二、〇四五・九九
容器勘定　五九、九九七・二〇
仕掛品　二、二六〇、六一五・〇〇
製品　一、七七四、〇九三・九〇
受取手形　四、〇二二、一七七・〇〇
売掛金　八、九三五、六三七・五〇
滞貸金　二一、一九三、三八六・五〇
　計　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

負債の部

支払手形　一、八四三、四四一・七七
買掛金　四、三九九、九七六・八六
前受金　二七、〇三六・一〇
預り金　一四四、七九九・〇九
仮受消費税　一、八九〇、〇九六・〇〇
未払金　一、五六二、〇五六・〇〇
未払法人税　一九〇、九五九・二五
未払事業税　一一、四二四・八三
未払利子税　二六、七〇二、五八九・〇三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

資本の部

資本金　三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金　三五〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金　三、〇九四、六八〇・〇〇
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月三十一日
静岡市柳町十六番地の一
安倍川工業株式会社

第二十七期決算公告
（昭和二十六年九月二十日現在）

貸借対照表

資産の部

土地　一四、二四五、一六一・三九
建物　二、三一八、〇〇五・〇〇
建物附属設備　七九八、一一三・五〇
機械装置　一三〇、九三六・〇〇
構築物　一三六、三五四・〇〇
運搬具　一六二、七一三・九七
工器具備品　三、〇〇五、五八二・三七
電話加入権　三七、六六二、三八四・八六
長期出資　四、六五〇、〇〇〇・〇〇
有価証券　一、九九二、〇四五・九九
原料材料　五九、九九七・二〇
貯蔵品　二、二六〇、六一五・〇〇
容器勘定　一、七七四、〇九三・九〇
仕掛品　六九、七六〇、九五三・二四
製品　四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
受取手形　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
現金預金　一一〇、〇〇〇・〇〇
　一五五、五〇二・七五
受取手形　一三、六〇〇・〇〇
諸口　五七一、九四〇・〇〇
預り金　一四三、九一八・〇〇
資本金　一二四、四六一・〇〇
法定積立金　一、〇五〇、〇〇〇・〇〇
納税準備金　二、三六〇、二五五・〇〇
前期繰越金　二、一九一、四六三・二六
　一六二、三二九・七二
　四九、五〇八、六二八・三五

負債の部

支払手形　二、三〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未払金　一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
　五〇〇、〇〇〇・〇〇
前受金　九九七、七六四・〇〇
預り金　一、八八一、七五〇・〇〇
　六三、〇〇〇・〇〇
仮受消費税　一、三〇〇、〇〇〇・〇〇
未払法人税　一〇、一三〇、〇〇〇・〇〇
未払事業税　三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未払利子税　七、四八三、六八七・〇〇
　八、五二五、三〇四・五〇
　一、五一三、〇二一・〇〇
　三、八五一、五六九・六五
　三〇八、四九五、一六
　三九四、三三〇・〇〇
　二〇三、二三一・四三
　五、八五六、四七五・六一
　四九、五〇八、六二八・三五

資本の部

資本金　一、六五八、六四六・六九
　三二、七七八、〇六九・五三
別途積立金　一〇〇、〇〇〇・〇〇
　八、三二六、三〇四・五七
再評価積立金　五五、二四〇・〇〇
税金引当金　三三四、五四三・二五
前期繰越金　六、七五〇、〇〇〇・〇〇
　三、三七三、四五七・二〇
借入金　四〇、六八三、三四八・七六
前受及仮受金　二、六二五、〇四二・一三
未払金　四〇、六八三、三四八・七六
買掛金　三、四一三、〇一七・三三
当期利益金　六九、七六〇、九五三・二四
　計　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十七年一月十日
名古屋市中区流町八番地
矢島工業株式会社

タイガー計算器
売販接直・産実場大
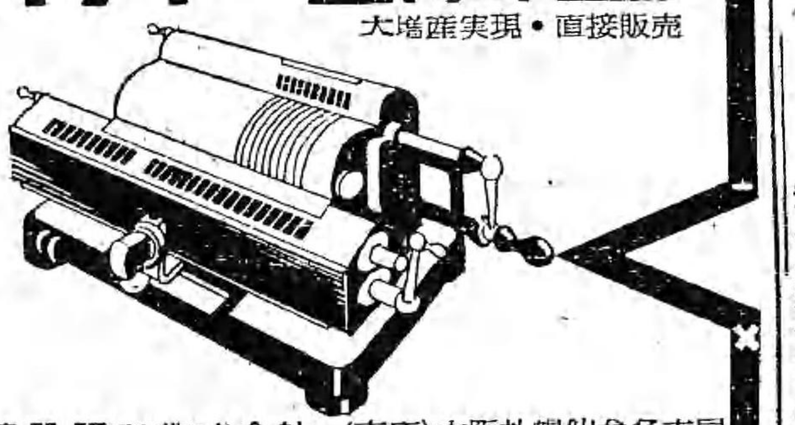
タイガー計算器販売株式会社・(支店)大阪札幌仙台名古屋三十三
東京銀座西二　電話京橋3760・4019　大阪広島福岡(工場)

第二十六期決算公告
昭和二十六年十月三十一日現在
貸借対照表

資産の部

現金　一六、八三三、一七
預金　一、七四四、八一八、三五
銀行預金　六、二九四、〇七
局預金　八二五、一六七、四五
土地　二、五九八、八三九、二二
建物　一、〇四、三六二、六八
機械装置　四〇五、六〇〇、八三
家具備品　四〇五、二八九、二一〇
建物附属設備　一九、〇六三、〇〇〇
機械器具　一一、〇七四、五〇
工具器具備品　一一、二四九、九三三、六三
運搬具　一、一六八、五七
供給品　一、一六八、五七
有価証券　一、一六八、五七
出資金　一、一六八、五七
受取手形　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛金　三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
現金預金　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
製品　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
仕掛品　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
原材料　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越利益金　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純利益金　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
　計　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

負債の部

支払手形　一、一六八、五七
買掛金　一、一六八、五七
前受金　一、一六八、五七
預り金　一、一六八、五七
仮受消費税　一、一六八、五七
未払金　一、一六八、五七
未払法人税　一、一六八、五七
未払事業税　一、一六八、五七
未払利子税　一、一六八、五七
短期借入金　一、一六八、五七
支払手形　一、一六八、五七
買掛金　一、一六八、五七
前受金　一、一六八、五七
預り金　一、一六八、五七
短期借入金　一、一六八、五七
長期借入金　一、一六八、五七
支払手形　一、一六八、五七
未払金　一、一六八、五七
仮受金　一、一六八、五七
保証金　一、一六八、五七
前期繰越金　一、一六八、五七
当期利益金　一、一六八、五七
　計　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十二月十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十二期決算公告
（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

流動資産　一六、九〇六、九三三・四八
固定資産　三四、六七七、八七〇・〇九
繰延勘定　一三、三四四・二〇
　計　五一、五九八、一四七・七七

負債の部

流動負債　二三、六七三、四三四・一六
固定負債　七、七七八、九〇四・〇〇
資本金　五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金　一五、三六八、一四六・四〇
当期利益金　七七七、六六三・二一
　計　五一、五九八、一四七・七七

昭和二十六年十二月
東京都港区芝田村町一丁目二番地
東邦水産株式会社

第二十九期決算公告
（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

借方（資産の部）

固定資産　一九八、四四六、二六〇・七五
植林部勘定　六一八、一一〇・七七
有価証券及投資　一、四七五、七三八・三三
原料及製品　四五、六四七、三三三・五三
受入勘定　四三、二五四、四六三・三三
仮拂金　七、九六〇、五八八・二八
割引手形　二三、八五九、二九八・二〇
預金及現金　三〇、四七一、八〇四・七〇
　計　三五一、七三三、五九七・八九

貸方（負債の部）

仕拂入金　四一、〇六六、五三四・〇〇
諸勘定　二三、一三六、〇九七・九九
引当金　二、一三一、〇二〇・〇〇
受保証金　四〇五、六〇〇・八三
仮受金　二三、八五九、二〇一・八六
書立金　一八二、三六七、五四八・六四
本金　六、一八〇、〇〇〇・〇〇
資積立金　一三一、一六八、五七
前期繰越金　七二、四五五、三三九・七六
当期利益金　三五一、七三三、五九七・八九
　計　静岡市柳町十六番地の一
安倍川工業株式会社

尚監査役全員任期満了に付改選の結果鈴木安蔵、野村浅太郎両氏が再選重任しました。

第三十二回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十一期決算公告
（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

流動資産　一六、九〇六、九三三・四八
固定資産　三四、六七七、八七〇・〇九
繰延勘定　一三、三四四・二〇
　計　五一、五九八、一四七・七七

負債の部

流動負債　二三、六七三、四三四・一六
固定負債　七、七七八、九〇四・〇〇
資本金　五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金　一五、三六八、一四六・四〇
当期利益金　七七七、六六三・二一
　計　五一、五九八、一四七・七七

昭和二十六年十二月
東京都港区芝田村町一丁目二番地
東邦水産株式会社

第三十回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十一回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十二回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十三回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十四回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十五回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十六回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十七回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十八回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第二十九回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十一回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十二回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十三回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十四回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十五回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十六回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十七回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十八回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・〇〇
支拂手形　六五、七八二、一四九・三〇
未拂金　三六、三三三、九三八・二四
前受金　二四、九三五、〇六六・〇〇
預り金　一五三、〇五〇・〇〇
諸積立金　三、七八〇、一五一・〇〇
繰越利益剰余金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期純益金　八七、八六八、一三八・八〇
　計　二、六八九、五四七・二一
　二八、〇三三、〇〇九・一七
　二九五、四五五、二三七・七三

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府泉大津市高津町四二番地
東津毛織株式会社

第三十九回決算公告
昭和二十六年十一月二十五日現在
貸借対照表

借方（資産の部）

現金及預金　二八、三三一、九五五・四二
受取手形　三五、八六三、九六五・八六
売掛金　三八、七七一、七五三・二四
渡債権　九、三三六、八二六・〇〇
前拂費用　一二〇、五一四、〇五〇・三一
短期貸付金　一、六七一、四九一・七〇
未収入金　四、五五三、三五〇・〇〇
仮拂金　二七七、〇三六・一〇
前受金　五六、一四四、七九九・〇九
預り金　二九五、四五五、二三七・七三
　計　三五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債及資本の部）

短期借入金　三三、八八一、一七八・